# 福井県좪

号外第31号令和7年3月31日(月)火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集登載事項)
規則
※福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則(19・税務課)3
※福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規
則(20・人事課)
※福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正す
る規則(21・同)
※福井県公有財産等管理規則の一部を改正する規則(22・財産活用課)21
※福井県公印規則の一部を改正する規則(23・情報公開・法制課)25
※私立学校等に係る学校教育法等施行細則の一部を改正する規則(24・大学私学
課)
※公立大学法人福井県立大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一
部を改正する規則(25・同)29
※住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(26・市町協働課)30
※福井県病院事業財務規則の一部を改正する規則(27・地域医療課)31
※福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則等の一部を改正する規則(28・同
)
※福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則(29・医薬食品・衛生課)34
※福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則の一部
を改正する規則(30・河川課)
※福井県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則(31・同)45
※宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(32・都市計画課)46
※建築士法施行細則の一部を改正する規則(33・建築住宅課) ···········62
※福井県財務規則の一部を改正する規則 (34・審査指導課) ·················· 67
※福井県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(
35 · 同) · · · · · · · · · · · · 7 8
告示
※福井県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する告示(132・土木管理課)…93
訓 令
בו ויים

※県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令(10・税務課)94 ※知事の事務部局等の職員等の旅費等取扱規程の一部を改正する訓令(11・人事	
課)95	
※福井県県有自動車管理規程の一部を改正する訓令(12・財産活用課)100	
議会局訓令	
<ul><li>※福井県議会議会局の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令(1・議会局)</li><li>101</li></ul>	
教育委員会規則	
※福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則の一部を改正する規則 (6・教職員課) 	
人事委員会規則	
※令和6年勧告改正給与条例の施行に伴う地域手当の支給の特例に関する規則(9) 	
※令和6年勧告改正給与条例の施行に伴う令和7年4月1日における号給の切替え	
等に関する規則(10)	
※福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(1	
1)1 2 8	
※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(12	
)	
※通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(13) · · · · · · · · · 147	
※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(14) ······162	
※特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則(15)197	
※住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(16)200	
※義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(17)…203 ※単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(18)208	
※早身起任于ヨの支給に関する規則の一部を改正する規則(18) ······208 ※管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(19) ·····211	
※ 官理職員特別動榜十ヨの文緒に関する規則の一部を改正する規則 (19) 211 ※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (	
20)	
※福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例施行規則の一部	
を改正する規則(21)219	
人事委員会告示	
バータームロホ ※福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、	
休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示(1)220	
人事委員会訓令	
※福井県人事委員会事務局の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令(1)	
企業管理規程	

※福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程(2)229	
公営企業訓令	
※福井県公営企業自動車管理規程の一部を改正する訓令(1)232	
	1

# 規則

福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第19号

福井県県税条例施行規則の一部を改正する規則

福井県県税条例施行規則(昭和37年福井県規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第48条 削除 (納税済印の印影の形式) 第48条の2 条例第135条の6第2項、第142条第3項および第210条 第2項に規定する納税済印(以下この節において「納税済印」という。)の印 影の形式は、別記様式第61号の2によるものとする。	(狩猟税証紙の種類および形式) 第48条 条例第210条第1項に規定する狩猟税証紙(以下この節において「 狩猟税証紙」という。)の種類は、100円、500円、1,000円、5, 000円、5,500円および8,200円の証紙とする。 2 前項に規定する狩猟税証紙の形式は、別記様式第61号によるものとする。 (納税済印の印影の形式) 第48条の2 条例第135条の6第2項および条例第142条第3項に規定する納税済印の印影の形式は、別記様式第61号の2によるものとする。
	<u>(証紙代金収納計器により表示される印影の形式)</u> 第48条の3の2 条例第135条の6第3項および条例第143条第2項の規 則で定める証紙代金収納計器(以下この節において「収納計器」という。)に
第48条の4 削除 (領収済証の発行)	より表示される印影の形式は、別記様式第61号の3の2によるものとする。 (税証紙収納簿への記載) 第48条の4 県税事務所等の長は、条例第210条第2項の規定により狩猟税 証紙を抹消したときは、直ちに別記様式第61号の4の税証紙収納簿へ記載しなければならない。
(現収済証の光行) 第48条の5 福井県税事務所長は、条例第135条の6第1項または条例第1	(領収済証の発行) 第48条の5 福井県税事務所長は、条例第135条の6第1項または条例第1
42条第3項の規定により、納税者から <u>自動車税の環境性能割額(当該自動車</u> 税の環境性能割額に係る延滞金額を含む。)または自動車税の種別割額の納付	42条第3項の規定により、申告書または修正申告書に収納計器により自動車 税の環境性能割額(当該自動車税の環境性能割額に係る延滞金額を含む。)も

しくは自動車税の種別割額に相当する金額を表示した印(以下この節において

「証紙代金収納印」という。) を押印させることによって、納税者から当該税額の納付を受けた場合には、第48条の2の規定による納税済印を押印した別

61号の5の領収済証を当該納税者に交付するものとする。

を受けた場合には、第48条の2の規定による納税済印を押印した別記様式第

### 第48条の6から第48条の16まで 削除

- 記様式第61号の5の領収済証を当該納税者に交付するものとする。 (狩猟税証紙の売りさばき)
- 第48条の6 狩猟税証紙は、知事が指定する売りさばき人(以下本節において 「売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。
- 2 売りさばき人は、狩猟税証紙を知事から買い受けるものとする。 (証紙代金出納印の押印等)
- 第48条の7 証紙代金収納印は、条例第135条の6第1項および条例第14 2条第3項の証紙代金収納計器取扱者(以下この節において「計器取扱者」と いう。)において押印するものとする。
- 2 計器取扱者は、収納計器を始動させるために必要な別記様式第61号の6の 始動票札でその買受金額が入力されたもの(以下この節において「始動票札」 という。)を知事から買い受けるものとする。
- 3 計器取扱者は、条例第135条の6第1項または条例第142条第3項の規 定により支払われた金額を収納する場合において、当該金額の累計額が始動票 札に入力された買受金額(以下この節において「入力金額」という。)を超え たときは、当該始動票札の使用を終え、速やかに、これを知事に返還しなけれ ばならない。

(売りさばき人等の指定および取消し)

- 第48条の8 知事は、次条第1項の規定により指定の申請のあった者のうちか ら、次に掲げる要件に該当する者で適当と認めるものを売りさばき人または計 器取扱者(以下本節において「売りさばき人等」という。)に指定する。
- (1) 一般の需要を満たすに足る狩猟税証紙または始動票札を購入する資力を有 する者であること。
- (2) 納税者が納税をする場合に便宜な狩猟税証紙の売りさばき場所または証紙 代金収納印の押印場所を有する者であること。
- (3) 売りさばく狩猟税証紙または押印する証紙代金収納印に係る県税について 納税者の相談に応じうる能力のある者であること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、狩猟税証紙の貼付または証紙代金収納印の押 印による県税の収納事務(以下本節において「証紙等収納事務」という。 の円滑化を期されると認められる者であること。
- 2 知事は、売りさばき人等の指定に当たっては、証紙等収納事務の円滑化を図 るために、必要な限度において条件を付することができる。
- 3 知事は、売りさばき人等がこの規則の規定に違反したとき、または第1項の 要件を欠くに至ったときその他売りさばき人等として不適当であると認めたと きは、第1項の指定を取り消すことができる。
- 4 知事は、第1項の規定により売りさばき人等を指定したとき、または前項の 規定により第1項の指定を取り消したときは、直ちにその旨を告示するものと

する。

(売りさばき人等の指定申請等手続)

- 第48条の9 売りさばき人等の指定を受けようとする者または指定を受けた後 内容を変更しようとする者は、別記様式第61号の7の売りさばき人等指定( 変更承認)申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請書を受理したときは、その適否を審査し、適 当と認めるときは、別記様式第61号の8の売りさばき人等指定(変更承認) 書を当該申請者に交付するものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定により指定を取り消したときは、別記様式第61 号の9の売りさばき人等指定取消通知書により当該指定の取り消しを受けた者 に通知するものとする。

(売りさばき人等に対する指示等)

第48条の10 知事は、証紙等収納事務の円滑化を図るために必要があると認 めるときは、その限度において、売りさばき人等に対し、狩猟税証紙の売りさ ばきの方法、証紙代金収納印の押印の方法その他必要な事項について指示をし 、または報告を求めることができる。

(売りさばき人等の義務)

- 第48条の11 売りさばき人等は、別記様式第61号の10の売りさばき人等 標札を住民の見やすいところに掲げなければならない。
- 2 売りさばき人等は、指定に際し付された条件および指示を誠実に履行すると ともに一般の需要を満たすに足る数量の狩猟税証紙または始動票札を常備し、 その売りさばき場所において狩猟税証紙の額面金額で公平に売りさばき、また は証紙代金収納印の押印場所において鮮明に証紙代金収納印を押印しなければ ならない。
- 3 売りさばき人は、消印された狩猟税証紙または著しく汚染し、もしくは損傷 した狩猟税証紙を売りさばいてはならない。

(狩猟税証紙および始動票札の買受けの方法)

- 第48条の12 売りさばき人等は、狩猟税証紙または始動票札を買い受けよう とするときは、福井県財務規則第54条第2項の規定による納付書により、買 い受けようとする狩猟税証紙の額面金額の合計額または始動票札への入力金額 に相当する額の買受代金を指定金融機関に納付するとともに、別記様式第61 号の11の狩猟税証紙等買受請求書を知事に提出しなければならない。
- 2 売りさばき人等が前項の規定により狩猟税証紙または始動票札の買受代金を 指定金融機関に納付する場合においては、次条の規定により交付される売りさ ばき手数料または押印手数料の額に相当する額を当該買受代金の額から控除す

(売りさばき手数料および押印手数料)

- 第48条の13 知事は、証紙等収納事務の円滑化を期するため、売りさばき人 等の行う狩猟税証紙の売りさばき業務または証紙代金収納印の押印業務に対し て売りさばき手数料または押印手数料を交付するものとする。
- 2 前項の規定により交付される売りさばき手数料の額は、売りさばき人が買い 受けた狩猟税証紙の買受代金の額の100分の2.2に相当する額とする。
- 3 第1項の規定により交付される押印手数料の額は、売りさばき人が毎年4月 1日から翌年3月31日までの間に買い受けた始動票札の買受代金の額の累計 額を次の各号に掲げる金額に区分し、当該金額にそれぞれ当該各号に掲げる率 を乗じて得た金額の合計額とする。
- (1) 10億円以下の金額 100分の1.1
- (2) 10億円を超え20億円以下の金額 100分の0.77
- (3) 20億円を超える金額 100分の0.55
- 4 前2項の規定により算定した売りさばき手数料および押印手数料の額に1円 未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(狩猟税証紙および始動票札の返還等)

- 第48条の14 狩猟税証紙は、これを返還して現金の還付を受け、または他の 狩猟税証紙と交換することができない。ただし、狩猟税証紙の種類もしくは形 式を変更し、もしくは廃止したとき、または第48条の8第3項の規定により 売りさばき人の指定を取り消したときその他知事がやむを得ない理由があると 認めるときは、この限りでない。
- 2 始動票札は、これを返還して現金の還付を受けることができない。ただし、 証紙代金収納印の押印による納付もしくは徴収の方法を廃止したとき、または 第48条の8第3項の規定により計器取扱者の指定を取り消したときその他知 事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 第1項ただし書または前項ただし書の規定により、売りさばき人もしくは売りさばき人から狩猟税証紙を買い受けた者が狩猟税証紙を返還して現金の還付を受けようとするとき、または計器取扱者が始動票札を返還して現金の還付を受けようとするときは、別記様式第61号の12の税証紙(始動票札)代金還付申請書兼請求書に当該返還する狩猟税証紙または始動票札を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により税証紙(始動票札)代金還付申請書兼請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、還付すべきものと認めたときは、売りさばき人にあっては当該狩猟税証紙の額面金額からその売りさばき手数料の額に相当する額を控除した金額を、計器取扱者にあっては始動票札への入力金額から証紙代金収納印の押印に係る金額および当該始動票札の未使用金額に対応する押印手数料の額に相当する額を控除した金額を、売りさばき人から狩猟税証紙を買い受けた者にあっては当該狩猟税証紙の額面金額を還付するも

# (狩猟税または自動車税に係る申告書等の保存)

第48条の17 県税事務所等の長は、納税者から提出を受けた納税済印を押印 した狩猟税または自動車税に係る申告書または修正申告書(以下この条におい て「申告書等」という。)を、当該申告書等の提出を受けた年度(以下この条 において「提出年度」という。) の翌年度から起算して5年度間保存しなけれ ばならない。

2 · 3 (略)

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に係る電磁的記録等による記録等の承認の 申請等)

- 第63条 条例第93条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす る。
  - (1) 申請者の氏名または名称、住所もしくは居所または主たる事務所もしくは 事業所の所在地および主たる事務所または事業所以外の事務所または事業所 の所在地ならびに法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規 定する法人番号をいう。次条において同じ。)(法人番号を有しない者にあ っては、氏名または名称ならびに住所もしくは居所または主たる事務所もし

のとする。

- 5 売りさばき人または売りさばき人から狩猟税証紙を買い受けた者は、第1項 ただし書の規定により、他の狩猟税証紙と交換しようとするときは、別記様式 第61号の13の税証紙交換申請書に交換しようとする狩猟税証紙を添えて知 事に提出しなければならない。
- 6 前項に規定する場合において、売りさばき人から狩猟税証紙を買い受けた者 は、同項の規定にかかわらず、税証紙交換申請書に交換しようとする狩猟税証 紙を添えて売りさばき人に提出することができる。この場合において、当該売 りさばき人は、当該狩猟税証紙を交換するものとする。

(狩猟税証紙および証紙代金収納印の印影の無効)

- 第48条の15 消印された狩猟税証紙または著しく汚染し、もしくは損傷した 狩猟税証紙は、無効とする。
- 2 申告書または修正申告書に押印されている証紙代金収納印の印影が著しく汚 染し、または損傷している場合における当該印影は、無効とする。

(狩猟税証紙の出納保管)

- 第48条の16 会計管理者は、狩猟税証紙を出納保管しなければならない。
- 2 会計管理者は、別記様式第61号の14の狩猟税証紙受払簿を備え、狩猟税 証紙の出納を明らかにするとともに、当該受払簿を年度経過後3年間保存しな ければならない。

(狩猟税証紙を貼付し、または証紙代金収納印を押印した申告書等の保存)

- 第48条の17 県税事務所等の長は、納税者から提出を受けた狩猟税証紙を貼 付し、または証紙代金収納印を押印した申告書または修正申告書(以下この条 において「申告書等」という。) を、当該申告書等の提出を受けた年度(以下 この条において「提出年度」という。) の翌年度から起算して5年度間保存し なければならない。
- 2 · 3 (略)

(ゴルフ場利用税の特別徴収義務者に係る電磁的記録等による記録等の承認の 申請等)

- 第63条 条例第93条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とす る。
  - (1) 申請者の氏名または名称、住所もしくは居所または主たる事務所もしくは 事業所の所在地および主たる事務所または事業所以外の事務所または事業所 の所在地ならびに法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規 定する法人番号をいう。次条において同じ。)(法人番号を有しない者にあ っては、氏名または名称ならびに住所もしくは居所または主たる事務所もし

くは事業所の所在地および主たる事務所または事業所以外の事務所または事 業所の所在地) くは事業所の所在地および主たる事務所または事業所以外の事務所または事 業所の所在地)

(2)~(7) (略)

(2)~(7) (略)

2 (略)

2 (略)

様式第53号の2および様式第61号を次のように改める。

様式第53号の2 (第40条、第76条関係) 納税証明書交付請求書 年 月 日 福井県 長様 住 所(所在地) ※代理人の方が請求する場合のみ記入してください。 (フリガナ) 請求者 氏 名(名 称) 代理人 氏名 (納税者) 個人番号(法人番号) 連絡先 (電話番号) 連 絡 先 (電話番号) 次のとおり納税証明書の交付を請求します。 ※該当する欄の□にレ印を記入するとともに、必要事項(対象税目、枚数および提出先)を記入してください。 枚数 使 用 目 的 対 象 税 目 証 明 事 項 (1) 自動車の名義変更 自動車税種別割 登録番号 福井( 枚 未納の額がないこと。 または抹消登録 (2) 県制度融資および 全税目 滞納の額がないこと。 枚 設備貸与制度の申込み (3) 県への補助金等の申請 全税目 滞納の額がないこと。 枚 (県営住宅の申込みを含む。) 個人事業税 )年所得分 (4) 建設業許可の申請 納付すべき額、納付した 法人事業税 • 枚 (初めての許可の場合) 特別法人事業税· ( 年 月 日)事業年度終了分 額および未納の額 地方法人特別税 個人事業税 ( )年所得分 納付すべき額、納付した (5) 建設業の事業年度 法人事業税 • 枚 終了の届出 額および未納の額 特別法人事業税: ( 年 月 日)事業年度終了分 地方法人特別税 個人事業税 ) 年所得分 納付すべき額、納付した 法人事業税 • (6) 競争入札参加者の 枚 П ( 年 月 日)事業年度終了分 額および未納の額 特別法人事業税: 資格審査の申請 地方法人特別税 滞納の額がないこと。 枚 全税目 個人事業税 ( )年所得分 納付すべき額、納付した 法人事業税: 枚 (7) 金融機関への融資 特別法人事業税: (年月日)事業年度終了分 額および未納の額 申込み 地方法人特別税 全税目 滞納の額がないこと。 枚 (8) 試掘権の存続延長の出願また 鉱区税 枚 登録番号 第( ) 号 滞納の額がないこと。 は試掘権の採掘権への転願 (9) その他 個人事業税 ( ) 年所得分 納付すべき額、納付した 法人事業税 • 枚 額および未納の額 特別法人事業税・ ( 年 月 日)事業年度終了分 地方法人特別税 全税目 枚 滞納の額がないこと。 過去()年以内に滞納処分 その他 を受けたことがないこと。 枚 【提出先】 手数料納付欄 納税証明書の発行1通につき【400円】お納めください。 (手数料納付システム利用時に記入) (窓口現金納付受領欄) (窓口キャッシュレス納付欄) 【申込番号】 簡易領収書記載欄 手数料領収済 領収書No.

様式第61号 削除 様式第61号の3の 様式第61号の4を2 様式第61号の4 削 様式第61号の5(-	欠のように改める。	類」を「合計額」に	こ改める。			
様式第61号の5(-	その3)中   ク12   3. ★★ リ特 5. (304 6. (304	・天然ガス・PHV・CI ★★かつ32年度燃費 F度)★★★★かつ32 F度)★★★★かつ32 F度)大★★★かつ32 リン・LPG車新車新規	基準+10%達成 4 2年度燃費基準+30% 2年度燃費基準+10%	. (30年度) 電気・天 <sup>歳成</sup>	度燃費基準+30%達成 F然ガス・PHV・CD乗用』 見登録後11年超	事 を
グ化 リ特 ン例 - 1 ン例 - 3. (R6年度のみ) 4. (ディーゼル車 R2年度燃費基準 5. (R6年度のみ) 70%達成かつR24 6. ガソリン・LPG 7. ディーゼル車業	・PHW  LPG車)★★★★かつR12年度燃費基準 (ガソリン車・LPG車)★★★★かつR1: H30年排出ガス基準適合またはH21年 達成の営業用の乗用車 ディーゼル車)H30年排出ガス基準適 E度燃費基準達成の営業用の乗用車 車新車新規登録後13年超  「事新規登録後11年超	2年度燃費基準70%達成かつ 排出ガス基準適合かつR12 <sup>4</sup> 合またはH21年排出ガス基準	R2年度燃費基準達成の営業 F度燃費基準90%達成かつ		改める。	
様式第116号中	既に申告(納付)した額 ②  この修正申告により増加した額 ① - ②  備 考				円	を

既に申告(納付)した額②		
この修正申告により増加 した額①-②	円	に改める。
備考	納税済印	

様式第172号の2を次のように改める。

様式第172号	の2(第8	7条の3関係	)				
			※狩猟者の登録を受けた	た年月日		年 月	l II
	網				網		号
※整理番号	わな		※登録番号		わな		号
	第1種		,		第1種		号
	第2種				第2種		号
福井県	長様	狩	猟税申告	<b>書</b>	日	符 犯 登録 確 記	庁の
			郵便番号				
		住 所					
申 告	者		電	話番号			
		ふりがな			1	職	業
		氏 名					
狩猟者の登録の	区分	□ 3 許可捕獲 □ 4 許可捕獲 可捕獲等に	捕獲員 捕獲等事業者の従事者 等をした者(登録の申請前1: 等に従事した者(登録の申請 に従事した者) 4に該当しない者		内に許可を受	けた者の従い	
登録を受けよう 許の種類	とする免		税率区分	1・2	F猟者の登録	税 額 の区分 5	放鳥獣猟 区に限る
□網猟		(1)本年度の道 の不要な者	府県民税の所得割額の納付	課税	□ 2,700円	口 5,500円	1,300円
		(2)(1)以外の者					
□わな猟		(1)本年度の道	府県民税の所得割額の納付		4,100円	8,200円	2,000円
3.4/4		の不要な者			2,700円	5,500円	1,300円
		(2)(1)以外の者			4,100円	8,200円	2,000円
□第1種銃猟			府県民税の所得割額の納付				0.700
□ライフル銃 □空気銃(圧約	宿ガスを	の不要な者 (2)(1)以外の者		1	5,500円	11,000円	2,700円
使用するものを □第2種銃猟	含む)	筆り 挿絵 弾 名	許に係る狩猟者の登録を	-	8,200円	16,500円	4,100円
□空気銃(圧約		界∠性蛇猟児 受ける者	申 1 (〜 DN 公力) 3TU 日 ソフロッスで		2,700円	5,500円	1,300円
<ol> <li>2 狩猟者の登さい。</li> <li>3 第1種銃猟いて、第2種4 狩猟者登録</li> </ol>	() は狩猟者登録の区分、 免許を受け 銃猟の免許 を受ける年 後受額がな	登録を受けようた者が空気銃の の種類および利度の道府県民利い旨を証明する	らに狩猟者登録庁へ提出して うとする免許の種類および税 のみを申請する場合、登録を 税額の該当する区分の□に✔ 税の所得割額の納付が不要な る書面を添付してください。	<ul><li>・</li></ul>	する区分の とする免ぎ てください	Fの種類およ `。	び税額につ
	1	1,100 4 0					
※納税済目			狩猟税相当:			確認書類	
(県税務事務所等	Ptr:Fl1)		(申告者が	(記入)		井県猟友会	
					領	収書等	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の福井県県税条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第48条の6第1項の規定により、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に売りさばきを受けた狩猟税証紙(まっ消されたものまたは額面金額もしくは狩猟税証紙であることが確認できないものを除く。)に係る改正前の規則 第48条の14第1項の規定による返還および現金の還付については、施行日から令和12年3月31日までの間に限り、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第48条の6第1項に規定する売りさばき人または改正前の規則第48条の7第1項に規定する計器取扱者に指定されている者は、施行日前に買い受けた狩猟税証紙または始動票札を施行日以後遅滞なく返還しなければならない。この場合において、知事は、令和12年3月31日までに当該返還をした者に対し、現金を還付するものとする。
- 4 前項の規定により売りさばき人が狩猟税証紙を返還して現金の還付を受けようとするとき、または計器取扱者が始動票札を返還して現金の還付を受けようとするときは、改正前の規則第48条の14第3項に規定する税証紙(始動票札)代金還付申請書兼請求書に当該返還する狩猟税証紙または始動票札を添えて知事に提出しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定により税証紙(始動票札)代金還付申請書兼請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、還付すべきものと認めたときは、売り さばき人にあっては当該狩猟税証紙の額面金額からその売りさばき手数料の額に相当する額を控除した金額を、計器取扱者にあっては始動票札への入力金額から証 紙代金収納印の押印に係る金額および当該始動票札の未使用金額に対応する押印手数料の額に相当する額を控除した金額を還付するものとする。
- 6 改正前の規則第48条の13の規定による施行日前の売りさばき業務または証紙代金収納印の押印業務に対する手数料の交付については、なお従前の例による。
- 7 改正前の規則様式第53号の2に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第20号

福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例施行規則(昭和31年福井県規則第95号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

一	J CLUXIL 9 &
改正後	改正前
(目的)	(目的)
第1条 この規則は、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(昭和	第1条 この規則は、福井県特別職の職員の給与および旅費に関する条例(昭和
29年福井県条例第3号。以下 <u>「特別職条例」</u> という。) <u>および福井県教育長</u>	29年福井県条例第3号。以下 <u>「条例」</u> という。)の施行に関し必要な事項を
の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和46年福井県条例第6	定めることを目的とする。
<u>7号。以下「教育長条例」という。)</u> の施行に関し必要な事項を定めることを	
┃ ┃ 目的とする。	
(議会の議員の議員報酬の支給)	(議会の議員の議員報酬の支給)
第2条 <u>特別職条例</u> 第2条第1項に規定する議会の議員の議員報酬は、その職に	第2条 <u>条例</u> 第2条第1項に規定する議会の議員の議員報酬は、その職に就いた

13 令和7年3月31日(月) 福井県報号外第31号

就いた日から支給する。

2~4 (略)

(議会の議員に弁償する費用)

- 第3条 特別職条例第2条第3項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃 、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当および宿泊費とし、これらの内容 は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。
- 2 前項に規定する弁償する費用の額は、別表第1に掲げるとおりとする。 (知事等の旅費)
- 第4条 特別職条例第3条第6項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃 、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、転居費、着後滞在費お よび家族移転費とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職 員の例による。
- 2 前項に規定する旅費の額は、別表第2に掲げるとおりとする。 (教育委員会の委員等の報酬の支給)
- 第5条 第2条の規定は、特別職条例第4条第1項に規定する教育委員会の委員 | 等のうち報酬が月額で定められている委員に準用する。

日から支給する。

2~4 (略)

(教育委員会の委員等の報酬の支給)

第3条 前条の規定は、条例第4条第1項に規定する教育委員会の委員等のうち 報酬が月額で定められている委員に準用する。

(県内旅行における委員等の費用弁償の額)

第4条 条例第4条第3項ただし書、第5条第3項ただし書または第6条第3項 の規定による委員等(条例第4条第1項に規定する教育委員会の委員等、条例 第5条第1項に規定する委員会等の委員等および条例第6条第1項に規定する その他の特別職の職員をいう。以下同じ。)の費用の弁償の額は、別表に掲げ る額とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない

(旅行依頼簿等の様式の特例)

- 第5条 委員等に対し費用弁償を支給する場合の様式は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、当該各号に定める様式によることができる。
  - (1) 資金前渡により旅費を支給する場合
    - ア 旅行依頼簿 (様式第1号) または旅行依頼簿 (様式第2号)
    - イ 費用弁償資金前渡支給明細書(様式第5号)または費用弁償資金前渡支 給明細書(様式第6号)
    - ウ 費用弁償精算書(様式第9号)
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合
    - ア 旅行依頼簿(様式第3号)または旅行依頼簿(様式第4号)
    - イ 費用弁償支給明細書(様式第7号)または費用弁償支給明細書(様式第 8号)

(教育委員会の委員等に弁償する費用)

第6条 特別職条例第4条第3項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃

- <u>、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当および宿泊費とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。</u>
- 2 前項に規定する弁償する費用の額は、別表第3に掲げるとおりとする。 (附属機関の委員等に弁償する費用)
- 第7条 特別職条例第5条第3項に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃 、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当および宿泊費とし、これらの内容 は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例による。
- 2 前項に規定する弁償する費用の額は、福井県一般職の職員等の給与に関する 条例(昭和29年福井県条例第24号)第3条第1項第1号の行政職給料表( 以下「行政職給料表」という。)の9級の職務にある一般職員の例による。 (その他の特別職の職員に弁償する費用)
- 第8条 特別職条例第6条第3項の規定によるその他の特別職の職員の費用の弁 償の額は、行政職給料表の4級の職務にある一般職員の例による。ただし、知 事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(教育長の旅費)

- 第9条 教育長条例第5条に規定する知事が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空 賃、車賃、その他の交通費、宿泊手当、宿泊費、転居費、着後滞在費および家 族移転費とし、これらの内容は、この規則に定めるもののほか、一般職員の例 による。
- 2 前項に規定する旅費の額は、別表第2に掲げるとおりとする。 附 則
- 1 (略)

(外国旅行の旅費)

- 2 特別職条例附則第3項に規定する特別職の職員の外国旅行の旅費については、次項から第6項までに定めるものを除き、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)の適用を受ける国家公務員等(次項において「国家公務員等」という。)に支給される外国旅行の旅費の例による。
- 3 特別職の職員の国家公務員等の職務に相当する職務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務とする。
- (1) (略)
- (2) 副議長、議員(議長および副議長を除く。) <u>、副知事および教育長</u> 法第 2条第1項第3号に規定する指定職の職務に相当する職務
- (3) 常勤の監査委員および特別職条例第4条第1項に規定する教育委員会の委員等 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(1)(以下この項において「行政職俸給表(1)」という。)の9級の職務に相当する職務

附則

1 (略)

(外国旅行の旅費)

- 2 条例附則第3項に規定する特別職の職員の外国旅行の旅費については、次項から第6項までに定めるものを除き、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号。以下「法」という。)の適用を受ける国家公務員等(次項において「国家公務員等」という。)に支給される外国旅行の旅費の例による。
- 3 特別職の職員の国家公務員等の職務に相当する職務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職務とする。
- (1) (略)
- (2) 副議長、議員(議長および副議長を除く。) <u>および副知事</u> 法第2条第1 項第3号に規定する指定職の職務に相当する職務
- (3) 常勤の監査委員および<u>条例</u>第4条第1項に規定する教育委員会の委員等 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項 第1号イに規定する行政職俸給表(1)(以下この項において「行政職俸給表(1)」という。)の9級の職務に相当する職務

- (4) 特別職条例第5条第1項に規定する委員会等の委員等 行政職俸給表(1)の 4級の職務に相当する職務
- 4 外国旅行における航空賃の額は、現に支払った旅客運賃(以下この項におい て「運賃」という。) による。ただし、その額が次の各号に規定する額を超え る場合には、当該各号に規定する額とする。
- (1) 運賃の等級が2階級に区分された航空機により移動するときは次に規定す る運賃の額に相当する額
  - ア 前項第1号、第2号または第3号に掲げる職員については、上級の運賃
  - イ 前項第4号に掲げる職員については、下級の運賃
- (2) 運賃の等級が3階級に区分された航空機により移動するときは次に規定す る運賃の額に相当する額
  - ア 前項第1号に掲げる職員については、最上級の運賃
  - イ 前項第2号または第3号に掲げる職員については、最上級の直近下位の 級の運賃
  - ウ 前項第4号に掲げる職員については、イの運賃の級の直近下位の級の運
- (3) 運賃の等級が4階級に区分された航空機により移動するときは次に規定す る運賃の額に相当する額
  - ア 前項第1号、第2号または第3号に掲げる職員については、最上級の直 近下位の級の運賃
  - イ 前項第4号に掲げる職員については、最下級の運賃
- (4) (略)
- (5) (略)
- 5 前項第2号イの規定に該当する場合において、一の旅行区間における飛行時 間が8時間以上の移動をするときは、同項第2号イの運賃は最上級の運賃とす ることができる。
- 6 外国旅行における渡航雑費の額については、一般職員の例による。

別表を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

- (4) 条例第5条第1項に規定する委員会等の委員等 行政職俸給表(1)の4級の 職務に相当する職務
- 4 外国旅行における航空賃の額は、現に支払った旅客運賃(以下この項におい て「運賃」という。) による。ただし、その額が次の各号に規定する額を超え る場合には、当該各号に規定する額とする。
  - (1) 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空機を運航させる航空路による旅 行の場合には、次に規定する運賃の額に相当する額
    - ア 前項第1号に掲げる職員については、最上級の運賃
    - イ 前項第2号または第3号に掲げる職員については、最上級の直近下位の 級の運賃
    - ウ 前項第4号に掲げる職員については、イの運賃の級の直近下位の級の運
  - (2) 運賃の等級を2階級に区分する航空機を運航させる航空路による旅行の場 合には、次に規定する運賃の額に相当する額
    - ア 前項第1号、第2号または第3号に掲げる職員については、上級の運賃 イ 前項第4号に掲げる職員については、下級の運賃

(3)(略)

(4) (略)

- 5 前項第1号イもしくはウまたは同項第2号イの規定に該当する場合において 、目的地までの所要時間が8時間を超えるときは、同項第1号イの運賃は最上 級の運賃と、同号ウの運賃は最上級の直近下位の級の運賃と、同項第2号イの 運賃は上級の運賃とすることができる。
- 6 外国旅行における旅行雑費の額については、一般職員の例による。

## 別表第1(第3条関係)

### 議員等の費用弁償

Z	区分	費用弁償の額
鉄道賃		旅客運賃、急行料金、座席指定料金および特別車両料金
船賃		旅客運賃(はしけ賃および桟橋賃を含む。)(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶または2階級に区分する船舶を運航させる航路による 旅行の場合には、最上級の旅客運賃)、寝台料金、座席指定料金および特別船室料金
航空賃		現に支払った旅客運賃および特別座席料金
	県外旅行	私有車を利用した場合には、路程1キロメートル(1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)につき37円として計 算した額、有料の道路等の通行料金および有料の駐車場の利用料金
車賃	県内旅行	時間、距離、費用等の事情に照らし、合理的と認められる経路に基づき議長が認定した額(私有車を利用した場合には、路程1キロメートル (1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)につき37円として計算するものとする。)、有料の道路等の通行料金 および有料の駐車場の利用料金
その他の多	<b></b>	一般職員の例による。
宿泊手当		一般職員の例による。
宿泊費		附則第3項に規定する職務の区分に応じ、一般職員の例による。

- 1 「県外旅行」とは、本邦(国家公務員等の旅費に関する法律第2条第2号に規定する本邦をいう。)における旅行のうち県内旅行以外の旅行をいう(別 表第3において同じ。)。
- 2 「県内旅行」とは、本邦における旅行のうち出発地(最初の出発地とする。) およびすべての目的地が同一の都道府県の区域内にある旅行をいう(別表第3において同じ。)。

### 別表第2(第4条、第9条関係)

### 1 知事等および教育長の普通旅費

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	その他の交通費	宿泊手当	宿泊費	着後滞在費	家族移転費
知事		旅客運賃(はしけ賃およ び桟橋賃を含む。)(旅	現に支払った旅客運賃お						
副知事	旅客運賃、急行料金、座	客運賃の等級を3階級に 区分する船舶または2階 級に区分する船舶を運航	よび特別座席料金	一般職員の例による。	一般職員の例による。	一般職員の例による。	WHII 第 9 頂に担守する職業	§の区分に応じ、一般職員の	<i>頂</i> けことス
監査委員	両料金	させる航路による旅行の 場合には、最上級の旅客 運賃)、寝台料金、座席 指定料金および特別船室	行政職給料表の9級の職務にある一般職員の例による。	一放戦員の別による。	一放戦員の別による。	一放戦員の例による。	別別第3項に死化する単級	が必須に応し、一般収更の	1941による。
教育長		指定料金および特別船至 料金	現に支払った旅客運賃お よび特別座席料金						

### 2 知事等および教育長の特殊旅費

				転馬	<b> 子             </b>			
区分	路程50キロメートル未	路程50キロメートル以	路程100キロメートル	路程300キロメートル	路程500キロメートル	路程1,000キロメー	路程1,500キロメー	路程2.000キロメー
	満	上100キロメートル未 満	以上300キロメートル 未満		以上 1 , 0 0 0 キロメー トル未満	トル以上1,500キロ メートル未満	トル以上2,000キロ メートル未満	トル以上
知事	15万3,000円	17万7,000円	21万8,000円	26万9,000円	35万6,000円	37万5,000円	40万1,000円	46万5,000円
副知事								
監査委員	12万6,000円	14万4,000円	17万8,000円	22万円	29万2,000円	30万6,000円	32万8,000円	38万1,000円
教育長								

## 別表第3(第6条関係)

## 教育委員会の委員等の費用弁償

区分	費用弁償の額
鉄道賃	旅客運賃、急行料金、座席指定料金および特別車両料金
船賃	旅客運賃(はしけ賃および桟橋賃を含む。)(旅客運賃の等級を3階級に区分する船舶または2階級に区分する船舶を運航させる航路による 旅行の場合には、最上級の旅客運賃)、寝台料金、座席指定料金および特別船室料金
航空賃	現に支払った旅客運賃および特別座席料金
車賃	一般職員の例による。
その他の交通費	一般職員の例による。
宿泊手当	一般職員の例による。
宿泊費	行政職給料表の9級の職務にある一般職員の例による。

様式を削る。

(証人等の旅費に関する規則の廃止)

第2条 証人等の旅費に関する規則(昭和29年福井県規則第20号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第21号

福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する 規則

福井県技能労務職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年福井県規 則第33号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 昇格時号給対応表(第9条関係)

昇格した日の 前日に受けて	昇格後の号給     2級   3級	
いた号給		
1	1	1
2	1	1
3	1	1

4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	2
15	1	3
16	1	4
17	1	5
18	1	6
19	1	7
20	1	8
21	1	9
22	2	10
23	3	11
24	4	12
25	5	13
26	6	13
27	7	14
28	8	14
29	9	15
30	10	15
31	11	16
32	12	16
33	13	17
34	14	18
35	15	19
36	16	20
37	17	21
38	18	22

39	19	23
40	20	24
41	21	25
42	22	26
43	23	27
44	24	28
45	25	29
46	26	29
47	27	30
48	28	30
49	29	31
50	30	31
51	31	32
52	32	32
53	33	33
54	34	34
55	35	35
56	36	36
57	37	37
58	38	38
59	39	39
60	40	40
61	41	41
62	42	42
63	43	43
64	44	44
65	45	45
66	45	45
67	45	46
68	46	46
69	46	47
70	46	47
71	47	48
72	47	48
73	47	49

74	48	49
75	48	49
76	48	50
77	49	50
78	49	50
79	49	51
80	50	51
81	50	51
82	50	52
83	51	52
84	51	52
85	51	53
86	52	53
87	52	53
88	52	54
89	52	54
90	52	54
91	53	55
92	53	55
93	53	55
94	53	56
95	53	56
96	54	56
97	54	57
98	54	57
99	54	57
100	54	58
101	55	58
102	55	58
103	55	59
104	55	59
105	55	59
106		60
107		60
108		60

109	61
110	61
111	61
112	61
113	62
114	62
115	62
116	62
117	63
118	63
119	63
120	63
121	63
122	63
123	63
124	63
125	63
126	63
127	63
128	63
129	63
130	63
131	63
132	63
133	63
134	63
135	63
136	63
137	63

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第22号

福井県公有財産等管理規則の一部を改正する規則

福井県公有財産等管理規則(昭和39年福井県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前

(事務の総括)

第4条 (略)

2 総務部長は、前項の事務を行うため、職員に公有財産の管理状況を随時調査 させることができる。

(取得の手続)

した書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁 気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記 録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ 。)を含む。)を作成しなければならない。ただし、財産の性質等により記載 事項の一部を省略することができる。

(1)~(10) (略)

(財産の受領)

第9条 部の長は、購入、寄付、交換または新築等により新たに公有財産となる べき物件の引き渡しを受けるときは、実地について仕様書、設計書および契約 書その他関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含 む。)と照合確認した後でなければ、これを受領してはならない。

(使用許可台帳)

第22条 部の長は、行政財産使用許可台帳を備え、常に整理しておかなければ | 第22条 部の長は、行政財産使用許可台帳(別記様式第5号)を備え、常に整 ならない。

(貸付期間)

第24条 公有財産の貸付期間は、次の各号に定める期間を超えることができな | 第24条 公有財産の貸付期間は、次の各号に定める期間を超えることができな い。ただし、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条第1項、第23条 第1項もしくは第2項または第24条第1項に規定する借地権を設定する土地

(事務の総括)

第4条 (略)

2 総務部長は、前項の事務を行うため、随時職員を派遣して、公有財産の管理 状況を実地に調査させることができる。

(取得の手続)

第7条 部の長は、公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載 | 第7条 部の長は、公有財産を取得しようとするときは、次に掲げる事項を記載 した書類を作成しなければならない。ただし、財産の性質等により記載事項の 一部を省略することができる。

(1)~(10) (略)

(財産の受領)

第9条 部の長は、購入、寄付、交換または新築等により新たに公有財産となる べき物件の引き渡しを受けるときは、実地について仕様書、設計書および契約 書その他関係書類と照合確認した後でなければ、これを受領してはならない。

(使用許可台帳)

理しておかなければならない。

(貸付期間)

および土地の定着物(建物を除く。以下同じ。)を貸し付ける場合は、この限 りでない。

- (1) 土地および土地の定着物を貸し付ける場合は、30年
- 2 前項に規定する貸付期間(同項ただし書に規定する場合を除く。)は、更新 することができる。この場合においては更新のときから前項各号に定める期間 を超えることができない。

(貸付契約の解除の手続)

載した書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を作 成しなければならない。

(1)~(7) (略)

2 (略)

(貸付台帳)

ない。

(地上権または地役権の設定)

- または地役権の設定を受けようとする者からの地上権・地役権設定申請書(別 記様式第7号)に基づいて行うものとする。
- 2 (略)

(地上権・地役権設定台帳)

ておかなければならない。

(処分の手続)

(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を作成しなけれ ばならない。ただし、財産の性質等により記載事項の一部を省略することがで きる。

(1)~(11) (略)

(交換の手続)

第33条 普通財産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類 | 第33条 普通財産を交換しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類 (当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を作成しなけれ ばならない。ただし、財産の性質等により記載事項の一部を省略することがで きる。

- (1) 土地および土地の定着物(建物を除く。)を貸し付ける場合は、30年
- 2 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合においては更新のとき から同項の期間を超えることができない。

(貸付契約の解除の手続)

第25条 公有財産の貸付契約を解除しようとするときは、次に掲げる事項を記|第25条 公有財産の貸付契約を解除しようとするときは、次に掲げる事項を記 載した書類を作成しなければならない。

(1)~(7) (略)

2 (略)

(貸付台帳)

第26条 部の長は、公有財産貸付台帳を備え、常に整理しておかなければなら | 第26条 部の長は、公有財産貸付台帳(別記様式第7号)を備え、常に整理し ておかなければならない。

(地上権または地役権の設定)

- 第26条の2 公有財産である土地にする地上権または地役権の設定は、地上権 | 第26条の2 公有財産である土地にする地上権または地役権の設定は、地上権 または地役権の設定を受けようとする者からの地上権・地役権設定申請書(別 記様式第7号の2)に基づいて行うものとする。
  - 2 (略)

(地上権・地役権設定台帳)

第26条の5 部の長は、県有財産地上権・地役権設定台帳を備え、常に整理し | 第26条の5 部の長は、県有財産地上権・地役権設定台帳(別記様式第7号の 3)を備え、常に整理しておかなければならない。

(処分の手続)

第32条 普通財産を処分しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類|第32条 普通財産を処分しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類 を作成しなければならない。ただし、財産の性質等により記載事項の一部を省 略することができる。

(1)~(11) (略)

(交換の手続)

を作成しなければならない。ただし、財産の性質等により記載事項の一部を省 略することができる。

(1)~(10) (略)

(公有財産台帳)

- 第37条 部の長は、その所管する公有財産について、公有財産台帳を備え、常 に整理しておかなければならない。
- 2 前項の公有財産台帳には、当該台帳に記載する土地、建物および地上権等に ついての図面を附属させておくものとする。

(公有財産台帳等の修正等)

第38条 (略)

受財産台帳を作成し、遅滞なく関係書類の写しを添えて総務部長に報告しなけ ればならない。借受財産台帳の記載事項に異動を生じたときも、また同様とす る。

(債権管理簿)

割して弁済することになっているものについては、それぞれの履行期限)まで にその全部の弁済がないとき(誤払等に係る債権にあっては発生したとき。) 、または債権が県に帰属したときは、次に掲げる事項を調査し、確認の上、債 権管理簿に記載して常に整理しなければならない。

(1)~(8) (略)

(徴収停止整理簿)

場合は、債権管理者は、徴収停止整理簿を備え、必要な事項を記載しなければ ならない。

(運用状況調書)

第63条 法第241条第5項に規定する基金の運用の状況を示す書類は、基金|第63条 法第241条第5項に規定する基金の運用の状況を示す書類は、基金 運用状況調書によらなければならない。

(基金運用簿)

(1)~(10) (略)

(公有財産台帳)

- 第37条 部の長は、その所管する公有財産について、公有財産台帳(別記様式 第8号)を備え、常に整理しておかなければならない。
- 2 総務部長は、前項の公有財産台帳の副本を備え、常に整理しておかなければ ならない。
- 3 前2項の公有財産台帳には、当該台帳に記載する土地、建物および地上権等 についての図面を附属させておくものとする。

(公有財産台帳等の修正等)

第38条 (略)

- 2 総務部長は、前項の報告があったときは、その内容を調査し、公有財産台帳 の副本を作成または修正しなければならない。
- 2 部の長は、公有財産と同一種類の物件を県が借り受けたときは、直ちに、借 | 3 部の長は、公有財産と同一種類の物件を県が借り受けたときは、直ちに、借 受財産台帳(別記様式第9号)を作成し、遅滞なく関係書類の写しを添えて総 務部長に報告しなければならない。借受財産台帳の記載事項に異動を生じたと きも、また同様とする。

(債権管理簿)

第46条 債権管理者は、その所属する債権について、その弁済の履行期限(分|第46条 債権管理者は、その所属する債権について、その弁済の履行期限(分 割して弁済することになっているものについては、それぞれの履行期限)まで にその全部の弁済がないとき(誤払等に係る債権にあっては発生したとき。) 、または債権が県に帰属したときは、次に掲げる事項を調査し、確認の上、債 権管理簿(別記様式第10号)に記載して常に整理しなければならない。 (1)~(8) (略)

(徴収停止整理簿)

第52条 債権について令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった │第52条 債権について令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった 場合は、債権管理者は、徴収停止整理簿(別記様式第12号)を備え、必要な 事項を記載しなければならない。

(運用状況調書)

運用状況調書(別記様式第17号)によらなければならない。

(基金運用簿)

第64条 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金については、基 | 第64条 特定の目的のために定額の資金を運用するための基金については、基

金管理者は、基金運用簿を備え、常にその異動状況を記載しなければならない 金管理者は、基金運用簿(別記様式第18号)を備え、常にその異動状況を記 載しなければならない。 (定期報告) (定期報告) 第65条 (略) 第65条 (略) (書類の様式) 第66条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。 (1) 第22条の行政財産使用許可台帳 (2) 第26条の公有財産貸付台帳 (3) 第26条の5の県有財産地上権・地役権設定台帳 (4) 第37条第1項の公有財産台帳 (5) 第38条第2項の借受財産台帳 (6) 第46条の債権管理簿 (7) 第52条の徴収停止整理簿 (8) 第63条の基金運用状況調書 (9) 第64条の基金運用簿 別記様式第2号中 を 設置物件等 関係図面 設置物件等 関係図面 に改める。 使用許可理由 別記様式第5号を次のように改める。 別記様式第5号 削除 別記様式第7号を削り、別記様式第7号の2を別記様式第7号とし、別記様式第7号の3を削る。 別記様式第8号から第10号までを次のように改める。 別記様式第8号から第10号まで 削除 別記様式第12号を次のように改める。

別記様式第12号 削除

別記様式第17号および別記様式第18号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福井県公有財産等管理規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

## 福井県規則第23号

福井県公印規則の一部を改正する規則

福井県公印規則(昭和33年福井県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

### 改正後 改正前 別表第1 職印(第2条関係) 別表第1 職印(第2条関係) 制式 使用範囲 管守者 公印の種類 使用範囲 管守者 公印の種類 制式 寸法 ひな型 寸法 ひな型 (単位センチ (単位センチ メートル) メートル) (略) 附置機関の (略) (略) (略) (略) 附置機関の (略) (略) (略) (略) 長印 長印 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) 出納員印 (略) 出納員印 円型径 1. (略) (略) 円型径 1. (略) (略) 福井県 福井県 8 8 嶺南振興局 嶺南振興局 出納負印 出納負印 円型径 1. 電子計算機を 審査指導 使用して作成 6 5 課長 福 井 県 される現金領 出 納 員 収証書用 (略) (略) (略) (略) 現金出納員 (略) (略) 現金出納員 (略) (略) 印 円型径 1. (略) (略) 円型径 1. (略) (略) 福井県 福井県 8 8 (出先機関名) (出先機関名) 現 金 現 金 出納員印 出納員印

	<u>円型径 1.</u> <u>65</u>	福井県現金出納員印	電子計算機を 使用して作成 される現金領 収証書用	審査指導 課長
物品出納員印	(略)	(略)	(略)	(略)
企業出納員 印	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>歳入徴収者</u> <u>印</u>	方 1.7	福 井 県 歳入徴収 者 印	電子計算機を 使用して作成 される納入通 知書等用	審査指導 課長
支出命令者	方 1.7	福 井 県 支 出命令者印	電子計算機を 使用して作成 される返納通 知書用	<u>審查指導</u> 課長
建築主事印	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

物品出納員印	(略)	(略)	(略)	(略)
企業出納員 印	(略)	(略)	(略)	(略)
建築主事印	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

私立学校等に係る学校教育法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第24号

私立学校等に係る学校教育法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法等施行細則(昭和41年福井県規則第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
(私立学校審議会の名称)	(私立学校審議会の名称)		
第6条 私立学校法第8条第1項の規定に基づき設置する私立学校審議会の名称	第6条 私立学校法 <u>第9条第1項</u> の規定に基づき設置する私立学校審議会の名称		

は、福井県私立学校審議会(以下「審議会」という。)とする。

(寄附行為認可申請書)

によるものとする。

(寄附行為の認可の申請期限)

しようとする年度の前年度の6月30日とする。

(寄附行為認可申請書に係る添付書類)

第11条 私立学校法施行規則第3条第5項第3号の所轄庁が定める書類は、学 校法人の設置する学校の学則とする。

(寄附行為の補充請求書)

第12条 私立学校法第25条第1項の規定による寄附行為の補充の請求をしよ|第12条 私立学校法第32条第1項の規定による寄附行為の補充の請求をしよ うとする場合の請求書の様式は、様式第23号によるものとする。

(寄附行為変更認可申請書)

第13条 私立学校法施行規則第44条第1項の認可申請書の様式は、様式第2 4号によるものとする。

(寄附行為の変更の認可の申請期限)

第14条 私立学校法施行規則第44条第6項の所轄庁が定める日および同条第 | 第14条 私立学校法施行規則第4条第5項の所轄庁が定める日および同条第9 9項の所轄庁が定める日は、設置しようとする年度の前年度の6月30日とす る。

(寄附行為変更認可申請書に係る添付書類)

第15条 私立学校法施行規則第44条第6項第3号の所轄庁が定める書類は、 財産の処分に関する事項を記載した書類とする。

(寄附行為変更届出書)

第16条 私立学校法第108条第5項(同法第152条第6項において準用す │第16条 私立学校法第45条第2項(同法第64条第5項において準用する場 る場合を含む。) の規定による届出をしようとする場合の届出書の様式は、様 式第25号によるものとする。

(解散認可申請書等)

- 第17条 私立学校法施行規則第47条第1項の認可申請書の様式は、様式第2 6号によるものとする。
- 2 私立学校法施行規則第47条第1項第6号の所轄庁が定める書類は、解散す る年度の収支決算書とする。
- 3 私立学校法第109条第5項の規定による届出をしようとする場合の届出書 の様式は、様式第27号によるものとする。

(合併認可申請書)

第18条 私立学校法施行規則第48条第1項の認可申請書の様式は、様式第2 | 第18条 私立学校法施行規則第6条第1項の認可申請書の様式は、様式第28

は、福井県私立学校審議会(以下「審議会」という。)とする。

(寄附行為認可申請書)

第9条 私立学校法施行規則第3条第5項の認可申請書の様式は、様式第22号 │第9条 私立学校法施行規則第2条第5項の認可申請書の様式は、様式第22号 によるものとする。

(寄附行為の認可の申請期限)

第10条 私立学校法施行規則第3条第5項の所轄庁が定める日は、学校を設置 | 第10条 私立学校法施行規則第2条第5項の所轄庁が定める日は、学校を設置 しようとする年度の前年度の6月30日とする。

(寄附行為認可申請書に係る添付書類)

第11条 私立学校法施行規則第2条第5項第3号の所轄庁が定める書類は、学 校法人の設置する学校の学則とする。

(寄附行為の補充請求書)

うとする場合の請求書の様式は、様式第23号によるものとする。

(寄附行為変更認可申請書)

第13条 私立学校法施行規則第4条第1項の認可申請書の様式は、様式第24 号によるものとする。

(寄附行為の変更の認可の申請期限)

項の所轄庁が定める日は、設置しようとする年度の前年度の6月30日とする

(寄附行為変更認可申請書に係る添付書類)

第15条 私立学校法施行規則第4条第5項第3号の所轄庁が定める書類は、財 産の処分に関する事項を記載した書類とする。

(寄附行為変更届出書)

合を含む。) の規定による届出をしようとする場合の届出書の様式は、様式第 25号によるものとする。

(解散認可申請書等)

- 第17条 私立学校法施行規則第5条第1項の認可申請書および認定申請書の様 式は、様式第26号によるものとする。
- 2 私立学校法施行規則第5条第1項第6号の所轄庁が定める書類は、解散する 年度の収支決算書とする。
- 3 私立学校法第50条第4項の規定による届出をしようとする場合の届出書の 様式は、様式第27号によるものとする。

(合併認可申請書)

8号によるものとする。

(清算中に就職した清算人の届出書)

第19条 私立学校法第115条の規定による届出をしようとする場合の届出書| の様式は、様式第29号によるものとする。

(清算結了の届出書)

第20条 私立学校法第122条の規定による届出をしようとする場合の届出書 の様式は、様式第30号によるものとする。

(組織変更認可申請書)

第21条 私立学校法施行規則第57条第1項の認可申請書の様式は、様式第3 1号によるものとする。

(組織変更の認可の申請期限)

第22条 私立学校法施行規則第57条第6項の所轄庁が定める日は、同条第1 項に規定する組織変更をしようとする日の属する年の前年の6月30日とする

(組織変更認可申請書に係る添付書類)

第23条 私立学校法施行規則第57条第6項第4号の所轄庁が定める書類は、 組織変更後の学校法人または準学校法人の設置する学校の学則とする。

(登記の届出書等)

- の届出書の様式は、様式第32号によるものとする。
- 2 私立学校法施行令第6条第2項の規定による届出をしようとする場合の届出 書の様式は、様式第33号によるものとする。

号によるものとする。

(清算中に就職した清算人の届出書)

第19条 私立学校法第50条の7の規定による届出をしようとする場合の届出 書の様式は、様式第29号によるものとする。

(清算結了の届出書)

第20条 私立学校法第50条の14の規定による届出をしようとする場合の届 出書の様式は、様式第30号によるものとする。

(組織変更認可申請書)

第21条 私立学校法施行規則第9条第1項の認可申請書の様式は、様式第31 号によるものとする。

(組織変更の認可の申請期限)

第22条 私立学校法施行規則第9条第5項の所轄庁が定める日は、同条第1項 に規定する組織の変更をしようとする日の属する年の前年の6月30日とする

(組織変更認可申請書に係る添付書類)

第23条 私立学校法施行規則第9条第5項第4号の所轄庁が定める書類は、組 織変更後の学校法人または準学校法人の設置する学校の学則とする。

(登記の届出書等)

- 第24条 私立学校法施行令第6条第1項の規定による届出をしようとする場合 │第24条 私立学校法施行令第2条第1項の規定による届出をしようとする場合 の届出書の様式は、様式第32号によるものとする。
  - 2 私立学校法施行令第2条第2項の規定による届出をしようとする場合の届出 書の様式は、様式第33号によるものとする。

様式第22号中「第30条第1項(第64条第5項において準用する同法第30条第1項」を「第23条第1項(第152条第6項において準用する同法第23条 第1項|に改める。

様式第23号中「第32条第1項」を「第25条第1項」に改める。

様式第24号中「第45条第1項(第64条第5項において準用する同法第45条」を「第108条第3項(第152条第6項において準用する同法第108条第 3項 に改める。

様式第25号中「第45条第2項」を「第108条第5項」に、「第64条第5項」を「第152条第6項」に改める。

様式第26号中「(認定)」を削り、「第50条第2項(第64条第5項において準用する同法第50条第2項」を「第109条第3項(第152条第6項におい て準用する同法第109条第3項」に改める。

様式第27号中「第50条第4項(第64条第5項において準用する同法第50条第4項」を「第109条第5項(第152条第6項において準用する同法第10 9条第5項」に改める。

様式第28号中「第52条第2項(第64条第5項において準用する同法第52条第2項」を「第126条第3項(第152条第6項において準用する同法第12 6条第3項」に改める。

様式第29号中「第50条の7」を「第115条」に改める。

様式第30号中「第50条の14」を「第122条」に改める。

様式第31号中「第64条第6項」を「第152条第7項」に改める。

様式第32号中「第2条第1項」を「第6条第1項」に改める。

様式第33号中「第2条第2項」を「第6条第2項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の私立学校等に係る学校教育法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

公立大学法人福井県立大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第25号

公立大学法人福井県立大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則の一部を改正する規則 公立大学法人福井県立大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則(平成19年福井県規則第20号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5条 削除	(年度計画の記載事項等) 第5条 法第27条第1項に規定する年度計画には、中期計画に定められた事項 に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。 2 法人は、法第27条第1項後段の規定により年度計画の変更を届け出るとき は、変更した事項およびその理由を記載した届出書を知事に提出しなければな らない。
(特定償却資産の指定) 第9条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその 減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得 までの間に限り、当該償却資産を特定償却資産(地方独立行政法人会計基準及 び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号。以下「 会計基準」という。) 第87の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費 用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。)として指定するこ とができる。	(特定償却資産の指定) 第9条 知事は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその 減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得 までの間に限り、当該償却資産を特定償却資産(地方独立行政法人会計基準及 び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号。以下「 会計基準」という。) <u>第85</u> の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費 用には計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。)として指定するこ とができる。
(業務実績等報告書)	(業務実績等報告書)

第21条 法第78条の2第2項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号

に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら

ら評価を行った結果を記載しなければならない。

第21条 法第78条の2第2項の報告書には、中期計画に定める項目ごとに自

(償還計画の認可の申請)

第24条 法人は、法第79条の4の規定により償還計画の認可を受けようとす るときは、事業年度の開始後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を知 事に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとす るときは、その都度提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

評価を行った結果を記載しなければならない。

- (1) 事業年度における業務の実績および当該実績について自ら評価を行った結 果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目
- (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績 および当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書ならび に中期目標の期間における業務の実績および当該実績について自ら評価を行 った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

(償還計画の認可の申請)

第24条 法人は、法第79条の4の規定により償還計画の認可を受けようとす るときは、法第27条第1項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく 、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。ただし 、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければな らない。

(1)~(4) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の公立大学法人福井県立大学の業務運営ならびに財務および会計に関する規則第21条の規定は、令和7年4月1日以降に開始する中期目 標の期間における業務の実績に係る地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第78条の2第2項の報告書について適用し、同日前に開始した中期目標の 期間に係る報告書については、なお従前の例による。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第26号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成14年福井県規則第59号)の一部を次のように改正する。

次の妻の改正前欄に掲げる相党を同妻の改正徐欄に掲げる相党に下線で元才ように改正する

- 1		がたで回収が近江波順に到りるがたに下がてかりまプロ	<u>- цх.</u>	шуб.	
		改正後			改正前
	別表第1 (第2条関係)		別書	表第1(第2条関係)	
١	1~9 (略)	(略)		1~9 (略)	(略)
١	10 (略)	(略)		10 (略)	(略)
١				11 条例別表第1	1 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関す
- 1	•		. –		

11 条例別表第1	で定める事務 反対給付を受けない給付金のうち、次に掲げるもの
-----------	--------------------------------

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第27号

福井県病院事業財務規則の一部を改正する規則

福井県病院事業財務規則(昭和39年福井県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(知事の事務の一部委任)	(知事の事務の一部委任)
第3条 知事は、病院長にその所掌に係る次の事務を委任する。	第3条 知事は、病院長にその所掌に係る次の事務を委任する。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 1件の金額が1,000万円未満である契約を締結すること <u>(電子契約(</u>	(4) 1件の金額が1,000万円未満である契約を締結すること。
福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第4条第5項第4号に規	
<u>定する電子契約をいう。第7号において同じ。)の場合を除く。)</u> 。	
(5) · (6) (略)	(5)・(6) (略)
(7) 単価契約を締結すること <u>(電子契約の場合を除く。)</u> 。	(7) 単価契約を締結すること。
2 (略)	2 (略)

(その他)

(その他)

第75条 この規則に定めるものを除くほか、病院事業の財務に関しては、福井 県財務規則を準用する。

第75条 この規則に定めるものを除くほか、病院事業の財務に関しては、福井 県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、令和7年度の予算に係る事務から適用し、令和6年度の予算に係る事務については、なお従前の例による。

福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第28号

福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則等の一部を改正する規則

(福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部改正)

第1条 福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則(平成20年福井県規則第64号)の一部を次のように改正する。

様式第2号の2および様式第2号の4中「勤務」の次に「(勤務期間のうち1年以上は、医師少数区域等(福井県内の市町のうち福井市、あわら市、坂井市およ び永平寺町以外の市町)における勤務)」を加える。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第8条関係)

医師確保修学資金等貸与決定通知書

番 号 年 月 日

様

福井県知事印

年 月 日付けで申請のあった医師確保修学資金等については、下記のとおり貸与することに決定したので、福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

1 貸与決定番号

2 貸与金額 総額 円

(内訳)

 入学時
 円 (規則第4条第1項第1号)

 年額
 円 (規則第4条第1項第3号イ)

 月額
 円

3 貸与期間 年 月から 年 月まで

4 返還免除要件 ※免除の要件については、それぞれの医師確保修学資金等による。

(福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則(令和6年福井県規則第33号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略)	附 則 (施行期日) 1 (略) <u>(経過措置)</u> 2 改正後の福井県医師確保修学資金等貸与条例施行規則の規定は、この規則の 施行の日以後において修学資金等の貸与の決定を受けた者について適用し、同 日前に修学資金等の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。
	<u>3</u> (略)

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第29号

福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、福井県薬剤師確保修学資金貸与条例(令和7年福井県条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (指定医療機関)
- 第2条 条例第2条第1号の県内の医療機関であって規則で定めるものは、医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項第1号もしくは第8号に掲げる者(県を除く。) または独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関であって、同法第7条第2項第4号に規定する療養病床と同項第5号に規定する一般病床との合計が400床未満のものとす る。

(貸与の申請)

- 第3条 修学資金の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修学資金貸与申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 大学の在学証明書
- (2) 誓約書(様式第2号)
- (3) 保証人の印鑑登録証明書

(保証人)

第4条 申請者が立てなければならない保証人は2人とし、独立の生計を営む成年者でなければならない。

(修学資金の貸与の決定)

第5条 知事は、第3条の規定による修学資金貸与申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、修学資金貸与決定通知書(様式第3号)により申請者に

通知するものとする。

(修学資金の額の決定)

第6条 知事は、貸与する修学資金の額を決定したときは、修学資金貸与額決定通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

(借用証書の提出)

- 第7条 被貸与者は、修学資金の貸与を受けたときは、直ちに、貸与を受けた修学資金について修学資金借用証書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。 (貸与の停止に伴う修学資金の額の算定について)
- 第8条 知事は、条例第8条第1項の規定により修学資金の貸与を行わないこととしたときは、40万円に停止期間の月数を乗じて6で除して得た額を修学資金の額から減ずることとする。
- 2 知事は、前項の場合において、停止期間に係る分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は復学した日の属する月の翌月以後の期間に係る修学資金として貸与されたものとみなし、その修学資金に相当する額を、復学した日の属する月の翌月以後の期間に係る修学資金の額から減ずるものとする。

(返還猶予の申請)

- 第9条 条例第10条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとする者は、返還猶予申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する申請に基づき修学資金の返還の猶予を行う旨の決定をしたときは、当該申請をした者に対して、その旨および修学資金の返還の猶予を行った期間(以下 この条において「返還猶予期間」という。)を書面により通知するものとする。
- 3 前項の規定により修学資金の返還の猶予の決定を受けた者は、当該返還猶予期間を変更する事由が生じたときは、返還猶予期間変更申請書(様式第7号)を知事に提出しなけれ ばならない。
- 4 知事は、前項に規定する申請に基づき返還猶予期間の変更を行う旨の決定をしたときは、当該申請をした者に対して、その旨および変更後の返還猶予期間を書面により通知するものとする。

(返還免除の申請)

- 第10条 条例第11条の規定により修学資金の全部または一部の返還の免除を受けようとする者は、返還免除申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する申請に基づき修学資金の全部または一部の返還の免除を行う旨の決定をしたときは、当該申請をした者に対して、その旨を書面により通知するものとする。

(勤務期間等の計算)

- 第11条 条例第11条第1項第1号ウに規定する指定医療機関において薬剤師として勤務した期間は、指定医療機関において薬剤師として勤務を開始した日の属する月から指定医療機関における薬剤師としての勤務が終了した日の属する月までとする。
- 2 使用者から出向、転勤その他の指定医療機関において薬剤師として勤務しないこととなる異動を命ぜられた期間は、命ぜられた日の属する月の翌月から、期間が終了した日の属 する月の前月までとする。
- 3 在職期間中に条例第11条第1項第1号ウ(ア)または(イ)に掲げる事由により薬剤師として勤務しなかった期間があるときは、勤務しなかった期間の開始の日の属する月から勤務しなかった期間の終了の日の属する月までの月数を在職期間から控除するものとする。ただし、勤務しなかった期間が終了した月において、再び勤務しなかった期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

(研修プログラム)

第12条 条例第11条第1項第1号エの規則で定める研修プログラムは、薬剤師の育成のため指定医療機関が県と協議して立案するものとする。

(学業成績証明書等の提出)

第13条 被貸与者は、大学を卒業するまでの間、毎年4月15日までに在学証明書および前学年度末における学業成績証明書を知事に提出しなければならない。ただし、条例第7 条の規定により貸与を取り消された場合または条例第10条の規定による返還の猶予を受けることができなくなった場合は、この限りでない。

(勤務状況等報告書の提出)

第14条 被貸与者は、大学を卒業した日から修学資金の全部の返還を免除され、または返還すべき額の全部を返還するまでの間、毎年4月15日までに勤務状況等報告書(様式第

9号)を知事に提出しなければならない。ただし、条例第7条の規定により貸与を取り消された場合、または条例第10条の規定による返還の猶予を受けることができなくなった 場合は、この限りでない。

(届出)

- 第15条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに変更事項等届出書(様式第10号)により、その旨を知事に届け出なければならない。
  - (1) 氏名または住所を変更したとき。
  - (2) 退学したとき。
  - (3) 大学の薬学を履修する課程を卒業したとき。
  - (4) 学業または勤務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 休学し、または停学の処分を受けたとき。
- (6) 復学したとき。
- (7) 保証人の氏名、住所もしくは職業に変更があったとき、または保証人が死亡したとき、もしくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- (8) 大学を卒業した日から1年6月以内に薬剤師の免許を取得したとき。
- (9) 指定医療機関において薬剤師として勤務を開始し、または再開したとき(勤務する指定医療機関を変更したときを含む。)。
- (10) 指定医療機関における薬剤師として勤務しなくなったとき。
- (11) 修学資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。
- 2 被貸与者は、前項第1号から第10号までのいずれかに該当し、その旨を届け出る場合には、同項の変更事項等届出書にその事実を証する書類を添付しなければならない。
- 3 被貸与者が死亡したときは、直ちにその者の相続人または保証人は、その旨を知事に届け出なければならない。 (その他)
- 第16条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係) (表面)

修学資金貸与申請書

年 月 日

福井県知事様

申請者 氏名

修学資金の貸与を受けたいので、福井県薬剤師確保修学資金貸与条例第3条の規定に より、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸よ期	与を受 うとす	ける間		年	月から		年	月	まで		
	ふり:	がな				生年	月日		年	月	日
	氏	名				年	齢		満		歳
	本	籍									
申請者本	住	所	郵便番号		_	信用	話番-	号	(	)	
人	帰省先	注所	郵便番号			貫	<b>這話番</b> -	号	(	)	
			学 校	名							
	大	学	学部およ	び学科		Ä	学部			学科	4
			卒業見	込 年 月			年	·	F	1	

(裏面)													
	ふり: 氏	がな 名				<b>(P)</b>	生年 年	月日齢		年満		月歳	B
	本	籍					•						
保証人	住	所	郵便番号	_	=	電	話番	号		(	)		
	職	業		勤	務	先			-				
	年 (税込			申請	者との	関係							
	ふり:					(F)	生年			年		月	日
	氏	名				(FI)	年	齢		満		歳	
	本	籍											
保証人	住	所	郵便番号	_	-	電	話番	号		(	)		
	職	業		勤	務	先							
	年(税込	収(み)		申請	者との	関係							

様式第2号(第3条関係)

誓 約 書

私は、修学資金の貸与を受けることとなった上は、福井県薬剤師確保修学資金貸与条例お よび福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則の規定を遵守し、指定医療機関において 薬剤師として勤務することを誓います。

年 月 日

申請者 氏名

福井県知事

様式第3号(第5条関係)

修学資金貸与決定通知書

年 月 日

福井県知事

印

年 月 日付けで申請のあった修学資金貸与申請については、下記のとお り貸与することに決定したので、福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則第5条の 規定により通知します。

1 貸与決定番号

2 修学資金の額 総額 円

> (年 額 円)

3 貸与期間 年 月から 年 月まで

様式第4号(第6条関係)

#### 修学資金貸与額決定通知書

年 月 日

様

福井県知事 印

福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則第6条の規定に基づき、下記のとおり修学 資金の額を決定したので通知します。

記

1 貸与決定番号

年 月から 年 月まで 2 対象貸与期間

3 修学資金の額 円

4 備 考

様式第5号(第7条関係)

収入 印紙

修学資金借用証書

年 月 日

印

印

印

福井県知事

(貸与決定番号

住所

被貸与者 氏名

住所

保証人 氏名

住所

保証人 氏名

薬剤師確保修学資金を次のとおり借用しました。

借用年月日	借用金額
年 月 日	金 円
年 月 日	金 円
年 月 日	金 円
年 月 日	金 円
슴 計	金 円

様式第6号(第9条関係)

返還猶予申請書

年 月 日

福井県知事

(貸与決定番号

住所

被貸与者 氏名

福井県薬剤師確保修学資金貸与条例第10条の規定により修学資金の返還の猶予を受け たいので 次のとおり由請します

7 – 0	ידיעני	H C & 9	۰										
			ш	修	学	資	金	総	額				円
			L1	利		息	Į.		額				円
			年	月か	ら		年		月	まで			
1	薬剤	師免許取	7.得予定							年	月		
2	指定	医療機関	勤務中	病	院	名							
3	そ	Ø	他	理印	自を具	具体的	りに	記入					
	1 2	1 薬剤(2 指定)	1 薬剤師免許取2 指定医療機関	年  1 薬剤師免許取得予定  2 指定医療機関勤務中	作       日       年       月か       1     薬剤師免許取得予定       2     指定医療機関勤務中       病       理E	作       年     月から       1     薬剤師免許取得予定       2     指定医療機関勤務中       病     院       理由を身	作     学 資       和     息       年     月から       1     薬剤師免許取得予定     大学卒業(予定)年月       2     指定医療機関勤務中病院名       理由を具体的	(を 学 資 金)       (本)     日本       (本)     大学卒業 (予定) 年 月       2 指定医療機関勤務中     病 院 名       理由を具体的に	(下)     <	(を 学 資 金 総 額)       (	FT     修 学 資 金 総 額       利     息     額       年     月から     年     月まで       1     薬剤師免許取得予定     大学卒業 (予定) 年年 月     年       2     指定医療機関勤務中     病 院 名       理由を具体的に記入	円     利     息     額       年     月から     年     月まで       1     薬剤師免許取得予定     大学卒業 (予定) 年 月     年     月       2     指定医療機関勤務中     病     院     名       理由を具体的に記入	(を 学 資 金 総 額       日     日     日     額       年     月から     年     月まで       1     薬剤師免許取得予定     大学卒業 (予定) 年 月年 月年 月年 月年 月年 月年 月日 日本

- 注 1 「返還猶予の理由」は、1から3までの該当する番号に○を付けるとともに、必 要事項を記入すること。
  - 2 「返還猶予の理由」の「3 その他」に該当する場合は、その理由を証する書類 を添付すること。

様式第7号(第9条関係)

#### 返還猶予期間変更申請書

年 月 日

福井県知事

(貸与決定番号 )

住所

被貸与者 氏名

福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則第9条第3項の規定により修学資金の返還 猶予期間を変更したいので、次のとおり申請します。

返還猶予	変	更	前	年	月から	年	月まで
期間	変	更	後	年	月から	年	月まで
返還猶予更しよる事由							

様式第8号(第10条関係)

返還免除申請書

年 月 日

福井県知事

(貸与決定番号

住所

申請者 氏名

(被貸与者との続柄

福井県薬剤師確保修学資金貸与条例(以下「条例」という。)第11条の規定により修 学資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

返 還	免除を	円	修学資金	総額	円
受けよ	うとする額		利 息	額	円
返還免除	1 研修プログラム を修了	在職期間:	か月		
の理由	2 その他(条例第 11条第1項第2 号に該当)	具体的な状況を記	已載		

注 該当事項を証する書類を添付すること(既に提出済のものを除く。)。

#### 指定医療機関での在職期間

在職期間	指定医療機関名
年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで	
年 月 日から 年 月 日まで	

- 注 1 欄が不足するときは適宜付け足すこと。
  - 2 条例第11条第1項第1号ウ(ア)または(イ)に掲げる事由により薬剤師として勤務 しなかった期間を除くこと。

様式第9号(第14条関係)

勤務状況等報告書

年 月 日

福井県知事

(貸与決定番号 )

住所

被貸与者等 氏名

福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則第14条の規定により、次のとおり報告し ます。

#### 1 大学卒業状況

大学卒業 年 月 日卒業

#### 2 現在の勤務状況等

2 グロエマノギカカカハハ	und.	
勤 務 先	所 在 地	
指定医療機関	名称	
前年度1年間の勤	动務状況等	
勤 務 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
上記期間のうち	休職等の期間の有無 □ 有 □ 無 (休職等の期間がある場合には下記の事由、期間を記載)	
休職等の期間	(事由)	
	(期間)年 月 日から年 月 日まで	
	上記のとおり相違ないことを証明します。	
証明	年 月 日	
<u>ит.</u> -93	勤務医療機関 所 在 地 名 称	
	管理者の氏名	印

注 毎年4月15日までに提出すること。

様式第10号(第15条関係) 変更事項等届出書 年 月 日 福井県知事 (貸与決定番号 ) 住所 被貸与者 氏名 福井県薬剤師確保修学資金貸与条例施行規則第15条第1項の規定により、次のとおり 届け出ます。 届出事項 届出事項の 年 月 日 発生年月日 届出内容 注 届出事項の発生を証する書類を添付すること。

福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第30号

福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則の一部を改正する規則 福井県水道の布設工事の監督および水道技術管理者に関する条例施行規則(平成24年福井県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

## 改正後

(布設工事監督者の資格)

- 第2条 条例<u>第4条第8号</u>の規定により<u>同条第1号から第7号まで</u>に掲げる者と 同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
- (1) 条例第4条第1号または第2号に規定する卒業者であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第1号に規定する卒業者にあっては3年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川(以下この条において「水道等」という。)に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(同条第1号に規定する卒業者にあっては1年以上、同条第2号に規定する卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (2) 外国の学校において、条例<u>第4条第1号から第6号まで</u>に規定する課程に 相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と 同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上<u>水道</u> 等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(それぞれ当該各号に規</u> 定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従 事した経験を有する者に限る。)
- (3) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (4) 建築業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項および第2 項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、 3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6

# 改正前

(布設工事監督者の資格)

- 第2条 条例第4条第6号の規定により<u>同条第1号から第5号まで</u>に掲げる者と 同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第4条第1号または第2号に規定する卒業者であって、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課程を専攻した後または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関する専攻を修了した後、同条第1号に規定する卒業者にあっては1年以上、同条第2号に規定する卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

- (2) 外国の学校において、条例<u>第4条第1号もしくは第2号に規定する課程および学科目または同条第3号もしくは第4号</u>に規定する課程に相当する課程<u>もしくは学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。) (水道技術管理者の資格)

- 第3条 条例第5条第4号の規定により同条第1号から第3号までに掲げる者と 同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第4条第1号の大学、同条第3号に規定する短期大学等および同条第 5号に規定する高等学校等において、工学、理学、農学、医学および薬学に 関する課程ならびにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当 該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号およ び次条第1号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を 含む。)後、条例第4条第1号の大学の卒業者については5年以上、同条第 3号に規定する短期大学等の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。 )については7年以上、同条第5号に規定する高等学校等の卒業者について は9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (2) 外国の学校において、条例第5条第1号もしくは第2号に規定する課程ま たは前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学 校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定 する卒業者ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経 験を有する者
  - (3) (略)
  - (4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格 した者(選択科目として上水道および工業用水道を選択したものに限る。) であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
  - (5) 建設業法施行令第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に 係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の 実務に従事した経験を有するもの
- 第4条 条例第6条第6号の規定により同条第1号から第5号までに掲げる者と 同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

(1) 条例第6条第1号の大学、第2号の短期大学等および第3号の高等学校等 において、工学、理学、農学、医学および薬学に関する課程ならびにこれら に相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて専門職大学 前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号の大学の卒業者について (水道技術管理者の資格)

- 第3条 条例第5条第4号の規定により同条第2号および第3号に掲げる者と同 等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第4条第1号、第3号および第4号に規定する学校において、工学、 理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科 目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく 専門職大学の前期課程(以下この号および第4条第2号において「専門職大 学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定す る学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者( 専門職大学前期課程の修了者を含む。)については7年以上、同条第4号に 規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事 した経験を有する者
  - (2) 外国の学校において、条例第5条第2号に規定する学科目または前号に規 定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校におい て修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する卒業 者ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者
  - (3) (略)

- 第4条 条例第6条第7号の規定により同条第1号から第6号までに掲げる者と 同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。
  - (1) 条例第6条第1号または第2号に規定する卒業者であって、学校教育法に 基づく大学院研究科において1年以上衛生工学もしくは水道工学に関する課 程を専攻した後または大学の専攻科において衛生工学もしくは水道工学に関 する専攻を修了した後、同条第1号に規定する卒業者にあっては6箇月以上 、同条第2号に規定する卒業者にあっては1年以上水道に関する技術上の実 務に従事した経験を有するもの
  - (2) 条例第6条第1号、第3号および第4号に規定する学校において、工学、 理学、農学、医学および薬学に関する学科目ならびにこれらに相当する学科 目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて専門職大学前期課程 を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者について

は2年6月以上、同条第2号の短期大学等の卒業者(専門職大学前期課程の 修了者を含む。) については3年6月以上、同条第3号の高等学校等の卒業 者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す る者

- (2) 外国の学校において、条例第6条第1号から第4号までに規定する課程ま たは前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学 校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定 する卒業者ごとの最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に 従事した経験を有する者
- (3) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格 した者(選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。)で あって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (4) (略)
- (5) 建設業法施行令第37条第1項および第2項の規定による土木施工管理に 係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術 上の実務に従事した経験を有するもの

は2年6筒月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課 程の修了者を含む。) については3年6箇月以上、同条第4号に規定する学 校の卒業者については4年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した 経験を有する者

- (3) 外国の学校において、条例第6条第1号もしくは第2号に規定する課程お よび学科目、同条第3号もしくは第4号に規定する課程に相当する課程もし くは学科目または同条第5号もしくは前号に規定する学科目を、それぞれ当 該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それ ぞれ当該各号に規定する卒業者ごとの最低経験年数以上水道に関する技術上 の実務に従事した経験を有する者
- (4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格 した者(選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。)で あって、6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (5) (略)

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第31号

福井県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

福井県流域下水道事業財務規則(令和2年福井県規則第31号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(知事の事務の一部委任)

第3条 知事は、三国土木事務所長にその所掌に係る次の事務を委任する。

(1)~(3) (略)

(4) 支出予算の範囲内の次に掲げる契約を締結すること(電子契約(福井県財 | 務規則(昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。)第4 条第5項第4号に規定する電子契約をいう。第7号において同じ。) の場合 を除く。)。

(知事の事務の一部委任)

第3条 知事は、三国土木事務所長にその所掌に係る次の事務を委任する。 (1)~(3) (略)

改正前

(4) 支出予算の範囲内の次に掲げる契約を締結すること。

ア~カ (略)

(5) · (6) (略)

- (7) 単価契約を締結すること(電子契約の場合を除く。)。
- 2 (略)

(入札保証金等)

第49条 令第21条の14に規定する入札保証金および契約保証金の率は、財 務規則の例による。

ア~カ (略)

(5)・(6) (略)

- (7) 単価契約を締結すること。
- 2 (略)

(入札保証金等)

第49条 今第21条の14に規定する入札保証金および契約保証金の率は、福 井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号。以下「財務規則」という。) の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、令和7年度の予算に係る事務から適用し、令和6年度の予算に係る事務については、なお従前の例による。

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第32号

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制(第7条―第20条)
- 第3章 特定盛土等規制区域内における規制(第21条一第34条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。 以下「政令」という。)および宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則に定めるところによ る。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令および省令において使用する用語の例による。

(十地への立入りの通知)

第3条 法第5条第2項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地立入通知書(様式第1号)により行うものとする。

( 障害物の伐除等の通知)

第4条 法第6条第2項の規定による土地または障害物の所有者および占有者に対する通知は、障害物伐除等通知書(様式第2号)により行うものとする。

(障害物の伐除の通知)

第5条 法第6条第3項後段の規定による障害物の所有者および占有者に対する通知は、障害物伐除通知書(様式第3号)により行うものとする。

(証明書等の様式)

- 第6条 法第7条第1項(法第24条第2項または法第43条第2項において準用する場合を含む。)および第2項に規定する証明書の様式は、様式第4号によるものとする。
- 2 法第7条第2項に規定する許可証の様式は、様式第5号によるものとする。

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制

(宅地造成等に関する工事の許可申請の手続)

第7条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けた ときは、省令第7条第1項第1号の表または第2項第1号の表に掲げる図面に当該工区の位置、区域および規模を明示しなければならない。

(資力、信用等を証する書類)

- 第8条 省令第7条第1項第12号および第2項第10号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 工事主の預金残高証明書
  - (2) 工事主の資金借入または融資証明書
  - (3) 工事主が工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けていることを証する書類
  - (4) 工事主が個人の場合にあっては、直近1年間の所得税の納税証明書
  - (5) 工事主が法人の場合にあっては、直近1年間の法人税の納税証明書および事業経歴書
  - (6) 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書および工事施行者が建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けていることを証する書類
  - (7) その他知事が必要と認める書類

(宅地造成等に関する工事の着手届)

第9条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の規定による許可を受けた工事主は、当該工事に着手しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手 届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第10条 宅地造成等に関する工事について、省令第8条第9号および第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

(宅地造成等に関する工事の協議)

- 第11条 宅地造成または特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成または特定盛土等に関する工事の協議書( 様式第7号)の正本および副本に省令第7条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(様式第8号)の正本および副本に省令 第7条第2項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、法第15条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し第1項または前項の協議書の副本に所要事項を記載して、その旨を通知するものとする
- 4 第9条および第16条から第19条までの規定は、法第15条第1項の規定による協議が成立した宅地造成等に関する工事について準用する。 (宅地造成等に関する工事の変更許可)
- 第12条 宅地造成または特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新 旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 47 令和7年3月31日(月) 福井県報号外第31号

(字地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第13条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(様式第9号)を知事に 提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更協議)

- 第14条 宅地造成または特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項で準用する法第15条第1項の規定による変更 の協議を行おうとするものは、宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第10号)に、省令第37条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧 を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項で準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとする ものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式第11号)に、省令第37条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提 出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事の変更届出)

第15条 法第21条第1項または第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書(様式第12号)に当該変更に 係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開の届出)

第16条 宅地造成等に関する工事について、法第12条第1項本文の規定による許可を受けた工事主または法第21条第1項もしくは第3項の規定による届出をした工事主は、当 該工事を中止し、もしくは廃止しようとするとき、または中止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書(様式第13号)を知事に提 出しなければならない。

(宅地造成または特定盛土等に関する工事の完了検査の手続)

第17条 決第17条第1項の規定による工事完了の検査および同条第2項の規定による検査済証の交付は、決第12条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、 当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第18条 決第18条第1項の規定による中間検査および同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、決第12条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、 当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

- 第19条 宅地造成または特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成または特定盛土 等に関する工事の定期報告書(様式第14号)に、省令第48条第1項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(様式第 15号)に、省令第48条第2項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出工事の完了届)

第20条 法第21条第1項または第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届(様式第16号)を知事に提出しなければな らない。

第3章 特定盛土等規制区域内における規制

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の許可申請の手続)

第21条 特定盛土等または土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る特定盛土等または土石の堆積に 関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第63条第1項または第2項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域および規模を明示しなければな らない。

(資力、信用等を証する書類)

第22条 省令第63条第1項第2号および第2項第2号に規定する規則で定める書類は、第8条第1号から第7号までに掲げるものとする。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の着手届)

第23条 特定盛土等または土石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けた工事主または法第27条第1項本文の規定による届出をした工事主 は、当該工事に着手しようとするときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等または土石の堆積に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第24条 特定盛土等または土石の堆積に関する工事について、省令第8条第9号および第10号ロの規定により規則で定める値は、50センチメートルとする。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の協議)

- 第25条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成または特定盛土等に関する工事の協議書(様式第7号)の 正本および副本に省令第63条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(様式第8号)の正本および副本に省令 第63条第2項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し第1項または前項の協議書の副本に所要事項を記載して、その旨を通知するものとする。
- 4 第23条および第30条から第33条までの規定は、法第34条第1項の規定による協議が成立した特定盛土等または土石の堆積に関する工事について準用する。 (特定盛土等または土石の堆積に関する工事の変更許可)
- 第26条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事 項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の規定による変更の許可を受けようとする工事主は、省令第67条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新 旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第27条 特定盛土等または土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(様式 第9号)を知事に提出しなければならない。

(特定盛十等または十石の堆積に関する工事の変更協議)

- 第28条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとするものは、宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更協議書(様式第10号)に、省令第67条第1項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする ものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書(様式第11号)に、省令第67条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提 出しなければならない。

(特定盛土等または土石の堆積に関する届出工事の変更届出)

- 第29条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への変更の届出を行おうとする工事主は、省令第61条第1項に規定する書類のほか、当該変更に 係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への変更の届出を行おうとする工事主は、省令第61条第2項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 法第40条第1項または第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書(様式第12号)に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等または土石の堆積に関する工事の中止・廃止・再開の届出)

第30条 特定盛十等または十石の堆積に関する工事について、法第30条第1項本文の規定による許可を受けた工事主または法第27条第1項もしくは第40条第1項もしくは第 3項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、もしくは廃止しようとするとき、または中止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等工事中止・廃止 ・再開届出書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等に関する工事の完了検査の手続)

第31条 法第36条第1項の規定による工事完了の検査および同条第2項の規定による検査済証の交付は、法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、 当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛十等に関する工事の中間検査の手続)

第32条 法第37条第1項の規定による中間検査および同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第30条第1項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、 当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛十等または十石の堆積に関する工事の定期の報告)

- 第33条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成または特定盛土等に関する工事 の定期報告書(様式第14号)に、省令第78条第1項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- 2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(様式第 15号)に、省令第78条第2項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等または土石の堆積に関する届出工事の完了届)

第34条 法第27条第1項または第40条第1項もしくは第3項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届(様式第16号)を 知事に提出しなければならない。

附則

この規則は、令和7年6月30日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

福井県知事

#### 土地立入通知書

宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、下記のとおりあなたの占 有する土地に立ち入って測量(調査)を行いますので、同条第2項の規定により通知し ます。

- 1 立入りの目的
- 2 立ち入る土地の区域
- 年 月 日 時から 3 立入りの期日 時まで
- 4 立ち入ろうとする者の所属、職および氏名

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

福井県知事

## 障害物伐除等通知書

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、測量(調査)を行うため、 項の規定により通知します。

- 1 行為の目的
- 2 行為の内容
- 3 行為の場所
- 4 行為の日時 年 月 日 時から 時まで
- 5 行為者の所属、職および氏名

様式第3号(第5条関係)

第 号 年 月 日

福井県知事

障害物伐除通知書

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第3項の規定により、測量(調査)を行うため、 下記のとおりあなたの所有(占有)する障害物の伐除を行いましたので、同項の規定に より通知します。

- 1 行為の目的
- 2 行為の内容
- 3 行為の場所
- 4 行為の日時 年 月 日 時から 時まで

様式第4号(第6条関係)

(第1面)

Ī	第		号								
				立入検	査等をする	る職員の	携帯する	身分を示す	す証明	書	
	職	名									-
	氏	名								写真	
	生年	月日	年	月	日生						
		年 年	月 月	日交付 日限り							
	i	福井県	知事			印					

(第2面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印の ある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無
	l l

- (備考) 1 この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
  - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載 すること。
  - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合 は「一」を記載すること。
  - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、そ の全部または一部を裏面に記載することができる。
  - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第5号(第6条関係) (表) 許 可 証 所 属 職氏名 年 月 日生 宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、上記の者が下記のとお り土地の試掘等を行うことについて、許可します。 年 月 日 福井県知事 印 

(裏) 1 行為の目的 2 行為の内容 3 行為の場所 4 行為の日時 年 月 日 時から 時まで 様式第6号(第9条、第23条関係)

年 月 日

福井県知事

工事主 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称および代表者の氏名

宅地造成等に関する工事着手届

下記のとおり、宅地造成等に関する工事に着手したので、宅地造成及び特定盛土等規 制法施行細則第9条または第23条の規定により届け出ます。

記

- 1 工事の許可年月日 年 月 日
- 2 工事の許可番号
- 3 工事をしている土地の所在および地番
- 4 工事の着手年月日 年 月 日

#### (注意)

- 不要の文字は、抹消すること。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項の規定により届け出た場合、1欄は 最初に届け出た年月日を記載すること。

様式第7号(第11条、第25条関係)

年 月 日

福井県知事

協議者 住 所 氏 名

宅地造成または特定盛土等に関する工事の協議書

第15条第1項 宅地造成及び特定盛土等規制法 → の規定により協議します。 第34条第1項

1	工事主	の住	<b>听および氏名</b>									
2	設計者	の住	<b>听および氏名</b>									
3	工事施	行者	の住所および	氏名								
4			地および地番 の緯度経度)	:			(緯, 経,	度: 度:	度度	分 分	秒、 秒)	
5	土地の	面積										m²
6	工事着	手前	の土地利用状	:況								
7	工事完	了後	の土地利用									
8	盛土の	タイ	プ			平	地盛	土・腹	付け鼠	<u> </u>	埋め盛	土
9	土地の	地形					淨	流等へ	の該	当 有・	無	
		(1)	盛土または	切土の高								m
		(2) う	盛土または 土地の面積	切土を行								m²
		(3)	盛土または	切土の土	盛	土						m³
1 0	工事 概要	<b>=</b>			切	土						m³
	11/11/24				番	号	構	造	高	さ	延	長
		(4)	擁壁							m		m
		(4)	7雅至									

			番	号	構	造	高	z	延	長
	(5)	崖面崩壊防止施設						m		m
	(0)	<b>全</b> 国								
			番	号	種	類	内 法	寸法	延	長
	(6)	排水施設						m		m
	(7)	崖面の保護の方法								
	(8)	崖面以外の地表面の R護の方法								
	(9)	工事中の危害防止の かの措置								
	(10)	その他の措置								
	(11)	工事着手予定年月日				年	月	日		
	(12)	工事完了予定年月日				年	月	日		
	(13)	工程の概要								
11 その	他必	要な事項								

#### (注意)

- 1 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名 の横に○印を付すこと。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 4欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1 位まで記入すること。
- 4 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 5 9欄は、渓流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定 する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 6 11欄は、宅地造成または特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法 令による認可等を要する場合においてのみ、その認可等の手続の状況を記入すること。

様式第8号(第11条、第25条関係)

年 月 日

福井県知事

協議者 住 所 氏 名

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第15条第1項 第34条第1項 の規定により協議します。

1 工事主	Eの住所および氏名				
2 設計者の住所および氏名					
3 工事旅	<b>延行者の住所および氏名</b>				
4 土地の	)所在地および地番	(緯度	隻: 度	分	秒、
(代表	(地点の緯度経度)	経度	ξ: 度	分	秒)
5 土地の	面積			m <sup>2</sup>	
6 工事の	D目的				
	(1) 土石の堆積の最大堆 積高さ			m	
	(2) 土石の堆積を行う土 地の面積			m²	
	(3) 土石の堆積の最大堆 積土量			m³	
	(4) 土石の堆積を行う土 地の最大勾配				
7 工事の 概要	(5) 勾配が10分の1を 超える土地における堆				
194.女	積した土石の崩壊を防 止するための措置				
	(6) 土石の堆積を行う土地における地盤の改良				
	その他の必要な措置				
		番号			空地の幅
	(7) 空地の設置				m

	(8) 雨水その他の地表水				
	を有効に排除する措置				
	(9) 堆積した土石の崩壊				
	に伴う土砂の流出を防				
	止する措置				
	(10) 工事中の危害防止の				
	ための措置				
	(11) その他の措置				
	(12) 工事着手予定年月日	年	月	日	
	(13) 工事完了予定年月日	年	月	日	
	(14) 工程の概要				
8 その作	他必要な事項				

#### (注意)

- 1 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 2 4欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1 位まで記入すること。
- 3 7欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、 高さおよび延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入するこ と。
- 4 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による認可等を 要する場合においてのみ、その認可等の手続の状況を記入すること。

様式第9号(第13条、第27条関係)

年 月 日

福井県知事

届出者 住 所

氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称および代表者の氏名

宅地造成等に関する工事の変更届出書

| 第16条第2項 | の規定により、宅地造成等に関 | 第35条第2項 | の規定により、宅地造成等に関

する工事の変更について次のとおり届け出ます。

- 1 工事の許可年月日 年 月 日
- 2 工事の許可番号
- 3 土地の所在および地番
- 4 変更に係る事項

変更前	変更後
	変更前

5 変更の理由

様式第10号(第14条、第28条関係)

年 月 日

福井県知事

協議者 住 所 氏 名

宅地造成または特定盛土等に関する工事の変更協議書

第16条第3項 の規定により協議します。 宅地造成及び特定盛土等規制法 第35条第3項

1 2	工事主	の住所および氏名								
2	設計者	の住所および氏名								
3	工事施	行者の住所および氏名								
4 =		所在地および地番 地点の緯度経度)			(緯度 経度		,, ,		秒、 秒)	
5 =	土地の	面積								m <sup>2</sup>
6	工事着	手前の土地利用状況								
7	工事完	了後の土地利用								
8 4	盛土の	タイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				土			
9 =	土地の	地形			渓流	等へ	の該当	当 有・	無	
		(1) 盛土または切土の高 さ								m
		(2) 盛土または切土を行う土地の面積								m²
		(3) 盛土または切土の土	盛土							m³
10 の概	工事	量	切土							m³
الإلار ت	1.女		番号	<u>1.</u>	構	造	高	さ	延	長
		(4) Live Dir						m		m
		(4) 擁壁								

		番	号	構	造	高	3	延	長
				11.4	~_	1-3	m	/_	m
	(5) 崖面崩壊防止施設						111		111
		番	号	種	類	内汐	長寸 法	延	長
	(6) 排水施設	ш	.,	132	^,	F J 12		,ee	
	(6) 排水旭設						m		m
	(7) 崖面の保護の方法								
	(8) 崖面以外の地表面の								
	保護の方法								
	(9) 工事中の危害防止の ための措置								
	(10) その他の措置								
	(11) 工事着手予定年月日				年	月	日		
	(12) 工事完了予定年月日				年	月	日		
	(13) 工程の概要								
11 70	D他必要な事項								
12 変	更の理由								
13 工	事の許可年月日				年	月	日		
14 工	事の許可番号								

#### (注意)

- 1 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名 の横に○印を付すこと。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 4欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1 位まで記入すること。
- 4 8欄は、該当する盛土のタイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 5 9欄は、渓流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定 する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 6 11欄は、宅地造成または特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法 令による認可等を要する場合においてのみ、その認可等の手続の状況を記入すること。

様式第11号(第14条、第28条関係)

年 月 日

福井県知事

協議者 住 所 氏 名

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第35条第3項 の規定により協議します。

1 工事主	の住所および氏名						
2 設計者	の住所および氏名						
3 工事施							
4 土地の	所在地および地番	(緯度	: 度	分	秒、		
(代表	地点の緯度経度)	経度	: 度	分	秒)		
5 土地の	面積			m <sup>2</sup>			
6 工事の	目的						
	(1) 土石の堆積の最大堆 積高さ			m			
	(2) 土石の堆積を行う土 地の面積	m²					
	(3) 土石の堆積の最大堆 精土量		m³				
	(4) 土石の堆積を行う土 地の最大勾配						
7 工事の 概要	(5) 勾配が10分の1を 超える土地における堆 積した土石の崩壊を防 止するための措置						
	(6) 土石の堆積を行う土 地における地盤の改良 その他の必要な措置						
		番号		4	空地の幅		
	(7) 空地の設置				m		

2表水						
昔置						
崩壊						
を防						
近の						
月日		年	月	日		
目目		年	月	日		
		年	月	日		
	世置の崩壊した防止の	措置 前壊 iを防 i止の	#置   前壊   を防   i 上の   目日 年   目日 年	#置 前壊 iを防 i止の 引日 年 月 引日 年 月	#置 前壊 iを防 i止の 同日 年 月 日 同日 年 月 日	#置 前壊 iを防 i止の 同日 年 月 日 同日 年 月 日

#### (注意)

- 1 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 2 4欄は、代表地点の緯度および経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第1 位まで記入すること。
- 3 7欄(9)は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、 高さおよび延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入するこ
- 4 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による認可等を 要する場合においてのみ、その認可等の手続の状況を記入すること。

様式第12号(第15条、第29条関係)

年 月 日

福井県知事

届出者 住 所 氏 名

> (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称および代表者の氏名

届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第21条第1項または第3項 の規定により届 第40条第1項または第3項 の規定により届

け出た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た	
年 月 日	
工事をしている	
土地の所在	
および地番	
工事をしている	(※法第21条第1項または第40条第1項に該当する場合に記入)
土地の面積	
行おうとする	(※法第21条第3項または第40条第3項に該当する場合に記入)
工事の種類	
および内容	
変 更 事 項	
* = # +	
変 更 理 由	

様式第13号(第16条、第30条関係)

年 月 日

福井県知事

届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称および代表者の氏名

宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書

下記のとおり、宅地造成等に関する工事を中止(廃止・再開)したいので届け出ます。

1 工事の許可年月日 年 月 日

(最初に届け出た年月日 年 月 日)

- 2 工事の許可番号
- 3 工事を中止(廃止・再開)しようとする土地の所在および地番
- 4 工事を中止 (廃止・再開) しようとする理由
- 5 工事の進捗状況および防災措置

(注意)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 宅地造成及び特定盛土等規制法第27条第1項、第21条第1項もしくは第3項ま たは第40条第1項もしくは第3項の規定により届け出た場合、1欄は最初に届け出 た年月日を記載すること。

様式第14号(第19条、第33条関係)

年 月 日

福井県知事

1 工事主の住所および

工事主 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称および代表者の氏名

宅地造成または特定盛土等に関する工事の定期報告書

第19条第1項 第38条第1項 の規定により、宅地造成または特定 宅地造成及び特定盛土等規制法・

盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

氏名						
2 工事が施行される土 地の所在地						
3 工事の許可年月日	年 月 日					
4 工事の許可番号						
5 10 th 5 th 10 th	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目		
5 報告年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
6 報告の時点における 盛土または切土の高さ	m	m	m	m		
7 報告の時点における 盛土または切土を行っ た土地の面積	m	m²	m²	m		
8 報告の時点における 盛土または切土の土量	m³	m³	m³	m³		
9 報告の時点における 擁壁等に関する工事の 施行状況						

10 擁壁の床堀りを完了したときの状況		
11 鉄筋コンクリート 擁壁の基礎配筋を完了 したときの状況		
12 地下に埋設する集 水管、暗渠、管渠等の 配置を完了した時の状 況		

## (注意)

- 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土または切土をしている土地およびその付近の状況ならびに9欄か ら12欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第15号(第19条、第33条関係)

年 月 日

福井県知事

工事主 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称および代表者の氏名

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第19条第1項 第38条第1項 の規定により、土石の堆積に関する 工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事主の住所および 氏名	こののこのが曲で	<u> </u>					
2 工事が施行される土 地の所在地							
3 工事の許可年月日	年 月 日						
4 工事の許可番号							
5 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目			
3 報百平月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
6 報告の時点における 土石の堆積の高さ	m	m	m	m			
7 報告の時点における 土石の堆積を行った土 地の面積	m²	$m^2$	m²	m²			
8 報告の時点における 土石の堆積の土量	m³	m³	m <sup>3</sup>	m³			
9 前回の報告から新た に堆積された土石の土 量および除却された土 石の土量	m³	m³	m³	m³			
10 雨水その他の地 表水を有効に排除す る措置の状況							

(注意)

- 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況(堆積する土石の高さ、確保すべ き空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等)およびその付近の状況ならびに 10欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

様式第16号(第20条、第34条関係)

年 月 日

福井県知事

届出者 住 所 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の) 所在地、名称および代表者の氏名

届出工事の完了届

第21条第1項または第3項 宅地造成及び特定盛土等規制法〈第27条第1項 の規定により届 第40条第1項または第3項

け出た宅地造成等に関する工事が完了したので届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年	月	日
2 工事をした土地の所在 地および地番			
3 工事施行者の住所およ び氏名			
4 備考			

(注意)

3欄の工事施行者が法人である場合、氏名は、当該法人の名称および代表者の氏名を 記入すること。

建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第33号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年福井県規則第99号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(登録事項) 第5条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 氏名	(登録事項) 第5条 名簿に登録する事項は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 氏名、生年月日および性別
(3)~(6) (略)	(3)~(6) (略)
(登録状況の報告)	(登録状況の報告)
第13条の10 (略) 2 (略)	第13条の10 (略) 2 (略)
3 報告書等(第1項の報告書および前項に規定する添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録 <u>(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)</u> で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。	
(1) (略) (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)</u> をもっ て調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法	(1) (略) (2) <u>磁気ディスク等</u> をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に 交付する方法
(指定登録機関への書類の交付) 第13条の13 (略)	(指定登録機関への書類の交付) 第13条の13 (略)
<ul><li>2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。</li><li>(1) (略)</li></ul>	2 前項の書類の交付については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合 には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。 (1) (略)
(2) <u>電磁的記録媒体</u> をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法	(2) <u>磁気ディスク等</u> をもって調製するファイルに情報を記録したものを指定登録機関に交付する方法
(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)	(2級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第26条 (略)

- 2 (略)
- 3 報告書等(第1項の報告書および前項の添付書類をいう。)の提出について は、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的 方法をもって行うことができる。
- (1) (略)
- (2) 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを知事に 交付する方法

様式第1号および様式第3号から様式第4号までを次のように改める。

第26条 (略)

- 2 (略)
- 3 報告書等(第1項の報告書および前項の添付書類をいう。)の提出について は、当該報告書等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ っては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ る情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)で作成さ れている場合には、次に掲げる電磁的方法をもって行うことができる。
  - (1) (略)
  - (2) 磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく ことができる物を含む。)をもって調製するファイルに情報を記録したもの を知事に交付する方法

# 2級 木造 建築士免許申請書

※受付欄				※登	録番号	第			号	
				※登※	録年月日		年	月	H	
小坦	建築士の免許を受けたい 項が真実で、かつ正確*				民票の写しる	を添え、申記	青します	·		
		3								
<b>福井</b> 県知事	,	様		氏名_						
<u>田力 水かず</u> ふりがな	(日心玉泉(成))	197								_
氏 名			生年 月日		年	月 日生	性 別	男口	女	
本 籍								写:		
現住所	₸			電話	i		面が	:氏名お.	5 センラ 3.5 の写真の よび撮影 てのりで	年月
	2級建築士試験または	木造建築	上試験に合格	した年	F	4	手 2 見	てくた。 付した 写され	てのりで さい。 写真は免	許記
試 験	合格通知書 日 付		_ 合格	番号			1042	- <b>→</b> -240:	£ 9 o	
		年 月	B				寻			
登録申請区分	□1 学歴のみ □4 建築設備士		] 2 学歴+ ] 5 建築士		₹務 1 条第 5 項		3 建	築実務	のみ	
	学校名		学音	3名・	学科名	入学	<ul><li>卒業</li></ul>	(修了	)年月	
<ol> <li>学歴のみに より申請する 場合のみ記入</li> </ol>							年年	月入 月卒	、学 業(修	了)
W I VVV HEX							年年		業(修	
	学校名	学部	8名・学科名		入学・卒業 年月		建築	実務経 の合	経験期間 計	1
2 学歴+建築 実務により申 請する場合の					年 月入年 月卒	.学 業(修了)		年		月
み記入					年 月入年 月卒	.学 業(修了)		+	•	H
3 建築実務の みにより申請 する場合のみ 記入		計						年		月
4 建築設備士 により申請す る場合のみ記 入	建築設備士登録番号・	登録年月	3		经録番号 经録年月日	第	年	月		号日
5 建築士法第	免許名称	免	2許者名		免許の年	三月日	資格語	認定書	の年月	日
4条第5項に より申請する 場合のみ記入					年	月 日		年	月	E
	1	1								_

(裏面)

	1 禁錮以上の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪および刑	ある□	ない口				
		年	月 日				
	2 建築士法の規定に違反して、または建築物の建築に関し罪を犯し て罰金の刑に処せられたことがありますか。 あるときはその罪および刑	ある□	ない□				
欠	あるときはその刑の執行を終わり、または執行を受けることがな くなった日	年	月日				
格事	3 建築士法第9条第1項第4号または第10条第1項の規定により 1級建築士、2級建築士または木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。	ある□	ない□				
由	あるときは、その日	年	月 日				
щ	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、 その停止の期間中に同法第9条第1項第1号の規定により1級建 築士、2級建築士または木造建築士の免許を取り消されたことがあ	ある□	ない□				
	りますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間	年	月 目から				
	5 精神の機能の障害により2級建築士または木造建築士の業務を適 正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行う ことができない状態ですか。	年 年 はい□	月 日から 月 日まで いいえ□				
	収納証明書類貼付欄						

(手数料納付システム利用時に記入)

#### ※審 査

- 1 数字は、算用数字を用いてください。
- 2 ※欄は記入しないでください。
- 3 □のある欄は該当する□の中にレ印を付けてください。

様式第3号(第6条関係)

次のとおり登録事項に変更を生じましたので、建築士法施行細則第6条第1項の規定によ り届け出ます。また、同条第2項の規定により書換え交付を申請します。

年 月 日

福井県知事(指定登録機関) 様

申請者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

		登録事項		変更
1	ふりがな 氏 名			
2	登録番号			
3	登録年月日			
4	変更年月日			写真
5	変更の理由			1 縦4.5センチメート ル、横3.5センチメート トルの写真の裏面に氏 名および撮影年月日を 記入してのりで貼り付
6	講習受講履 歴記載希望	有·	無	記入してのりで貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。

	収納証明書類貼付欄	
【甲込番号】	(手数料納付システム利用時に記入)	

様式第3号の2 (第6条の2関係)

2級 建築士免許証(免許証明書)書換え交付申請書

次のとおり免許証(免許証明書)に記載された事項等に変更がありましたので、建築士法 第5条第3項の規定により書換え交付を申請します。

福井県知事	(指定登録機関)	様				年	月	日
			申請者	住	所	 		
				Æ	夂			

	1	ふりがな 氏 名		写真 1 縦4.5センチメート
٠	2	登録番号		ル、横3.5センチメートルの写真の裏面に氏名および撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。
	3	登録年月日		2 貼付した写真は免許証に転写されます。
	4	講習受講履 歴記載希望	有 • 無	

【申込番号】	収納証明書類貼付欄  (手数料納付システム利用時に記入)
--------	------------------------------

40. Ola - A (Sia : Sia)	関係)	
	2級 建築士免許証(免許証明書)再交付日 木造	申請書
免許証(免許証明書	汚損 小を 一生 一生 一生 一生 一生 一生 一生 一生 一生 一生	細則第7条の規定により
次のとおり再交付を同	申請します。	
福井県知事(指定登	<b>登録機関)</b> 様	年 月 日
	申請者 住 所	
	氏 名	
1 ふりがな 1 氏 名		写真 1 縦4.5センチメート ル、横3.5センチメー
2 生年月日		トルの写真の裏面に氏 名および撮影年月日を 記入してのりで貼り付
3 性 別		けてください。 2 貼付した写真は免許 証に転写されます。
4 登録番号		
5 登録年月日		
汚損または 6 亡失の年月 日		
汚損または亡失 7	の理由(具体的に詳しく記入のこと。)	
8 講習受講履 歴記載希望	有·無	
【申)	収納証明書類貼付欄 込番号】 (手数料納付システム利用時に記入)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の建築士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第34号

福井県財務規則の一部を改正する規則

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(知事の事務の一部委任)	(知事の事務の一部委任)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 。 4 (啦)	2~4 (吸)

5 知事は、かいにおける次の事務をかいの長(以下「かい長」という。)に委 任する。

 $(1)\sim(3)$  (略)

- (4) 令達を受けた歳出予算の範囲内の次に掲げる契約の締結(電子情報処理組 織を使用した、契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式 、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作ら れる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。 以下同じ。)による契約の締結(以下「電子契約」という。)を除く。) ア~ウ (略)
  - エ 公有財産購入費または補償、補填および賠償金に係る契約(工事に関す るものに限る。) であって、1件の金額が1,000万円未満(嶺南振興 局にあっては7.000万円未満(公有財産購入費に係るものにあっては 、5,000万円未満)、事業事務所にあっては3,000万円未満)で あるもの
  - オ 公有財産購入費または補償、補填および賠償金に係る契約(工事に関す るものを除く。)であって、1件の金額が1,000万円未満(嶺南振興 局にあっては、3,000万円未満)であるもの

カ~ク (略)

(5) (略)

5 知事は、かいにおける次の事務をかいの長(以下「かい長」という。)に委 任する。

(1)~(3) (略)

(4) 令達を受けた歳出予算の範囲内の次に掲げる契約の締結

ア~ウ (略)

- エ 公有財産購入費または補償、補てんおよび賠償金に係る契約(工事に関 するものに限る。) であって、1件の金額が1,000万円未満(嶺南振 興局にあっては7.000万円未満(公有財産購入費に係るものにあって は、5,000万円未満)、事業事務所にあっては3,000万円未満) であるもの
- オ 公有財産購入費または補償、補てんおよび賠償金に係る契約(工事に関 するものを除く。)であって、1件の金額が1,000万円未満(嶺南振 興局にあっては、3,000万円未満)であるもの

カ~ク (略)

(5) (略)

- (6) 単価契約の締結(電子契約を除く。)
- 6 (略)

(予算要求書)

- 第10条 部長等は、前条の規定による予算編成方針に基づき、各部課等別にそ | 第10条 部長等は、前条の規定による予算編成方針に基づき、各部課等別にそ の所掌に属する予算の見積りに関する書類等(文書(図面を含む。) および電 磁的記録をいう。以下同じ。)(以下「予算要求書」という。)を作成し、総 務部長が別に指示する日までに総務部長に提出しなければならない。
- 2 (略)

(予算の杳定)

第11条 総務部長は、財政課長に、前条の規定により提出された予算要求書の 内容について調査検討および必要な調整(以下「査定」という。)を行わせ、 その結果を部長等に通知しなければならない。

2~6 (略)

(歳出予算の執行手続)

- 第23条 知事または第4条第5項の規定により支出負担行為に係る事務の委任|第23条 知事または第4条第5項の規定により支出負担行為に係る事務の委任 を受けた者は、歳出予算を執行しようとするときは、別表第4に定める区分に 従い、執行伺書(購入伺を含む。以下同じ。)により会計管理者に合議しなけ ればならない。
- 2 · 3 (略)

(主要施策の成果報告の資料)

第36条 部長等は、法第233条第5項の規定による報告の資料として、総務 部長が別に定める書類等を毎年8月末日までに総務部長に提出しなければなら ない。

(予算以外の議案等の送付)

第37条 部長等は、条例および予算以外の議案その他議会に提出すべき書類等|第37条 部長等は、条例および予算以外の議案その他議会に提出すべき書類が がある場合は、別に指示する日までに総務部長に提出しなければならない。

(調定および調定通知)

- 第43条 歳入徴収者は、歳入の調定をしようとするときは、納期限の定めのあ るものにあってはその15日前までに、その他のものにあっては金額確定のと きに調定決議書により調定をし、会計管理者または本庁の税務課長の職にある 出納員に調定の通知をしなければならない。

- (6) 単価契約の締結
- 6 (略)

(予算要求書)

の所掌に属する予算の見積りに関する書類(以下「予算要求書」という。)を 作成し、総務部長が別に指示する日までに総務部長に提出しなければならない

2 (略)

(予算の査定)

第11条 総務部長は、財政課長をして、前条の規定により、提出された予算要 求書の内容について調査検討および必要な調整(以下「査定」という。)を行 わせ、その結果を部長等に通知しなければならない。

2~6 (略)

(歳出予算の執行手続)

を受けた者は、歳出予算を執行しようとするときは、別表第4に定める区分に 従い、執行伺書により会計管理者に合議しなければならない。

2 · 3 (略)

(主要施策の成果報告の資料)

第36条 部長等は、法第233条第5項の規定による報告の資料として、総務 部長が別に定める書類を毎年8月末日までに総務部長に提出しなければならな \ \

(予算以外の議案等の送付)

ある場合は、別に指示する日までに総務部長に提出しなければならない。

(調定および調定通知)

- 第43条 歳入徴収者は、歳入の調定をしようとするときは、納期限の定めのあ るものにあってはその15日前までに、その他のものにあっては金額確定のと きに調定決議書により調定をし、会計管理者、または本庁の税務課長の職にあ る出納員に調定の通知をしなければならない。
- 2 前項の調定決議書には、次の各号に掲げる歳入の区分に従い、それぞれ当該 2 前項の調定決議書には、次の各号に掲げる歳入の区分に従い、それぞれ当該

各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1)~(5) (略)

3 歳入徴収者は、事前に調定をしがたい歳入の納付があった場合においては、 会計管理者または本庁の税務課長の職にある出納員からの収納済の通知に基づ いて、速やかに収入調定決議書により調定をし、会計管理者または本庁の税務 課長の職にある出納員に調定の通知をしなければならない。

4 (略)

(納入の涌知)

第45条 (略)

2 歳入徴収者は、次の各号に掲げる歳入については、前項の規定にかかわらず 、納入者に対し、口頭、掲示、インターネットを利用する方法その他これらに 類する方法によって納入の通知をすることができる。

(1)~(4) (略)

(戻出および充当)

第47条 (略)

2 (略)

3 歳入徴収者は、第1項の規定により、過誤納金を納入者に払い戻そうとする とき、または充当しようとするときは、会計管理者または本庁の税務課長の職 にある出納員に戻出命令または充当命令を発しなければならない。

(納付)

第54条 納入者は、次項に規定する歳入以外の歳入を納付しようとするときは 、次に掲げる方法(会計管理者等に対し納付する場合にあっては、第1号に規 定する方法に限る。)により行うものとする。

(1)~(3) (略)

2 納入者は、寄附金、預金利子その他これらに類する歳入を納付しようとする ときは、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(収納の取消し)

各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)~(5) (略)

3 歳入徴収者は、事前に調定をしがたい歳入の納付があった場合においては、 会計管理者または本庁の税務課長の職にある出納員からの収納済の通知に基づ いて、第1項の手続を執らなければならない。

4 (略)

(納入の涌知)

第45条 (略)

2 歳入徴収者は、次の各号に掲げる歳入については、前項の規定にかかわらず 、納入者に対し、口頭または掲示の方法によって納入の通知をすることができ る。

(1)~(4) (略)

(戻出および充当)

第47条 (略)

2 (略)

3 歳入徴収者は、第1項の規定により、過誤納金を納入者に払い戻そうとする とき、または充当しようとするときは、戻出(充当)命令書により会計管理者 または本庁の税務課長の職にある出納員に戻出命令または充当命令を発しなけ ればならない。

(納付)

第54条 納入者は、次項に規定する歳入以外の歳入を納付しようとするときは 、指定金融機関等または会計管理者等に対し、次に掲げる方法(会計管理者等 に対し納付する場合にあっては、第1号に規定する方法に限る。) により行う ものとする。

(1)~(3) (略)

2 納入者は、寄附金、預金利子その他これらに類する歳入を納付しようとする ときは、指定金融機関等または会計管理者等に対し、次に掲げる方法により行 うものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(収納の取消し)

第60条 (略)

2 (略)

3 会計管理者、本庁の税務課長の職にある出納員またはかいの出納員は、指定 金融機関等から不渡証券の送付を受けたときは、当該証券の納入者に対し、当 該証券の納付に係る領収証書もしくは現金領収証書または当該証券の環付を受 けたことを証する書面と引換えに当該証券を還付しなければならない。

(支出命令)

第66条 (略)

2 前項の支出命令書または支出負担行為兼支出命令書には、請求書(納入告知 書等を含む。以下この条において同じ。)(給与等の支出で控除を要するもの がある場合にあっては、知事が別に定める書類等)を添付しなければならない

3~5 (略)

(資金前渡職員の指定)

第72条 支出負担行為をする権限を有する者は、資金前渡をしようとするとき|第72条 支出負担行為をする権限を有する者は、資金前渡をしようとするとき は、県の職員または他の普通地方公共団体の職員を資金前渡職員に指定しなけ ればならない。

(給与に係る資金前渡職員の指定等)

第73条 (略)

(前渡資金の支払)

第76条 (略)

2 常時必要とする経費に係る資金の前渡を受けた資金前渡職員が前項の規定に より支払をした場合は、前渡資金支払整理調書を作成し、これに証書類を添え て保管しなければならない。

(概算払のできる経費)

第78条 (略)

2 旅費の概算払は、次に掲げる旅行をする場合に限り、することができる。 (1) (略)

第60条 (略)

2 (略)

3 会計管理者、本庁の税務課長の職にある出納員またはかいの出納員は、指定 金融機関等から不渡証券の送付を受けたときは、当該証券の納入者に対し、当 該証券の納付に係る領収証書もしくは現金領収証書または当該証券の還付を受 けたことを証する書類と引換えに当該証券を還付しなければならない。

(支出命令)

第66条 (略)

2 前項の支出命令書または支出負担行為兼支出命令書には、請求書(納入告知 書等を含む。以下この条において同じ。)(給与等の支出で控除を要するもの がある場合にあっては、知事が別に定める書類)を添付しなければならない。

3~5 (略)

(資金前渡職員の指定)

は、所属の職員または他の普通地方公共団体の職員を資金前渡職員に指定しな ければならない。

(給与に係る資金前渡職員の指定等)

第73条 (略)

2 前項の資金前渡職員は、指定金融機関に対し、給与の受領書に押印する私印 の印影を印鑑届により届け出なければならない。

(前渡資金の支払)

第76条 (略)

(概算払のできる経費)

第78条 (略)

2 旅費の概算払は、次に掲げる旅行をする場合に限り、することができる。

(1) (略)

(2) 県外旅行のうち宿泊を要しない旅行で片道の路程が100キロメートル以 上のもの

# (2) (略)

(概算払の精算)

- 第79条 概算払を受けた者は、当該概算払に係る債権額の確定後、速やかに、 概算払を受けた額、精算額およびその明細等を明らかにした書類等により、精 **算しなければならない。ただし、旅費にあっては、概算払を受けた額が精算額** と同額の場合は、支出命令者がその旨を確認し、旅行命令簿等(福井県一般職 の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号)第4条第4 項に規定する旅行命令簿等をいう。以下同じ。)に確認した旨を記載または記 録することにより、精算したものとみなす。
- 2 支出命令者は、前項の規定による書類等の提出を受けたときは、概算払精算 書を会計管理者に送付するとともに、精算の結果過不足が生じたときは、戻入 または支出の手続を執らなければならない。
- 3 (略)

(繰替払)

# 第81条 (略)

- 2 会計管理者等または指定金融機関等は、繰替払をしたときは、繰替払に係る 経費を支払ったことを証する書類等を、直ちに、支出命令者に送付しなければ ならない。
- 3 前項の書類の送付を受けた支出命令者は、繰替払に係る経費を歳入に補填す るため、支出の手続を執らなければならない。

(支出取消命令)

第83条 支出命令者は、誤った支出命令を発した場合において、会計管理者が 指定金融機関または指定代理金融機関に支払指示書を送付していないときは、 支出命令書(取消)または支出負担行為兼支出命令書(取消)により会計管理 者に支出取消命令を発しなければならない。

(支出命令等の確認)

第85条 会計管理者は、第66条第1項、第82条第1項、第83条または前 条の規定により、支出命令、戻入命令、支出取消命令または更正もしくは訂正 の通知を受けたときは、それらの根拠となる書類等の提示を支出命令者に求め 、第66条第1項各号に掲げる事項を確認しなければならない。

(指定金融機関払)

第87条 会計管理者は、債権者からの申出により、指定金融機関に直接現金で │第87条 会計管理者は、債権者からの申出により、指定金融機関をして直接現

(3) (略)

(概算払の精算)

- 第79条 概算払を受けた者は、当該概算払に係る債権額の確定後、速やかに、 概算払を受けた額、精算額およびその明細等を明らかにした書類により、精算 しなければならない。ただし、旅費にあっては、概算払を受けた額が精算額と 同額の場合は、支出命令者がその旨を確認し、福井県一般職の職員等の旅費等 に関する条例施行規則(昭和29年福井県人事委員会規則第1号)第6条第1 項の旅行命令(依頼)簿に確認した旨を示すことにより、精算したものとみな す。
- 2 支出命令者は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、概算払精算書 を会計管理者に送付するとともに、精算の結果過不足が生じたときは、戻入ま たは支出の手続を執らなければならない。
- 3 (略)

(繰替払)

第81条 (略)

- 2 会計管理者等または指定金融機関等は、繰替払をしたときは、繰替払に係る 経費を支払ったことを証する書類を、直ちに、支出命令者に送付しなければな らない。
- 3 前項の書類の送付を受けた支出命令者は、繰替払に係る経費を歳入に補てん するため、支出の手続を執らなければならない。

(支出取消命令)

第83条 支出命令者は、誤った支出命令を発した場合において、会計管理者が 指定金融機関または指定代理金融機関に支払指示書を送付していないときは、 支出命令書(取消し)または支出負担行為兼支出命令書(取消し)により会計 管理者に支出取消命令を発しなければならない。

(支出命令等の確認)

第85条 会計管理者は、第66条第1項、第82条第1項、第83条または前 条の規定により、支出命令、戻入命令、支出取消命令または更正もしくは訂正 の通知を受けたときは、それらの根拠となる書類の提示を支出命令者に求め、 第66条第1項各号に掲げる事項を確認しなければならない。

(指定金融機関払)

支払をさせる場合は、支払通知書を債権者に送付しなければならない。

(指定金融機関特例払)

第88条 会計管理者は、債権者からの納入告知書等により、指定金融機関に支 払をさせる場合は、指定金融機関特例払依頼書を作成し、これに当該納入告知 書等を添付して指定金融機関に送付しなければならない。

(送金払)

方法により支払をさせる場合は、送金通知書を債権者に送付しなければならな \ \ \

(公金事務の委託)

- 第99条 法第243条の2第1項の規定により公金事務(同項に規定する公金│第99条 法第243条の2第1項の規定により公金事務(同項に規定する公金 事務をいう。)を委託しようとするときは、契約書(当該契約書に記載すべき 事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を作成しなければならない。 2~5 (略)
- 6 指定公金事務取扱者(歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次 | 項において同じ。)は、その支払を終了したときは、支出の結果を報告する書 類等により、支出命令者を経由して会計管理者に報告しなければならない。

7 (略)

(購入による取得等)

第125条 (略)

2 · 3 (略)

4 契約担当者は、第2項の手続を完了したときは、その旨を物品管理者に通知 しなければならない。

 $5 \sim 7$  (略)

(入札の公告)

- 第148条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日|第148条 契約担当者は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日 の前日から起算して10日前までに県報、新聞紙または掲示による方法および インターネットを利用する方法により公告しなければならない。ただし、急を 要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。
- 2 (略)

(入札の公告事項)

第149条 令第167条の6第1項の規定により公告する事項は、次に掲げる|第149条 令第167条の6第1項の規定により公告する事項は、次に掲げる

金で支払をさせる場合は、支払通知書を債権者に送付しなければならない。 (指定金融機関特例払)

第88条 会計管理者は、債権者からの納入告知書等により、指定金融機関をし て支払をさせる場合は、指定金融機関特例払依頼書を作成し、これに当該納入 告知書等を添付して指定金融機関に送付しなければならない。

(送金払)

第89条の2 会計管理者は、遠隔の地にある債権者に、指定金融機関に送金の|第89条の2 会計管理者は、遠隔の地にある債権者に、指定金融機関をして送 金の方法により支払をさせる場合は、送金通知書を債権者に送付しなければな らない。

(公金事務の委託)

事務をいう。)を委託しようとするときは、契約書を作成しなければならない

2~5 (略)

6 指定公金事務取扱者(歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次 項において同じ。)は、その支払を終了したときは、支出の結果を報告する書 類により、支出命令者を経由して会計管理者に報告しなければならない。

7 (略)

(購入による取得等)

第125条 (略)

2 · 3 (略)

4 契約担当者は、前項の手続を完了したときは、その旨を物品管理者に通知し なければならない。

5~7 (略)

(入札の公告)

- の前日から起算して10日前までに県報、新聞紙、掲示その他の方法により公 告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日 までに短縮することができる。
- 2 (略)

(入札の公告事項)

事項とする。

(1)~(6) (略)

(7) 電子入札(<u>電子情報処理組織</u>を使用して行う入札をいう。)を行おうとするときは、その旨

## (8) 電子契約に関する事項

(9) (略)

2 (略)

(入札の方法)

第150条 (略)

2 入札をしようとする者は、会計管理者または出納員が交付する入札保証金の 現金領収証書または有価証券受領書(以下この項において「現金領収証書等」 という。)および資格誓約書を、指定の場所に指定の日時までに提出しなけれ ばならない。ただし、第153条の規定により入札保証金の全部を免除された 者にあっては現金領収証書等を、契約担当者が必要ないと認める者および既に 資格誓約書を提出したことがある者でその提出した年度内において資格に異動 を生じないものにあっては、資格誓約書を提出することを要しない。

3 · 4 (略)

(担保として提供された小切手の現金化等)

第156条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、会計管理者または<u>出納員に</u>その取立ておよび取立てにかかる現金の保管をさせ、または当該小切手に代わる入札保証金の納付もしくは入札保証金の納付に代わる担保の提供を求めなければならない。

(予定価格および最低制限価格の作成)

第157条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を<u>示す書類等</u>(以下「予定価格調書」という。)を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、予定価格調書を電磁的記録により作成する場合は、開札までの間、契約担当者は当該予定価格調書を契約担当者以外の者が認知できない状態に置かなければならない。

2 · 3 (略)

事項とする。

(1)~(6) (略)

(7) 電子入札(<u>知事の指定する電子情報処理組織(契約担当者の使用に係る電子計算機と入札をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)</u>を使用して行う入札をいう。)を行おうとするときは、その旨

<u>(8)</u> (略)

2 (略)

(入札の方法)

第150条 (略)

2 入札をしようとする者は、会計管理者または出納員が交付する入札保証金の 現金領収書または有価証券受領書(以下この項において「現金領収書等」とい う。)および資格誓約書を、指定の場所に指定の日時までに提出しなければな らない。ただし、第153条の規定により入札保証金の全部を免除された者に あっては現金領収書等を、契約担当者が必要ないと認める者および既に資格誓 約書を提出したことがある者でその提出した年度内において資格に異動を生じ ないものにあっては、資格誓約書を提出することを要しない。

3 · 4 (略)

(担保として提供された小切手の現金化等)

第156条 契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者が入札保証金の納付に代えて小切手を担保として提供した場合において、契約締結前に当該小切手の呈示期間が経過することとなるときは、会計管理者または<u>出納員をして</u>その取立ておよび取立てにかかる現金の保管をさせ、または当該小切手に代わる入札保証金の納付もしくは入札保証金の納付に代わる担保の提供を求めなければならない。

(予定価格および最低制限価格の作成)

第157条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を<u>記載した書面</u>(以下「予定価格調書」という。)を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 · 3 (略)

(随意契約によることができる場合)

- 第165条 随意契約によることができる場合は、令第167条の2第1項第2 号から第9号までに規定する場合のほか、その予定価格(貸借の契約にあって は、予定賃貸借料の年額または総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じそ れぞれ当該各号に定める額を超えない契約をする場合とする。
- (1) 工事または製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円
- 2 (略)
- 3 前項各号の規定による公告は、県報、新聞紙または掲示による方法およびイ ンターネットを利用する方法により行うものとする。

(見積書の徴収)

第166条 (略)

2 · 3 (略)

4 第1項および第2項の規定による見積書の徴収は、電子情報処理組織を使用 して行うことができる。

(工事請負契約書の作成)

第168条 工事に係る契約については、第167条の規定にかかわらず、工事 | 第168条 工事に係る契約については、第167条の規定にかかわらず、工事 請負契約書(当該工事請負契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含 む。)および福井県工事請負契約約款(平成8年福井県告示第436号)によ らなければならない。

(契約の解除)

第181条 (略)

- 2 (略)
- 3 契約を解除したときは、書類等により契約者に通知する。この場合において | 3 契約を解除したときは、書面で契約者に通知する。この場合において、その 、その住所および居所がともに知れないときは、県報に公告して通知に代える ものとする。

4 (略)

(監督)

(随意契約によることができる場合)

- 第165条 随意契約によることができる場合は、令第167条の2第1項第2 号から第9号までに規定する場合のほか、その予定価格(貸借の契約にあって は、予定賃貸借料の年額または総額)が次の各号に掲げる契約の種類に応じそ れぞれ当該各号に定める額を超えない契約をする場合とする。
  - (1) 工事または製造の請負 250万円
  - (2) 財産の買入れ 160万円
  - (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円
- 2 (略)
- 3 前項各号の規定による公告は、県報、新聞紙、掲示その他の方法により行う ものとする。

(見積書の徴収)

第166条 (略)

2 · 3 (略)

4 第1項および第2項の規定による見積書の徴収は、別に定めるところにより 、知事の指定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(工事請負契約書の作成)

請負契約書および福井県工事請負契約約款(平成8年福井県告示第436号) によらなければならない。

(契約の解除)

第181条 (略)

- 2 (略)
- 住所および居所がともに知れないときは、県報に公告して通知に代えるものと する。
- 4 (略)

(監督)

第183条 (略)

2 · 3 (略)

4 契約担当者または監督職員は、工事または製造その他についての請負契約を 締結した場合において、細部設計図、原寸図等が必要であるときは、当該契約 に係る仕様書および設計書等に基づいてこれを作成し、または契約者が作成し たこれらの書類等を審査しなければならない。

5 · 6 (略)

(監督または検査を委託して行った場合の確認)

- 第186条 契約担当者は、令第167条の15第4項の規定により県の職員以外の者に委託して監督または検査を<u>行わせた</u>場合においては、当該監督または検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した<u>書類等</u>を作成しなければならない。
- 2 前項の検査にかかる契約の代金は、同項の<u>書類等</u>に基づかなければ支払をすることができない。

(指定金融機関等の検査)

第205条 会計管理者は、その補助する<u>職員に</u>指定金融機関等の事務取扱いに ついて、原則として毎年度1回検査をさせなければならない。

(財産に関する通知)

第206条 総務部長は、次の各号に掲げる財産の種類に応じ、当該各号に定める<u>書類等</u>により毎年度末現在の財産について翌年度の5月31日(第3号に掲げる財産にあっては、過年度分のものについては毎年度末現在、現年度分のものについては翌年度の5月31日現在の財産について翌年度の6月30日)までに会計管理者に通知しなければならない。

(1)~(4) (略)

(収入の証拠書類)

第212条 収入の証拠書類は、調定決議書、領収済通知書その他の調定および 収納に関する<u>書類等</u>ならびに次の各号に掲げる<u>書類等</u>とする。

(1)~(3) (略)

(支出の証拠書類)

第213条 支出の証拠書類は、支出命令書その他の支出命令および支払に関する書類等とする。

(証拠書類の訂正)

第183条 (略)

2 · 3 (略)

4 契約担当者または監督職員は、工事または製造その他についての請負契約を締結した場合において、細部設計図、原寸図等が必要であるときは、当該契約に係る仕様書および設計書等に基づいてこれを作成し、または契約者が作成したこれらの書類を審査しなければならない。

5 · 6 (略)

(監督または検査を委託して行なった場合の確認)

- 第186条 契約担当者は、令第167条の15第4項の規定により県の職員以外の者に委託して監督または検査を<u>行なわせた</u>場合においては、当該監督または検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した<u>書面</u>を作成しなければならない。
- 2 前項の検査にかかる契約の代金は、同項の<u>書面</u>に基づかなければ支払をする ことができない。

(指定金融機関等の検査)

第205条 会計管理者は、その補助する<u>職員をして</u>指定金融機関等の事務取扱いについて、原則として毎年度1回検査をさせなければならない。

(財産に関する通知)

第206条 総務部長は、次の各号に掲げる財産の種類に応じ、当該各号に定める<u>書類</u>により毎年度末現在の財産について翌年度の5月31日(第3号に掲げる財産にあっては、過年度分のものについては毎年度末現在、現年度分のものについては翌年度の5月31日現在の財産について翌年度の6月30日)までに会計管理者に通知しなければならない。

(1)~(4) (略)

(収入の証拠書類)

第212条 収入の証拠書類は、調定決議書、領収済通知書その他の調定および 収納に関する<u>書類</u>ならびに次の各号に掲げる<u>書類</u>とする。

(1)~(3) (略)

(支出の証拠書類)

第213条 支出の証拠書類は、支出命令書その他の支出命令および支払に関する書類とする。

(証拠書類の訂正)

第216条 証拠書類(書面に限る。)の記載事項の訂正をしようとするときは「第216条 証拠書類の記載事項の訂正をしようとするときは、訂正箇所の上に 、訂正箇所の上に2線を引き、当該箇所に押印しなければならない。この場合 において、数字の一部に誤記があるときは、その全部を抹消して訂正しなけれ ばならない。

(会計管理者の事務引継)

## 第247条 (略)

- 2 前項の規定による事務の引継ぎをする場合においては、前任者において現金 、書類等、帳簿その他の物件の目録および引継書を作成し、引継書に引継ぎの 旨および引継ぎの年月日を記録し、引継ぎをする者および引継ぎを受ける者に おいて引継書に記名し、現金、書類等、帳簿その他の物件およびこれらの物件 の目録とともに引継ぎをしなければならない。
- 3 前項の規定により作成すべき現金、書類等、帳簿その他の物件についての目 │3 前項の規定により作成すべき現金、書類、帳簿その他の物件についての目録 録は、現に作成してある目録により引継ぎをする時の現況を確認することがで きる場合においては、その目録をもって代えることができる。

2線を引き、当該箇所に押印しなければならない。この場合において、数字の 一部に誤記があるときは、その全部を抹消して訂正しなければならない。

#### (会計管理者の事務引継)

## 第247条 (略)

- 2 前項の規定による事務の引継ぎをする場合においては、前任者において現金 、書類、帳簿その他の物件の目録および引継書を作成し、引継書に引継ぎの旨 および引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者および引継ぎを受ける者にお いて引継書に記名し、現金、書類、帳簿その他の物件およびこれらの物件の目 録とともに引継ぎをしなければならない。
- は、現に作成してある目録により引継ぎをする時の現況を確認することができ る場合においては、その目録をもって代えることができる。

別表第4第1号の表を次のように改める。

1

	区	分	会計管理者の合議区分	支出負担行為として整理 する時期	支出負担行為の範囲
1	報酬			支出決定のとき	支出しようとする額
2	給料			支出決定のとき	支出しようとする額
3	職員手	当等		支出決定のとき	支出しようとする額
4	共済費			支出決定のとき	支出しようとする額
5	災害補	償費		支出決定のとき	支出しようとする額
6	恩給お	よび退職		支出決定のとき	支出しようとする額
4	年金				
7	報償費			支出決定のとき	支出しようとする額
				契約締結のとき(物品等	契約金額
				の購入に係るものに限る	
				。)	
8	旅費			支出決定のとき	支出しようとする額
9	交際費			支出決定のとき	支出しようとする額
				契約締結のとき(物品等	契約金額
				の購入に係るものに限る	

		. )	
 1 0  需用費		契約締結のとき	契約金額
1 1 役務費		契約締結のとき	契約金額
1 2 委託料	1件の金額1,000 万円(工事に係る委託 料にあっては、5,0 00万円)以上のもの	契約締結のとき(法令に	契約金額(法令に基づく 助的経費については、扶
13 使用料およ 賃借料	び 1件の金額1,000 万円以上のもの	契約締結のとき	契約金額
14 工事請負費	1件の金額1億円以上のもの	契約締結のとき	契約金額
1 5 原材料費		契約締結のとき	契約金額
1 6 公有財産購 費	請入   1件の金額3,000     万円以上のもの	契約締結のとき	契約金額
1 7 備品購入費	1件の金額1,000 万円以上のもの	契約締結のとき	契約金額
18 負担金、補 および交付金	前助	交付決定のとき(交付決 定および交付決定と額の 確定を同時に行うものに 限る。)	交付しようとする額
		支出決定のとき(指令を 要しないものに限る。)	支出しようとする額
19 扶助費			支出しようとする額 (扶) 費の内容によりそれぞれ。 似の節の例による。)
20 貸付金	1件の金額2,000	貸付決定のとき	貸付けしようとする額
21 補償補填お び賠償金	3よ 1件の金額1,000 万円(工事に係る補償、補填および賠償金にあっては、3,000 万円)以上のもの	契約締結のときまたは支 出決定のとき	契約金額または支出しよ とする額

22 償還よび割引	量金利子お  料		支出決定のとき	支出しようとする額
23 投資資金	<b>ぎおよび出</b>	1件の金額1,000 万円以上のもの	支出決定のとき	支出しようとする額
2.4 積立	<b>Z</b> 金	1件の金額1,000 万円以上のもの	支出決定のとき	支出しようとする額
25 寄附	付金	1件の金額1,000 万円以上のもの	支出決定のとき	支出しようとする額
26 公課	農費		支出決定のとき	支出しようとする額
27 繰出	金		支出決定のとき	支出しようとする額

別表第4中備考2を削り、同表備考3中「知事が別に定める方法で福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号)第5条第4項に |規定する||を削り、同表中備考3を備考2とし、同表備考4中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰上げ、同表中備考4を備考3 とし、備考5を備考4とし、備考6を備考5とし、同表備考7中「次に掲げる経費」を「委託料、使用料および賃借料、工事請負費(競争入札により施工するものに 限る。)、公有財産購入費ならびに補償、補填および賠償金であって公共事業に係るもの」に改め、各号を削り、同表中備考7を備考6とし、備考8を備考7とする

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井県財務規則の規定は、令和7年度の予算に係る事務から適用し、令和6年度の予算に係る事務については、なお従前の例による。

福井県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第35号

福井県証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(福井県証紙条例施行規則の廃止)

第1条 福井県証紙条例施行規則(昭和39年福井県規則第32号)は、廃止する。

(福井県財務規則の一部改正)

第2条 福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
(収入の証拠書類)	(収入の証拠書類)				
第212条 収入の証拠書類は、調定決議書、領収済通知書その他の調定および	第212条 収入の証拠書類は、調定決議書、領収済通知書その他の調定および				

収納に関する書類ならびに次の各号に掲げる書類とする。

(1) · (2) (略)

(部長等およびかい長等の監督責任)

第226条 部長等およびかい長は、現金、有価証券、物品、占有動産および収 入証票の出納保管事務について、その所管に属する出納員、現金出納員、物品 出納員、会計員、資金前渡職員および庶務担当者を監督しなければならない。

2 (略)

(現金その他の亡失等についての報告)

第230条 出納員、現金出納員、物品出納員、会計員、資金前渡職員、庶務担 当者、占有動産保管職員および物品使用職員は、その保管または使用にかかる 現金、有価証券、収入証票または物品もしくは占有動産について、亡失し、ま たは損傷したとき、もしくはその他の事故を発見したときは、直ちにそのてん 末を所属の長を経て主管の部長等に報告しなければならない。

2 · 3 (略)

(検査および検査事項)

第231条 (略)

2 部長等は、検査の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を検査する。 (1)~(6) (略)

(7) 収入証票の取扱いに関すること。

(8) (略)

3 · 4 (略)

(会計管理者の備えるべき帳簿)

第238条 会計管理者は、次に掲げる帳簿のうち必要なものを備え、一切の出 納を登記しなければならない。

(1)~(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(帳簿の保存年限)

収納に関する書類ならびに次の各号に掲げる書類とする。

(1)・(2) (略)

(3) 証紙収入によるものについては、福井県証紙を貼付し、抹消印を用いて消 印した書類

(部長等およびかい長等の監督責任)

第226条 部長等およびかい長は、現金、有価証券、物品、占有動産、福井県 証紙および収入証票の出納保管事務について、その所管に属する出納員、現金 出納員、物品出納員、会計員、資金前渡職員および庶務担当者を監督しなけれ ばならない。

2 (略)

(現金その他の亡失等についての報告)

第230条 出納員、現金出納員、物品出納員、会計員、資金前渡職員、庶務担 当者、占有動産保管職員および物品使用職員は、その保管または使用にかかる 現金、有価証券、福井県証紙、収入証票または物品もしくは占有動産について 、亡失し、または損傷したとき、もしくはその他の事故を発見したときは、直 ちにそのてん末を所属の長を経て主管の部長等に報告しなければならない。

2 · 3 (略)

(検査および検査事項)

第231条 (略)

2 部長等は、検査の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項を検査する。

(1)~(6) (略)

(7) 福井県証紙および収入証票の取扱いに関すること。

(8) (略)

3 · 4 (略)

(会計管理者の備えるべき帳簿)

第238条 会計管理者は、次に掲げる帳簿のうち必要なものを備え、一切の出 納を登記しなければならない。

(1)~(8) (略)

(9) 福井県証紙出納簿

(10) (略)

(11) (略)

(帳簿の保存年限)

第246条 帳簿の保存年限は、次に定めるところによる。ただし、特別の事由 | 第246条 帳簿の保存年限は、次に定めるところによる。ただし、特別の事由

があるものについては、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 5年 歲入整理簿、歲出予算差引簿、歲入簿、歲出簿、現金出納簿、有価 証券整理簿、有価証券出納簿、備品出納簿、消耗品出納簿、保管物品整理簿 、郵便切手類出納簿、動物出納簿、生産製作品出納簿、原材料品出納簿およ び財産記録管理簿
- (3) (略)

があるものについては、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 5年 歲入整理簿、歲出予算差引簿、歲入簿、歲出簿、現金出納簿、有価 証券整理簿、有価証券出納簿、備品出納簿、消耗品出納簿、保管物品整理簿 、郵便切手類出納簿、動物出納簿、生產製作品出納簿、原材料品出納簿、福 井県証紙出納簿および財産記録管理簿
- (3) (略)

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第3条 児童福祉法施行細則(昭和23年福井県規則第26号)の一部を次のように改正する。



(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第4条 公衆浴場法施行細則(昭和24年福井県規則第31号)の一部を次のように改正する。



(行政書士法施行細則の一部改正)

第5条 行政書士法施行細則(昭和26年福井県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受験手続) 第3条 試験を受けようとする者は、行政書士試験受験願書(様式第1号) <u>を知</u> 事に提出するものとする。	(受験手続) 第3条 試験を受けようとする者は、行政書士試験受験願書(様式第1号) <u>に次に掲げる書類等を添付して、知事に</u> 提出するものとする。 (1) 写真(出願の日前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した写真で、その裏面に氏名を記入したものに限る。) (2) 福井県手数料徴収条例(平成12年福井県条例第2号)別表第1号の表に掲げる行政書士試験手数料

真 写.

様式第1号中「、関係書類を添付して」を削り、同様式中

福井県証紙貼付欄

(消印は、しないでください。)

を

真 写. (出願の日前6 月以内に無帽で 正面から上半身 を撮影したもの に限る。)

に改める。

(漁船法施行細則の一部改正)

第6条 漁船法施行細則(昭和26年福井県規則第27号)の一部を次のように改正する。 様式第13号、様式第16号および様式17号中「証紙貼付欄(消印をしないこと)」を「収納証明書類貼付欄」に改める。

(診療エックス線技師法施行細則の一部改正)

第7条 診療エックス線技師法施行細則(昭和27年福井県規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後 (免許の申請) 第1条 診療エックス線技師の免許を受けようとする者は、診療エツクス線技師 法施行令(昭和28年政令第385号。以下「令」という。)第1条に規定す る申請書に、別に定める診療エックス線技師籍登録手数料の金額に相当する福 井県証紙をはって知事に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第1条 診療エツクス線技師法(昭和26年法律第226号。以下「法」という 。) 第8条第2項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、別記様 式第1号による申請書に別に定める診療エックス線技師免許証再交付手数料を 添えて知事に提出しなければならない。

(免許証の再交付申請)

第2条 診療エツクス線技師法(昭和26年法律第226号。以下「法」という 。) 第8条第2項の規定により免許証の再交付を受けようとする者は、別記様 式第1号による申請書に別に定める診療エックス線技師免許証再交付手数料の 金額に相当する福井県証紙をはって知事に提出しなければならない。

(再免許の申請)

(免許証の返納)

第2条 (略)

(氏名等の変更届)

クス線技師籍訂正届に、別に定める診療エックス線技師免許証書換え交付手数 料を添えて知事に提出しなければならない。

(住所変更の届)

届に、別に定める診療エックス線技師免許証書換え交付手数料を添えて知事に 提出しなければならない。

2 · 3 (略)

(死亡、失踪の届)

第5条 法第15条第1項の規定により届出業務者がする届出は、別記様式第8 号による死亡(失踪)届によらなければならない。

(診療エックス線技師籍抹消の申請)

第6条 診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号。以下「令」とい | う。)第2条の規定による申請書は、別記様式第9号によらなければならない。

(照射録)

第7条 (略)

(業務の開始または廃止の届)

第8条 (略)

(書類の経由)

第9条 (略)

第3条 法第9条第3項の規定による再登録を受けようとする者は、別記様式第 2号による申請書に別に定める診療エックス線技師籍登録手数料の金額に相当 する福井県証紙をはって知事に提出しなければならない。

(免許証の返納)

第4条 (略)

(氏名等の変更届)

第3条 法第13条第1項の規定による届出は、別記様式第4号による診療エッ|第5条 法第13条第1項の規定による届出は、別記様式第4号による診療エッ クス線技師籍訂正届に、別に定める診療エックス線技師籍訂正手数料の金額に 相当する福井県証紙をはって知事に提出しなければならない。

(住所変更の届)

第4条 法第14条第1項の規定による届出は、別記様式第5号による住所変更 │第6条 法第14条第1項の規定による届出は、別記様式第5号による住所変更 届に、別に定める診療エックス線技師籍登録手数料の金額に相当する福井県証 紙をはって知事に提出しなければならない。

2 · 3 (略)

(死亡、失そうの届)

第7条 法第15条第1項の規定により届出業務者がする届出は、別記様式第8 号による死亡(失そう)届によらなければならない。

(診療エックス線技師籍まっ消の申請)

第8条 令第2条の規定による申請書は、別記様式第9号によらなければならな \ \<sub>0</sub>

(照射録)

第9条 (略)

(業務の開始または廃止の届)

第10条 (略)

(書類の経由)

第11条 (略)

様式第1号中

診療エックス線技師免許証再交付申請書

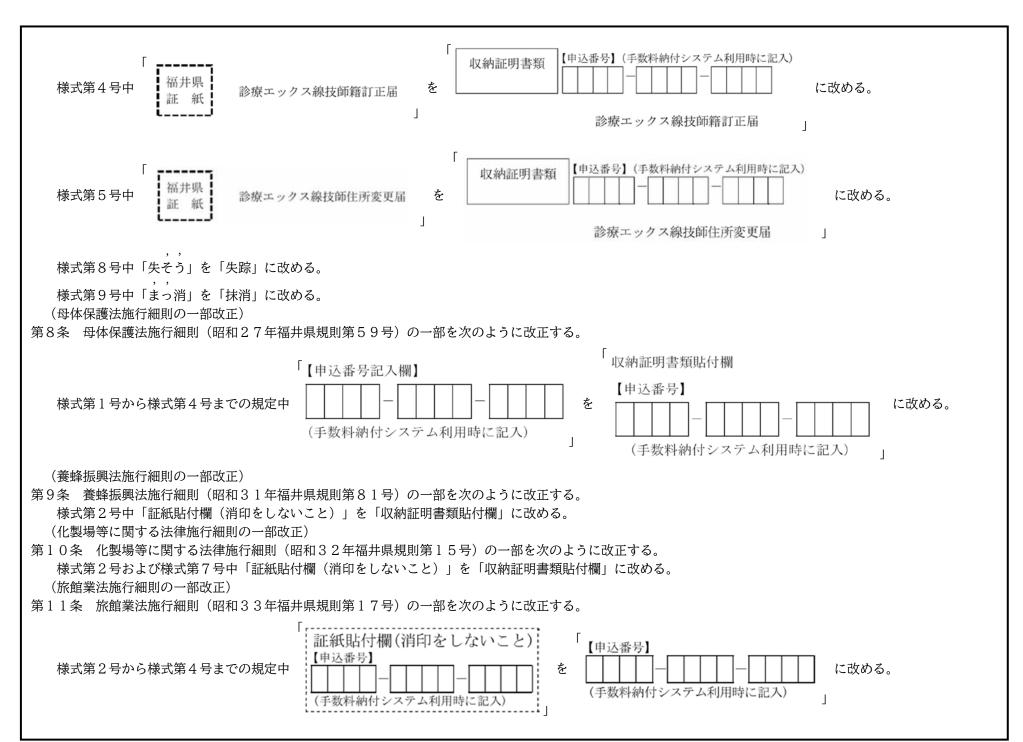
【申込番号】(手数料納付システム利用時に記入) 収納証明書類

に改める。

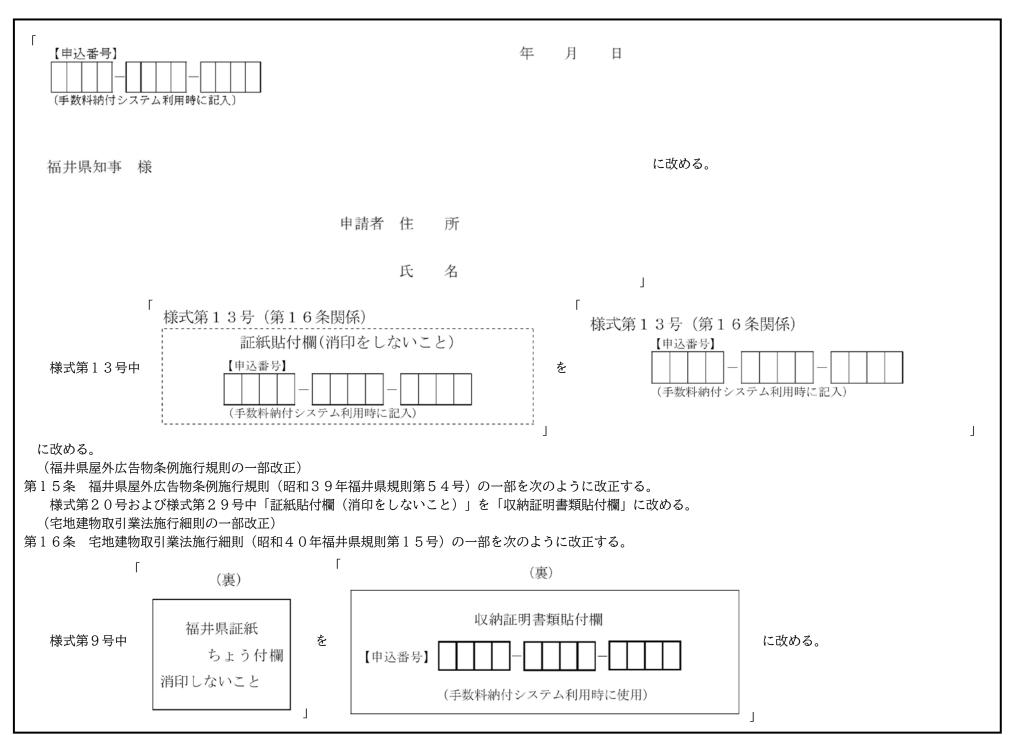
診療エックス線技師免許証再交付申請書

様式第2号を次のように改める。

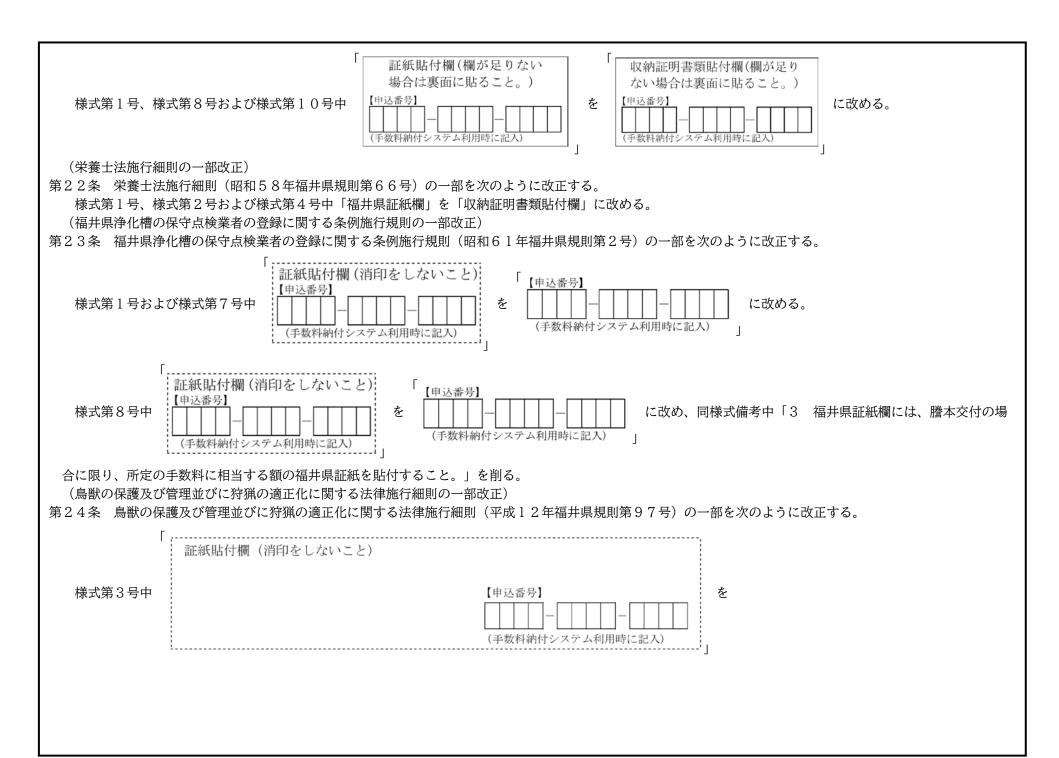
様式第2号 削除



(理容師法施行細則の一部改正) 第12条 理容師法施行細則(昭和3	3年福井県規則第34号)の一部を次のよ.	うに改正する。	
様式第4号中 【申込番号】	肖印をしないこと)	-   -    -	かる。
(美容師法施行細則の一部改正)			
第13条 美容師法施行細則(昭和3	3年福井県規則第35号)の一部を次のよ	うに改正する。	
[	- THE TANKS OF THE CASE OF	y . = 3 <b>,</b> y = 0	
様式第4号中 【申込番号】			りる。
(医薬品 医療機界等の品質 右効	性及び安全性の確保等に関する法律施行細則	訓の一部改正)	
	、有効性及び安全性の確保等に関する法律が		号)の一部を次のように改正する。
	(		The court of the c
·			年 月 日
様式第8号および様式第9号中	福井県知事 様		を
142422 0 11200 142422 0 1	証紙貼付欄(消印をしないこと)	tated no as	<u>C</u>
	【申込番号】	申請者 住 所	
	(手数料納付システム利用時に記入)	氏 名	
	Committee of the second		J



(毒物及び劇物取締法施行細則の一部改正) 第17条 毒物及び劇物取締法施行細則(昭和41年福井県規則第31号)の一部を次のように改正する。 証紙貼付欄(消印をしないこと) 【申込番号】 【申込番号】 に改める。 別記第1号様式中 (手数料納付システム利用時に記入) (手数料納付システム利用時に記入) (都市計画法施行細則の一部改正) 第18条 都市計画法施行細則(昭和45年福井県規則第49号)の一部を次のように改正する。 証紙貼付欄(紙面が足りない 収納証明書類貼付欄 場合は裏面に貼ること。) を 【申込番号】 様式第5号の3、様式第7号、様式第9号および様式第11号中 【申込番号】 に改め (手数料納付システム利用時に記入) (手数料納付システム利用時に記入) る。 (林業種苗法施行細則の一部改正) 第19条 林業種苗法施行細則(昭和46年福井県規則第23号)の一部を次のように改正する。 収納証明書類 県 証 紙 添 付 箇 所 様式第3号および様式第6号中 に、「手数料納付システムを利用した場合、記入すること」を 「手数料納付システム利用時に記入」に改める。 (クリーニング業法施行細則の一部改正) 第20条 クリーニング業法施行細則(昭和48年福井県規則第37号)の一部を次のように改正する。 証紙貼付欄(消印をしないこと) 【申込番号】 に改める。 様式第1号および様式第9号から様式第12号までの規定中 (手数料納付システム利用時に記入) (和税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅の認定事務に関する規則の一部改正) 第21条 租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅の認定事務に関する規則(昭和49年福井県規則第64号)の一部を次のように改正する。



収納証明書類貼付欄		
	に改める。	
【申込番号】		
(手数料納付システム利用時に記入)		
	J	
式14号、様式第16号および様式第17号を次のように改める。		

整理番号							
<u>'</u>		狩狐	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	書			
福井県知事	<b>基</b> 様						
						年	月
	郵便番号						
住 所					収納証明	書類貼	寸欄
生 別							
> 10 18 h	電話番号						
ふりがな							
rr. b							
氏 名							
生年月日			年 月	日生			
	事及び管理並び	だなな猫の滝			_		
7	Eにより狩猟タ			- 10 - 11 - 210			
り申請します		,, ,					
		記					
(1) 受けよう	うとする狩猟タ	色許の種類お	よび使用し	ようとす			
る猟具の種	<b>重類</b>						
□ 1 網猟免	<b></b>		な猟免許				
LI MEDICOLO	THI.	L 2 4.	27.55 JTT J L B T				
	3 ライフル	流					
	4 散 弾 3	統	_	三 気 銃			
□第1種	5 空 気	競 □第2種		ガスを使			
銃猟免許	圧縮ガスを		2計   用す  含む	るものを			
	用するもの	を	[ 40	• ]			
(2) 猟銃また	し含む。 - は空気銃の所		ナアルス坦	今け 当	1		
	-は生メ奶の6 る許可証の番			ப 🗘 、 🗆			
			• 1 / • F		1		
	所持許可証の	台 万		号			
交 付	年 月	日	年	月 日			
【申:	込番号】手数料;	納付システム利	用時に記入			-	
免許の	狩猟免状の		適	性 試			
発計の	がが発がり番号	試験の結果	視力	聴力	運動能力	知識	技能
網猟	号		ではノノ	4101//	<b>建</b> 新能力		+
わな猟	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	•		1				
第1種銃猟	号						
第2種銃猟	号						

(3) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府 県知事名、狩猟免状の番号および交付年月日ならびに同一登録年度においてその免許 に係る更新申請書を提出していることの有無

	免許の種類	都道府県知事名	狩猟免状の番号	交付年月日			更新の有無	
受けている 他の免許		知事		年	月	日	1 2	有無
受けている 他の免許		知事		年	月	日	1 2	有無

(4) 同一登録年度において他の免許申請書を提出していることの有無(有、無のいずれ かに○印を付し、かつ、有の場合にはその免許の種類を記入すること。)

他の免許申	1	有	免許の種類
請の有無	2	無	光計り性類

(5) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律または同法に基づく命令の規 定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(有、無のいずれかに○印を付 し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、または執行を受けることがなくなっ た年月日を記入すること。)

罰金以上の刑に処せられたことの有無	1	有	2 無
執行を受けることがなくなった年月日			

(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により 狩猟免許を取り消されたことの有無(有、無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場 合にはその年月日、狩猟免許の種類および都道府県知事名を記入すること。)

免割	免許を取り消されたことの有無			1	有	2	無
年	月	日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名			
							知事

#### 記入上の注意事項

1 文字は、楷書で明瞭に記入すること。

- 2 (1)は、免許の種類欄の□にレ印を付すとともに、使用しようとする猟具の種類欄の 該当番号を○で囲むこと。
- 3 太枠欄には、申請者は記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

整理番号		ΛΥ-ΥΥ. /	y ar ar ar an	*± =+				
(-) (I	- 136	行猟5	色許更新申	<b>消</b> 者				
福井県知事	<b>基</b> 様							
					I	年	月	E
	郵便番号				収納証明	<b>聿</b> 粨E	北井棚	
住 所					4X/M/10III/0/1	百炽	ペローリ 小刺	
	電話番号							
ふりがな								
氏 名								
生年月日	# T	- v- vv ~ v-	年 月					
	雙及び管理並びに 頁の規定によりタ							
	「 下記のとおり申	=	日別舟間の	<b>火利で又</b>				
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, 16-2 C 40 7 T	記						
(1) 更新を引	受けようとする豹	,,,	重類および	使用しよ				
うとする狐	単具の種類							
□ 1 網猟免	· 全C		な猟免許					
□ 1 相外允	InT	L 2 4-	アよ 州 元 計					
	3 ライフル銃							
	4 散 弾 銃		_	気銃				
□第1種 銃猟免許	5 空 気 銃	S At XXX A		ガスを使 るものを				
<b>奶</b> // 光 计	圧縮ガスを使	如無为						
	用するものを 含む。		[ -5.	J				
(2) 猟銃また	[ロゼ。 こは空気銃の所持	<u>リ</u> 許可を受り	ナている場合	今は. 当				
	系る許可証の番号			1151				
	所持許可証の番			号				
//(s/t/(s/t	//   14 L   1 HT 12 H	3						
交 付	年 月 日		年	月 日				
					, 			
【申	込番号】手数料納付	ナシステム利	用時に記入			Ш-		
免許の	狩猟免状の	# 33 人	適	性 試	験	₩ì	適性検査	Ēσ
種類	番号	講習会	視力	聴力	運動能力		免除	
	号							
網猟								
網猟わな猟	号							
	<del>号</del> 号							

(3) 更新しようとする狩猟免許											
免許の種類	狩猟免許を与えた 都道府県知事名	狩猟免状の番号		交付纪	年月日						
□網猟免許	知事	号		年	月	目					
□わな猟免許	知事	号		年	月	日					
□第1種銃猟免許	知事	号		年	月	目					
□第2種銃猟免許	知事	号		年	月	日					

- (4) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に 係る免許申請書または免許更新申請書を提出している場合、その狩猟免許の種類 (有、無のいずれかに○を付し、かつ、有の場合にはその免許の種類を記入するこ
- (5) 認定鳥獣捕獲等事業の従事者の場合において、狩猟について必要な適性を有するこ との確認 (確認がなされている場合は、適性の確認欄の□にレ印を付すること。)

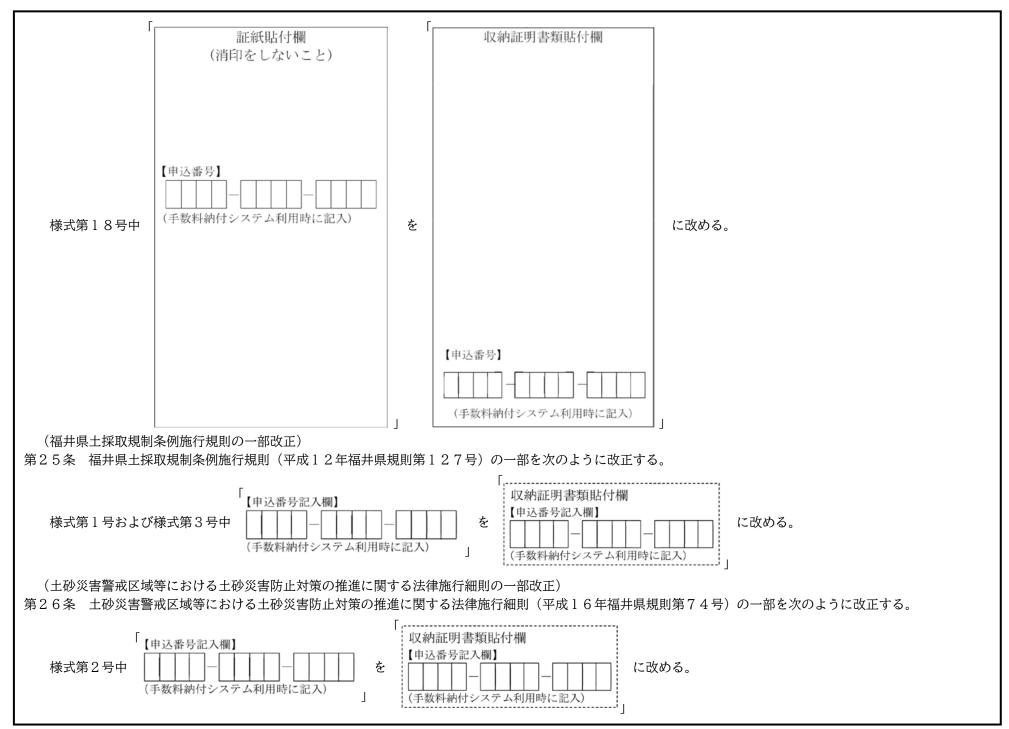
適性の確認   □		
	申請の有無	免許の種類
免許申請	1 有 2 無	
更新申請	1 有 2 無	

#### 記入上の注意事項

- 1 文字は、楷書で明瞭に記入すること。
- 2 (1)および(3)は、免許の種類欄の□にレ印を付すとともに、(1)は使用しようとする 猟具欄の該当番号を○で囲むこと。
- 3 太枠欄には、申請者は記入しないこと。
- 4 (5)において、適性の確認がなされている場合は、認定鳥獣捕獲等事業者が当該事 業者について、狩猟について必要な適性の確認をした旨の指定の様式による書面を 添付すること。

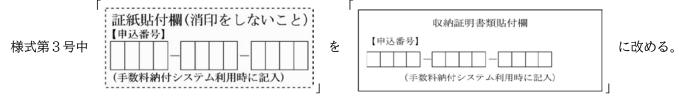
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

### ### ### ### ### ### ### ### #### ####									(4) A = h =	n +1 + n /=		m ) 121- )	) = Orn +	/ [. )	· - + e 田	^ 1= 11 ·	マの序』の#188
単組   書 の   整 女   一	様式17号(第17条関	[係)	※ 狩 猟 免	許								ひいす れか	に○印を	付し、ス	いつ、月の場合	合には、1	との停止の期间
接触性の   接触性   接				償					E HL/ ( )	, 0 – – .		ti			午	В	日から
●			※放鳥獣猟区の区域の登録	め有無					免許の象	カカの停			停止の	期間			
※ 数型 書号			※許可捕獲等をした者等の該当者が	か否かの別					5) 猟銃・	空気銃所			月日(第	1種銃猟			
***	網			網			号		/ 4/11-/2			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		- 1117041	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1111111	10 E H 1 - 90 E 7
※ 京 東 京 1 種 東 京 2 東 京 1 世	わな			わな			号		tote + SE	口獣							
(日本)   1	※ 整 理 番 号		※ 登録 番号──							1 1 1 20	気 銃 ※	nt F kt					
第二級									りし かし クロ ロエ	上縮ス	プスを使用 雨持			뭄	<b></b>	在	三月 日
### 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				5 亿 性			7				のを含む。」	HI J HILL		.,	211 1 77 1	ļ '	/ <b>1</b> H
####################################		狩猟者	き 登 録 申 請 書		E	直			第 2 種		気鏡						
### 無無無		, , , , , ,					ь		銃猟免許								
####################################							' '		6) 島鮮の			正化に関す	ス注律施	行担則領	 第67条に拥定	する要件	に関する事項
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	福井県知事 様								O/ // // //	小阪及び							
## 月 日   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本					和t 3 cm×	(慎2.4	cm		共 済	事業	14 / 4	/1 »/v	IA D	- 1	אנד נו היו	'	[X /\ 1/1 × / 79] [11]
住 所				_						7,1							
<ul> <li>企 所</li> <li>企 所</li> <li>企 所</li> <li>企 年 月 日生</li> <li>任 年 月 日生</li> <li>所 作 月 日生</li> <li>所 作 月 日生</li> <li>所 所 企 所 上 所 所 企 所 上 所 所 上 所 的 服</li></ul>			年 /	月 日							保険会社名	対 象	損害	1	保険金額	1	被保険期間
<ul> <li>最高語番号</li> <li>近 名</li> <li>任 年 月 日生</li> <li>存 名</li> <li>年 月 日生</li> <li>存 月 日生</li> <li>存 月 日生</li> <li>お り 下 記のとおり申請します。</li> <li>記</li> <li>記</li> <li>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する無負の種類、免許を与えた都道府県如事名、 弁殊免状の番号および交付年月日ならびに所持する免許の種類 (第 2 種数類免許に係る登録の場合に限る。)</li> <li>な 、 第 1 種数類免許に係る登録) の□にレ印を付すこと。</li> <li>免 許の を 年 え た</li> <li>施 道院 と 年 月 日</li> <li>関 門的・技術的職業従事者</li> <li>1 専門的・技術的職業従事者</li> <li>2 管理的職業従事者</li> <li>3 振経定事者</li> <li>3 振経定事者</li> <li>3 接続工・生産工程作業者</li> <li>8 運輸・通信接事者</li> <li>9 技能工・生産工程作業者</li> <li>1 (全職数策争者を) 10 単純労働者</li> <li>1 (全職数策免許に係る登録申請とすること (「第 2 種数類免許に係る登録申請とすると) (「第 2 種数類免許に係る登録申請をすると) (「第 2 種級類免許に係る登録申請をすると) (「別 2 年 月 日 日本の本 2 年 月 日 日本 2 年 月 日 日本 2 年 月 日 日本 2 年 日 日本 2 年 月 日 日本 2 年 日 日本 2 年 月 日 日本 2 年 月 日 日本 2 年 日 日本 2 年 月 日 日本 2 年 日本 2 年 日本 2 年 日 日本 2 年 日 日本 2 年 日 日本 2 年 日 日本 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2 年 2</li></ul>		<b>等号</b>							損害保険	文契約 一							
<ul> <li>本 り が な</li> <li>生 年 月 日生</li> <li>氏 名</li> <li>年 月 日生</li> <li>お乳煮を録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により、下記のとおり申請します。</li> <li>記 1 専猟者を録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道所県知事名、狩猟免状の番号および交付年月日ならびに所持する免許の種類(第2種終猟免許に係る登録の場合に限る)なお、第1種総猟免許を受けようとする許利を申請する場合は、第2種総猟免許に係る登録申請をすること(第2種機類会計に係る登録)の口にい口を付すとと)。</li> <li>免許の種類 使用する猟具の種類 常 ち タ た 狩猟免状の 交 付 年 月 日 日かな 場</li></ul>	生		電子平」	<b>_</b>				1	the str	n +							
<ul> <li>氏 名</li> <li>年 月 日生</li> <li>育猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により、下記のとおり申請します。</li> <li>記</li> <li>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号および交付年月日ならびに所持する免許の種類(第2種銃猟免許に係る登録や場合に限る)なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(第2種銃猟免許に係る登録)の□にレ印を付すこと。)。</li> <li>免許の種類 使用する猟具の種類 都 府 県 知 事</li></ul>	2 10 AS 42		电动金7	•	左 口			1	食 座 1	未 有		Ir					
氏 名  年 月 日生  狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により、下記のとおり申請します。  記  (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号および交付年月日ならびに所持する免許の種類(第2種銃猟免許に係る登録の場合に限え) なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付すこと。)。  会許の種類 使用する猟具の種類 知事	\$ 9 14 K			生.	年 月	Р			7 명사 생				収納証	明書類目	<b>広付欄</b>		
辞猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により、下記のとおり申請します。 記 (1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号および交付年月日ならびに所持する免許の種類(第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。) なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすると(第2種銃猟免許に係る登録)の□にレ印を付すこと。)の発験の確類 使用する猟具の種類 原用 知事 名 解発・ 2 (1)は免許の種類 の□にレ印を付すこと。)の発験の政験の□にレ印を付すこと。)の 発験の政験を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(第2種銃猟免許に係る登録)の□にレ印を付すこと。)の 発験の 大変は、 第1 無限 の□にレ印を付すこと。)の 発験の政験にに係る登録申請を表し、 第2 を	正 勿				tr:	п	п #-		() 職業				0 4111 4 1411	7.11/90	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	八 石				+	Л	口生										
<ul> <li>免許の種類 使用する猟具の種類 で</li></ul>	(1) 狩猟者登録を受けよ 名、狩猟免状の番号お 合に限る。) なお、第1種銃猟免	ようとする狩猟兒 3よび交付年月日 色許を受けた者が	色許の種類、使用する猟具の種類ならびに所持する免許の種類(変	第 2 種銃¾ 第 2 種銃¾	鼡免許に係	系る登録	め場		6 漁業領 8 運輸・ 9 技能エ 11 保安 13 分類 記入上の答	事者 7 通信従事: ・生産工 職業従事者 す不能の職 注意	採鉱・採石作業者 者 程作業者 10 単約 計12 サービス職業 業 14 無職	泛従事者					
□網猟免許に係 る登録       1 網       知事       号       年 月 日         □わな猟免許に 係る登録       2 わな       知事       号       年 月 日         □第1種銃猟免 3 ライフル銃 許に係る登録 4 散 弾 銃 5 空 気 銃 [圧縮ガスを使用 するものを含む。]       知事       号       年 月 日         □第2種銃猟免 6 空 気 銃       所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許       「第2種銃猟免許」	免許の種類 使用で	する猟具の種類			交 付	年 月	B		2 (1)はま	色許の種類	頂欄の□にレ印を付	すととも					
3 (7)は職業を具体的に記入し、職業の分類に		<b></b>	知事	号	年	月	В					→ 1 .2 .E.					
係る登録		Ł.			<u>'</u>						-	の分類に					
□第1種銃猟免 許に係る登録       3 ライフル銃 4 散 弾 銃 5 空 気 銃 [圧縮ガスを使用 するものを含む。]       知事 日 年 月 日 「まるものを含む。]       年 月 日 日 するものを含む。]       備考 用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。         □第2種銃猟免 6 空 気 銃       所持する免許の種類       □第1種銃猟免許       □第2種銃猟免許       狩猟者登録手数料       納入の方法		つな	知事	号	年	月	日					li li					
<ul> <li>許に係る登録 4 散 弾 銃</li> <li>5 空 気 銃</li> <li>(圧縮ガスを使用 するものを含む。)</li> <li>□第2種銃猟免 6 空 気 銃</li> <li>所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許</li> </ul> 「第2種銃猟免 6 空 気 銃 所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許 「第2種銃猟免」 おみの方法		ライフル錼							4 ※印机	剝には、甲	請者は記入しないこ	<u>-</u> ≥.					
□第2種銃猟免 6 空 気 銃 所持する免許の種類 □第1種銃猟免許 □第2種銃猟免許 狩猟者登録手数料 納入の方法	許に係る登録 4 散 5 空 「圧料	女 弾 銃 E 気 銃 縮ガスを使用 ]	知事	号	年	月	目		備考 用紙	の大きさ	は日本産業規格A4	1とする。					
71 / 1 / 2 / 3 / 3 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4 / 4	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		京林上文名號の孫郷 口炊。在	<b>₽</b>	- 口答·^	££Δ± x™ .	Δ. ∋h-										
許に係る登録   「圧縮ガスを使用 〕			所付する免許の種類  日第1種	<b>基</b>	- □第2	<b>埋</b> 筑狸!	<b>兄</b> 計		狩猟者:	登録手数料	外 納入のえ	5法					
するものを含む。  知事   芳 年 月 日			知事	号	年	月	日										
(2) 控猟を1 とうとする場所	· ·	,			1				□1件	1, 80							
1 短世間の区域や如 9 坊島齢甾区の区域			2 放鳥獣猟区の区域	<b></b>								会					
1	100,1111 1 310011	面行規則第 6 5 条			4者である	か否か	の別	1	□2件	3, 60	0円 領収書等						
(該当の口にレ印を付する。) 「申込番号」手数料納付システム利用時に記入											□手数料納付	t	<b>[</b>	込番号	】手数料納付	システム	利用時に記入
□ 対象鳥獣捕獲員 □ 第7号(許可捕獲をした者)に該当 □ 第8号(許可捕獲等に従事した者)に該当 □ □ 2位 □ 5 400 □ システム					こ従事した	:者) に記	該当		□3件	5. 40	2/7=1		• '				3
□ 第9号 (認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者) に該当 □ いずれにも該当しない □ □ S H □		要寺事業者の捕獲行	と争有)に該当 □ いずれにも該	当しない					_ = 11	, 10							
万周凶径名   (支部名等)   注 狩猟団体に所属されていない場合は記入不要			注 控淄田休に	E届 さわ てに	、4、1、4日 人)	J-211 7*	auri			L							



(福井県年縞博物館の管理運営に関する規則の一部改正)

第27条 福井県年縞博物館の管理運営に関する規則(平成30年福井県規則第43号)の一部を次のように改正する。



附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(福井県証紙条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

- 3 福井県証紙条例(昭和39年福井県条例第14号)第5条第1項に規定する売りさばき人または売りさばき人から証紙を買い受けた者が福井県証紙条例を廃止する等の条例(令和6年福井県条例第22号)附則第2項または第3項の規定により証紙を返還して現金の還付を受けようとするときは、第1条の規定による廃止前の福井県証紙条例施行規則(以下「廃止前の規則」という。)第12条第1項の証紙代金還付申請書兼請求書に当該証紙を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により証紙代金還付申請書兼請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、還付すべきものと認めたときは、売りさばき人にあっては当該証紙の買受代金を、売りさばき人から証紙を買い受けた者にあっては当該証紙の額面金額を還付するものとする。
- 5 廃止前の規則第10条の規定によるこの規則の施行の日前の売りさばき手数料の交付については、なお従前の例による。 (福井県財務規則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 令和6年度の会計事務の取扱いに係る検査事項については、第2条の規定による改正後の福井県財務規則第231条第2項第7号の規定にかかわらず、なお従前 の例による。

告 示

福井県告示第132号

福井県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県測量業者登録簿閲覧規則の一部を改正する告示

福井県測量業者登録簿閲覧規則(昭和37年福井県告示第193号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
第1条 測量法施行令(昭和24年政令第322号)第9条第2項の規定に基づ	第1条 測量法施行令(昭和24年政令第322号) <u>第28条第2項</u> の規定に基				
き、福井県測量業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)における測量業	づき、福井県測量業者登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)における測量				

者登録簿その他の書類の写し(以下「登録簿等写し」という。) の閲覧は、こ の規則の定めるところによる。

業者登録簿その他の書類の写し(以下「登録簿等写し」という。)の閲覧は、 この規則の定めるところによる。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

訓

福井県訓令第10号

総務部

嶺南振興局

福井県税事務所

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

県税賦課徴収事務取扱規程の一部を改正する訓令

県税賦課徴収事務取扱規程(昭和38年福井県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げ	<b>ずる規定を同表の改正後欄に</b>	掲げる規定に下線で示すよ	うに改正する。				
	改正後			改正前			
	周製) 所等の長は、法および法に基 する場合は、次に掲げる書類		<ul> <li>を収納し、または還付する場合は、次に掲げる書類のうち、必要なものを調整しなければならない。         <ul> <li>(1)~(17) (略)</li> <li>(18) 削除</li> <li>(19) 自動車税証紙収納額内訳書 別記様式第173号の20</li> <li>(20) 狩猟税証紙収納額内訳書 別記様式第173号の21</li> </ul> </li> </ul>				
様式目次			様式目次				
様式番号	名称	関係条文	様式番号	名称	関係条文		
1~173018	(略)	(略)	1~173018	(略)	(略)		
173の19から17	<u>削除</u>		<u>173019</u>	<u>削除</u>			
<u>3021まで</u>			<u>173020</u>	自動車税証紙収納額内訳 畫	第38条の2		
			<u>173021</u>	狩猟税証紙収納額内訳書	<u>//</u>		

173022~233 (略)  $173022\sim233$ (略) (略) (略)

訓令様式第173号の19から訓令様式第173号の21までを次のように改める。

訓令様式第173号の19から訓令様式第173号の21まで 削除

附則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

福井県訓令第11号

庁中一般

各出先機関

労働委員会事務局

知事の事務部局等の職員等の旅費等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

知事の事務部局等の職員等の旅費等取扱規程の一部を改正する訓令

知事の事務部局等の職員等の旅費等取扱規程(平成10年福井県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

第1条 職員(知事の事務部局および労働委員会事務局の職員に限る。以下同じ 。)および職員以外の者に対して支給する旅費の取扱いについては、福井県一 般職の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号。以下「 条例」という。)および福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則 (昭和29年福井県人事委員会規則第1号。以下「施行規則」という。) に定 めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(級の職務)

(趣旨)

|第2条||施行規則第31条に規定する行政職給料表の適用を受けない職員の行政 | 第2条||条例第2条第2項に規定する行政職給料表の適用を受けない職員の行政 職給料表に定める級の職務に相当する職務は、次の各号に掲げる職員の区分に 応じ、当該各号に定める職務とする。

(1)~(6) (略)

(旅費の喪失に係る特別の事情)

第3条 条例第3条第8項の知事が定める事情は、宿泊施設の火災その他旅行者|第3条 条例第4条第8項の知事が定める事情は、宿泊施設の火災その他旅行者 の責めに帰すべきでない事情とし、その認定については、知事がそのつど行う ものとする。

(急行料金等の支給の特例)

第4条 施行規則第16条第3項に規定する知事が定める場合は、旅客鉄道株式|第4条 条例第17条第3項に規定する知事が定める場合は、旅客鉄道株式会社

改正前

(趣旨)

第1条 職員(知事の事務部局および労働委員会事務局の職員に限る。以下同じ 。)および職員以外の者に対して支給する旅費の取扱いについては、福井県一 般職の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号。以下「 条例」という。)および福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則 (昭和29年福井県人事委員会規則第1号)に定めるもののほか、この訓令の 定めるところによる。

(級の職務)

職給料表に定める級の職務に相当する職務は、次の各号に掲げる職員の区分に 応じ、当該各号に定める職務とする。

(1)~(6) (略)

(旅費の喪失に係る特別の事情)

の責めに帰すべきでない事情とし、その認定については、知事がそのつど行う ものとする。

(急行料金等の支給の特例)

会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成13 年法律第61号) 附則第2条第1項第1号に規定する西日本旅客鉄道株式会社 が経営する路線のうち、次の各号に掲げる区間の路線により旅行する場合とす る。

- (1) 敦賀駅から米原駅までの区間
- (2) 敦賀駅から福井駅までの区間
- (3) 福井駅から小松駅までの区間

## (船員に係る旅費)

- 第5条 船員に係る旅費を支給する職員は、施行規則第27条第1項に規定する 旅行をする職員とする。
- 2 船員に係る旅費の額および支給条件は、別表第4のとおりとする。
- 3 船員に係る旅費(概算払に係るものを除く。)は、前月分をその月の初めに まとめて支給することができる。

及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法 律第61号) 附則第2条第1項第1号に規定する西日本旅客鉄道株式会社が経 営する路線のうち、敦賀駅から米原駅までの区間の路線により旅行する場合と

#### 第5条から第7条まで 削除

(日当の支給に係る自動車)

第8条 条例第21条第2項第1号に規定する知事が定める自動車は、県有自動 車その他公務上の必要により旅行命令権者の承認を受けて使用する自動車とす る。

(日額旅費を支給する旅行)

- 第9条 条例第29条第1項に規定する知事が定める旅行は、次に掲げる旅行と する。
  - (1) 漁業取締船または水産試験船に乗船してする旅行(これに準ずる旅行を含 む。)
  - (2) 長期間の研修、講習または訓練の受講その他これらに類する目的のために する旅行(これに準ずる旅行を含む。)

(日額旅費を支給する職員の範囲等)

- 第10条 日額旅費を支給する職員は、前条各号に掲げる旅行をする職員(以下 「日額旅費対象職員」という。)とする。
- 2 日額旅費の額および支給条件は、別表第4のとおりとする。

# (研修旅行における普通旅費の支給)

- 第11条 日額旅費対象職員(第9条第2号に掲げる旅行(以下この条および次 条において「研修旅行」という。)をする職員に限る。以下この条および次条 において同じ。)が、別表第4備考第4号の規定により日額旅費を支給されな いこととなる場合において、交通機関を利用する必要があるときは、当該交通 機関の利用に要する鉄道賃、船賃および車賃を支給する。
- 2 日額旅費対象職員が研修旅行において現に支払った鉄道賃、船賃および車賃 の額が、当該研修旅行について支給される日額旅費の額の2分の1に相当する 額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃およ び車賃を支給する。
- 3 日額旅費対象職員が、研修旅行において次の各号のいずれかに該当する旅行 をする場合には、その職員に対して、普通旅費を支給する。

(旅行雑費)

- 第6条 施行規則第33条第5号カに規定する知事が定めるものは、杳証申請代 | 第14条 条例第37条に規定する知事が定めるものは、杳証申請代行手数料、 行手数料、国内の空港から出国する場合において支払う旅客サービス施設使用 料および旅客保安サービス料(外国における同様の料金を含む。)その他公務 上の理由または外国の特殊な事情により特に必要であるものとする。 (旅費の調整)
- 第7条 旅費の支給額は、条例第8条第1項の規定により、次に規定する基準に より調整するものとする。
- (1) (略)
- (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行し た場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃または宿泊費は、支給しない。
- (3) (略)

- (1) 研修所等に入所するためにする勤務公署から当該研修所等への旅行
- (2) 勤務公署に帰任するためにする研修所等から当該勤務公署への旅行
- (3) 公務上の必要により研修旅行の目的以外の目的のためにする旅行
- 4 前項の規定により普通旅費を支給する日については、日額旅費は、支給しな い。
- 5 日額旅費対象職員が、研修旅行における研修等に係る演習、見学または実習 のため、研修所等の所在地が属する同一地域以外の地域に旅行する場合には、 その職員に対して、日額旅費に加えて普通旅費(日当を除く。)を支給する。 (研修旅行における宿泊料の額)
- 第12条 日額旅費対象職員が宿泊した場合には、1夜につき、次の各号に掲げ る夜数の区分に応じ、当該各号に定める額の宿泊料を支給する。
  - (1) 宿泊に係る夜数のうち5夜以内の夜数 条例別表第1に掲げる額
  - (2) 宿泊に係る夜数のうち5夜を超える夜数 1万円
- 2 宿泊施設が指定される研修等を受講するための研修旅行で宿泊施設の利用ま たは朝食もしくは夕食の提供のための負担金を必要とするものについては、前 項の規定にかかわらず、同項の規定により得た額を、当該負担金の額を基礎と して増額または減額した額の宿泊料を支給する。

(日額旅費の支給方法)

第13条 日額旅費(概算払に係るものを除く。)は、前月分をその月の初めに まとめて支給することができる。

(旅行雑費)

国内の空港から出国する場合において支払う旅客サービス施設使用料および旅 客保安サービス料(外国における同様の料金を含む。) その他公務上の理由ま たは外国の特殊な事情により特に必要であるものとする。

(旅費の調整)

- 第15条 旅費の支給額は、条例第38条第1項の規定により、次に規定する基 準により調整するものとする。
  - (1) (略)
  - (2) 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行し た場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料または食卓料は、支給し ない。
  - (3) (略)
  - (4) 回転翼航空機による旅行の日当は、公務上の必要または天災その他やむを 得ない事情により出発地の存する都道府県と異なる都道府県の区域内に着陸 した場合であって、出発地から当該着陸した地点までの路程が100キロメ ートル (着陸した地点が複数ある場合には、全路程が200キロメートル)

- (4) 単身赴任手当の支給を受ける職員が、単身赴任に伴い別居することとなっ た配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子)の住居に宿泊する場合には、宿泊費は、支給 しない。ただし、旅行の目的地から当該住居までの移動のため交通機関を利 用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃、船賃および車賃を支給す る。
- (5) 旅行者が旅行中に公務傷病等により医療施設等を利用して療養を行ったた め、施行規則第21条に規定する宿泊費および施行規則第22条第1項また は第2項に規定する宿泊手当を支給することが適当でない場合には、当該療 養の期間に係る宿泊費および宿泊手当に相当する額の旅費は、支給しない。
- (6) 赴任または研修命令が発令されている30日以上の研修のための住所等の 移転の実際の路程が、従前の勤務公署から新たな勤務公署までまたは勤務公 署から研修所等までもしくは当該研修所等から当該勤務公署までの路稈に満 たない場合には、当該実際の路程により転居費の額を計算する。

- 以上のときに限り支給するものとし、その額は、条例別表第1に掲げる日当 の額の2分の1に相当する額とする。
- (5) 単身赴任手当の支給を受ける職員が、単身赴任に伴い別居することとなっ た配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある子)の住居に宿泊する場合には、宿泊料は、支給 しない。ただし、旅行の目的地から当該住居までの移動のため交通機関を利 用する必要がある場合には、これに要する鉄道賃、船賃および車賃を支給す る。
- (6) 旅行者が旅行中に公務傷病等により医療施設等を利用して療養を行ったた め、条例別表第1に掲げる額の日当(日額旅費対象職員にあっては、別表第 4に掲げる額の日額旅費。以下この号において「日当等」という。) および 宿泊料(日額旅費対象職員にあっては、第12条第1項第2号に規定する額 の宿泊料を含む。以下この号において同じ。) を支給することが適当でない 場合には、当該療養の期間に係る日当等および宿泊料の2分の1に相当する 額の旅費は、支給しない。
- (7) 赴任または研修命令が発令されている30日以上の研修のための住所等の 移転の実際の路程が、従前の勤務公署から新たな勤務公署までまたは勤務公 署から研修所等までもしくは当該研修所等から当該勤務公署までの路程に満 たない場合には、当該実際の路程により移転料の額を計算する。
- (8) 赴任のための旅行が新たな勤務公署に到着後直ちに自宅(知事が別に定め るものを除く。) に入居するものであるときは、着後手当は、支給しない。
- (9) 赴任のための旅行が次に掲げる場合に該当するときは、その該当する区分 に応じ、それぞれ次に掲げる額の着後手当を支給する。
  - ア 新たな勤務公署に到着後直ちに職員のための公舎を利用できる場合また は自宅(知事が別に定めるものに限る。)に入居する場合 条例別表第1 に掲げる日当の額の2日分に相当する額と同表に掲げる宿泊料の額の2夜 分に相当する額とを合計した額(その額が条例第25条の規定により算定 した額を超えるときは、当該算定した額)
  - イ 県外旅行である赴任の場合であって当該赴任のための住所等の移転の路 程が50キロメートル未満のとき(前号またはアに該当する場合を除く。 条例別表第1に掲げる日当の額の3日分に相当する額と同表に掲げる 宿泊料の額の3夜分に相当する額とを合計した額
- (10) 旅行者(日額旅費対象職員を除く。)が同一地域に滞在する場合には、同 一地域に到着した日の翌日から同一地域を出発する日の前日までの期間(以 下「滞在期間」という。) のうち次に掲げる期間においては、条例別表第1 の規定にかかわらず、それぞれ次に定める額の日当および宿泊料を支給する 。この場合において、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情によ

(7) (略)

(8) (略)

2 (略)

(旅費の特例)

- 第8条 次の各号に掲げる場合には、条例第8条第2項の規定により、当該各号 に定める旅費を支給することができる。
  - (1) (略)
  - (2) 職員が外国旅行において宿泊する場合で、目的地の治安状況その他当該外 国旅行における特別の事情があると知事が認めるとき。 知事がそのつど定 める宿泊費
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めた場合 知事がそのつ ど定める旅費

別表第4を次のように改める。

別表第4(第5条関係)

航海日当 船員食卓料 第2区 第1区

- り、当該同一地域以外の地域に一時旅行したときは、その旅行に要した日数 は、当該滞在期間の日数から除算する。
- ア 20日を超え40日以内の期間 条例別表第1に掲げる額の9割に相当 する額
- イ 40日を超え60日以内の期間 条例別表第1に掲げる額の8割に相当 する額
- ウ 60日を超える期間 条例別表第1に掲げる額の7割に相当する額
- (11) 前号の規定は、当該旅行が条例第21条第2項第2号または第3号の規定 に該当する場合に支給される日当については、適用しない。
- (12) 旅行者(日額旅費対象職員のうち研修旅行をする職員に限る。)が同一地 域に滞在する場合には、滞在期間中の宿泊に係る夜数のうち次に掲げる夜数 については、第12条第1項の規定にかかわらず、それぞれ次に定める額の 宿泊料を支給する。この場合において、公務上の必要または天災その他やむ を得ない事情により、当該同一地域以外の地域に一時旅行したときは、その 旅行中の宿泊に係る夜数は、当該滞在期間中の宿泊に係る夜数から除算する

ア 30夜を超え60夜以内の夜数 9,000円

イ 60夜を超える夜数 8,000円

(13) (略)

(14) (略)

2 (略)

(旅費の特例)

- 第16条 次の各号に掲げる場合には、条例第38条第2項の規定により、当該 各号に定める旅費を支給することができる。
  - (1) (略)
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めた場合 知事がそのつど 定める旅客運賃等
  - (3) 職員が外国旅行において宿泊する場合で、目的地の治安状況その他当該外 国旅行における特別の事情があると知事が認めるとき。 知事がそのつど定 める宿泊料

590円

1.030円

1,380円

## 備考

- 1 航海日当は、1航海における出港の日から帰港の日まで支給する。
- 2 第1区は第2区に属さない海域とし、第2区は太平洋に属する海域とする。
- 3 船員食卓料は、1 航海が2 日以上にわたる場合において、実際に乗船した日から実際に下船した日まで支給する。この場合において、必要と認めるときは、 この表に掲げる額の範囲内で現物により支給することができる。
- 4 第5条第1項に規定する職員が、当該旅行において公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により上陸した場合には、その上陸した日から再び乗船 した日までの期間においては、船員に係る旅費に代えて、施行規則第21条に規定する宿泊費および施行規則第22条第1項または第2項に規定する宿泊手当 を支給する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

#### 福井県訓令第12号

庁中一般

各出先機関

福井県県有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

福井県県有自動車管理規程(昭和45年福井県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(車歴台帳)	(車歴台帳)
第7条 財産活用課長は、県有自動車の車歴台帳を備え、これを整理しておかな	第7条 財産活用課長は、県有自動車の車歴台帳 <u>(様式第1号)</u> を備え、これを
ければならない。	整理しておかなければならない。
2~4 (略)	2~4 (略)
(運転者の責務) 第10条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 県有自動車の運行を終えたときは、供用自動車運転日誌、専用自動車運転 日誌または事業用自動車運転日誌により管理責任者に報告すること。	(運転者の責務) 第10条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 県有自動車の運行を終えたときは、供用自動車運転日誌 <u>(様式第2号)</u> 、 専用自動車運転日誌 <u>(様式第3号)</u> または事業用自動車運転日誌 <u>(様式第4 号)</u> により管理責任者に報告すること。
(自動車管理実績報告)	(自動車管理実績報告)
第18条 管理責任者は、県有自動車の使用等の実績を、自動車管理実績報告書	第18条 管理責任者は、県有自動車の使用等の実績を、自動車管理実績報告書

(当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)により翌年度の4月30日までに総務部長に報告しなければならない。

(使用状況の調査)

第19条 財産活用課長は、必要があると認めるときは、県有自動車の管理状況 について調査し、または県有自動車を使用する本庁の課または出先機関の長に 対し報告を求めることができる。

(事故報告)

第22条 運転者は、県有自動車について事故が発生したときは、速やかに、事故報告書を財産活用課長を経て(財産活用課長は、人事課長と協議するものとする。)知事に提出しなければならない。この場合において、県有自動車を亡失し、または損傷したときは、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第230条第1項の規定により<u>そのてん末を併せて報告</u>しなければならない。

(非常事態のための使用)

第23条 (略)

(台帳等の様式)

- 第24条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。
- (1) 第7条第1項の車歴台帳
- (2) 第10条第3号の供用自動車運転日誌
- (3) 第10条第3号の専用自動車運転日誌
- (4) 第10条第3号の事業用自動車運転日誌
- (5) 第18条の自動車管理実績報告書
- (6) 第22条の事故報告書

様式を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

<u>(様式第6号)</u>(当該報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)により翌年度の4月30日までに総務部長に報告しなければならない。

(使用状況の調査)

第19条 財産活用課長は、必要があると認めるときは、県有自動車の管理状況 について<u>実地に</u>調査し、または県有自動車を使用する本庁の課または出先機関 の長に対し報告を求めることができる。

(事故報告)

第22条 運転者は、県有自動車について事故が発生したときは、速やかに、事故報告書<u>(様式第7号)</u>を財産活用課長を経て(財産活用課長は、人事課長と協議するものとする。)知事に提出しなければならない。この場合において、県有自動車を亡失し、または損傷したときは、福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第230条第1項の規定により<u>亡失、損傷調書を併せて提</u>出しなければならない。

(非常事態のための使用)

第23条 (略)

議会局訓令

福井県議会訓令第1号

福井県議会事務局

福井県議会議会局の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県議会議長 宮本 俊

福井県議会議会局の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令

福井県議会議会局の職員等の旅費取扱規程(平成10年福井県議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(旅費の <u>調整</u> )	(旅費の <u>特例</u> )
第1条 次の各号に掲げる場合には、福井県一般職の職員等の旅費等に関する条	第1条 次の各号に掲げる場合には、福井県一般職の職員等の旅費等に関する条
例(昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。)第8条第2項の	例(昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。) <u>第36条第2項</u>
規定により、当該各号に定める旅費を支給する。	の規定により、当該各号に定める旅費を支給する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

# 教育委員会規則

福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第6号

福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則の一部を改正する規則

福井県教育庁等の職員等の旅費取扱規則(平成10年福井県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

がらといめ上げ間では、 のがいとこれが のがいとに「MC City Co	100,110
改正後	改正前
(趣旨)	(趣旨)
第1条 職員(福井県教育庁および福井県立学校その他の教育機関の職員ならび に市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条および第	
2条に規定する職員をいう。以下同じ。)および職員以外の者に対して支給する旅費の取扱いについては、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。)および福井県一般職の職	る旅費の取扱いについては、福井県一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和

員等の旅費に関する条例施行規則(昭和29年福井県人事委員会規則第1号<u>。</u> 以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

員等の旅費に関する条例施行規則(昭和29年福井県人事委員会規則第1号) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(日額旅費を支給する旅行)

- 第3条 条例第29条第1項に規定する教育委員会が定める旅行は、次に掲げる 旅行とする。
  - (1) 実習船に乗船してする旅行(これに準ずる旅行を含む。)
- (2) 長期間の研修、講習または訓練の受講その他これらに類する目的のためにする旅行(これに準ずる旅行を含む。)

(日額旅費を支給する職員の範囲等)

- 第4条 日額旅費を支給する職員は、前条各号に掲げる旅行をする職員とする。
- 2 <u>日額旅費</u>の額および支給条件は、別表第2のとおりとする。 (引率旅費)
- 第5条 児童または生徒を引率する旅行をする職員に対して支給する旅費については、<u>条例第38条第2項</u>の規定により、教育長が別に定めるところにより調整して支給することができる。

(船員に係る旅費を支給する職員の範囲等)

- 第3条 船員に係る旅費を支給する職員は、施行規則第27条第1項に規定する 旅行をする職員とする。
- 2 <u>船員に係る旅費</u>の額および支給条件は、別表第2のとおりとする。 (引率旅費)
- 第4条 児童または生徒を引率する旅行をする職員に対して支給する旅費については、条例第8条第2項の規定により、教育長が別に定めるところにより調整して支給することができる。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

航海	船員食卓料	
第1区	第2区	
590円	1,030円	1,380円

#### 備考

- 1 航海日当は、1航海における出港の日から帰港の日まで支給する。
- 2 第1区は第2区に属さない海域とし、第2区は太平洋に属する海域とする。
- 3 船員食卓料は、1 航海が2 日以上にわたる場合において、実際に乗船した日から実際に下船した日まで支給する。この場合において、必要と認めるときは、 この表に掲げる額の範囲内で現物により支給することができる。
- 4 第3条第1項に規定する職員が、当該旅行において公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により上陸した場合には、その上陸した日から再び乗船 した日までの期間においては、船員に係る旅費に代えて、施行規則第21条に規定する宿泊費および施行規則第22条第1項または第2項に規定する宿泊手当 を支給する。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

# 人事委員会規則

令和6年勧告改正給与条例の施行に伴う地域手当の支給の特例に関する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

#### 福井県人事委員会規則第9号

令和6年勧告改正給与条例の施行に伴う地域手当の支給の特例に関する規則

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額の算定にあっては、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、当該期間に一般職の国家公務員に支給される地域手当の月額の算定方法の例による地域手当の級地の区分に応じた割合を乗じるものとする。ただし、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号)第10条の3または附則第16項の規定の適用を受ける職員については、この限りでない。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年勧告改正給与条例の施行に伴う令和7年4月1日における号給の切替え等に関する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第10号

令和6年勧告改正給与条例の施行に伴う令和7年4月1日における号給の切替え等に関する規則 (号給の切替え)

第1条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて別表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第2条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員および人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

# 別表(第1条関係) 号給の切替表

# ア 行政職給料表の適用を受ける職員

了 行政職系	山门区中地	用を受ける職	<del></del>	· 号	給		
旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6

40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50	46		
63	59	55	55	51	47		
64	60	56	56	52	48		
65	61	57	57	53	49		
66	62	58	58	54	50		
67	63	59	59	55	51		
68	64	60	60	56	52		
69	65	61	61	57	53		
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75 73	71	67	67	63			
76	72 <b>7</b> 2	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75 76	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			

84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78	74		
87	83	79	79	75		
88	84	80	80	76		
89	85	81	81	77		
90	86	82	82	78		
91	87	83	83	79		
92	88	84	84	80		
93	89	85	85	81		
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98	94				
103	99	95				
104	100	96				
105	101	97				
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

# イ 警察職給料表の適用を受ける職員

	新 号 給						
旧号給	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
1	1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	1	
6	2	1	1	1	1	1	
7	3	1	1	1	1	1	
8	4	1	1	1	1	1	
9	5	1	1	1	1	1	

10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	

54         50         46         46         42         38           55         51         47         47         43         39           56         52         48         48         44         40           57         53         49         49         45         41           58         54         50         50         46         42           59         55         51         51         47         43           60         56         52         52         48         44           61         57         53         53         49         45           61         57         53         53         49         45           61         57         53         53         49         45           62         58         54         54         50         66         63         59         55         55         51         66         63         59         55         55         51         66         66         62         58         58         54         66         67         63         59         59         55         66         66         66							
55         51         47         47         43         39           56         52         48         48         44         40           57         53         49         49         45         41           58         54         50         50         46         42           59         55         51         51         47         43           60         56         52         52         48         44           61         57         53         53         49         45           61         57         53         53         49         45           62         58         54         54         50           63         59         55         55         51           64         60         56         56         52           65         61         57         57         53           68         64         60         60         56           67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61 <t< td=""><td>54</td><td>50</td><td>46</td><td>46</td><td>42</td><td>38</td><td></td></t<>	54	50	46	46	42	38	
56         52         48         48         44         40           57         53         49         49         45         41           58         54         50         50         46         42           59         55         51         51         47         43           60         56         52         52         48         44           61         57         53         53         49         45           62         58         54         54         50           63         59         55         55         51           64         60         56         56         52           65         61         57         57         53           66         62         58         58         54           67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59 <td< td=""><td>55</td><td>51</td><td></td><td></td><td>43</td><td></td><td></td></td<>	55	51			43		
57         53         49         49         45         41           58         54         50         50         46         42           59         55         51         51         47         43           60         56         52         52         48         44           61         57         53         53         49         45           62         58         54         54         50         66           63         59         55         55         51         56         64         60         56         56         52         66         62         58         58         54         66         62         58         58         54         67         63         59         55         55         55         56         68         64         60         60         56         66         62         58         58         54         67         63         59         55         55         56         68         64         60         60         56         66         69         65         61         61         57         70         66         62         58         70						1	
59         55         51         51         47         43           60         56         52         52         48         44           61         57         53         53         49         45           62         58         54         54         50           63         59         55         55         51           64         60         56         56         52           65         61         57         57         53           66         62         58         58         54           67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td></td<>						1	
60         56         52         52         48         44           61         57         53         53         49         45           62         58         54         54         50         55           63         59         55         55         51         56           64         60         56         56         52         58           65         61         57         57         53         58         54         66         62         58         58         54         66         66         62         58         58         54         66         66         62         58         58         54         66         66         62         58         58         54         66         67         63         59         59         55         55         66         66         66         66         66         66         66         66         66         66         66         66         66         62         58         71         67         63         63         59         72         72         68         64         64         60         60         66         66         62	58	54	50	50	46	42	
61         57         53         53         49         45           62         58         54         54         50           63         59         55         55         51           64         60         56         56         52           65         61         57         57         53           66         62         58         58         54           67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65				51			
62         58         54         54         50           63         59         55         55         51           64         60         56         56         52           65         61         57         57         53           66         62         58         58         54           67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66	60	56	52	52	48	44	
63         59         55         55         51           64         60         56         56         52           65         61         57         57         53           66         62         58         58         54           67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67	61	57	53	53	49	45	
64         60         56         56         52           65         61         57         57         53           66         62         58         58         54           67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68	62	58	54	54	50		
65         61         57         57         53           66         62         58         58         54           67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69	63	59	55	55	51		
66         62         58         58         54           67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70	64	60	56	56	52		
67         63         59         59         55           68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71	65	61	57	57	53		
68         64         60         60         56           69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         72         88	66	62	58	58	54		
69         65         61         61         57           70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73	67	63	59	59	55		
70         66         62         62         58           71         67         63         63         59           72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73           86         82         78         78           87	68	64	60	60	56		
71       67       63       63       59         72       68       64       64       60         73       69       65       65       61         74       70       66       66       62         75       71       67       67       63         76       72       68       68       64         77       73       69       69       65         78       74       70       70       66         79       75       71       71       67         80       76       72       72       68         81       77       73       73       69         82       78       74       74       70         83       79       75       75       71         84       80       76       76       72         85       81       77       77       73         86       82       78       78         87       83       79       79         88       84       80       80         89       85       81       81         90 <t< td=""><td>69</td><td>65</td><td>61</td><td>61</td><td>57</td><td></td><td></td></t<>	69	65	61	61	57		
72         68         64         64         60           73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73           86         82         78         78           87         83         79         79           88         84         80         80           89         85         81	70	66	62	62	58		
73         69         65         65         61           74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73           86         82         78         78           87         83         79         79           88         84         80         80           89         85         81         81           90         86         82         82	71	67	63	63	59		
74         70         66         66         62           75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         70         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73           86         82         78         78           87         83         79         79           88         84         80         80           89         85         81         81           90         86         82         82           91         87         83         83           9	72	68	64	64	60		
75         71         67         67         63           76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73           86         82         78         78           87         83         79         79           88         84         80         80           89         85         81         81           90         86         82         82           91         87         83         83           92         88         84         84           93         8	73	69	65	65	61		
76         72         68         68         64           77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73           86         82         78         78           87         83         79         79           88         84         80         80           89         85         81         81           90         86         82         82           91         87         83         83           92         88         84         84           93         89         85         85           94         90         8	74	70	66	66	62		
77         73         69         69         65           78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73           86         82         78         78           87         83         79         79           88         84         80         80           89         85         81         81           90         86         82         82           91         87         83         83           92         88         84         84           93         89         85         85           94         90         86           95         91         87           96	75	71	67	67	63		
78         74         70         70         66           79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73           86         82         78         78           87         83         79         79           88         84         80         80           89         85         81         81           90         86         82         82           91         87         83         83           92         88         84         84           93         89         85         85           94         90         86         92         88           95         91         87         96         92         88	76	72	68	68	64		
79         75         71         71         67           80         76         72         72         68           81         77         73         73         69           82         78         74         74         70           83         79         75         75         71           84         80         76         76         72           85         81         77         77         73           86         82         78         78           87         83         79         79           88         84         80         80           89         85         81         81           90         86         82         82           91         87         83         83           92         88         84         84           93         89         85         85           94         90         86           95         91         87           96         92         88	77	73	69	69	65		
80     76     72     72     68       81     77     73     73     69       82     78     74     74     70       83     79     75     75     71       84     80     76     76     72       85     81     77     77     73       86     82     78     78       87     83     79     79       88     84     80     80       89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88	78	74	70	70	66		
81     77     73     73     69       82     78     74     74     70       83     79     75     75     71       84     80     76     76     72       85     81     77     77     73       86     82     78     78       87     83     79     79       88     84     80     80       89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88	79	75	71	71	67		
82     78     74     74     70       83     79     75     75     71       84     80     76     76     72       85     81     77     77     73       86     82     78     78       87     83     79     79       88     84     80     80       89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88	80	76	72	72	68		
83     79     75     75     71       84     80     76     76     72       85     81     77     77     73       86     82     78     78       87     83     79     79       88     84     80     80       89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88	81	77	73	73	69		
84     80     76     76     72       85     81     77     77     73       86     82     78     78       87     83     79     79       88     84     80     80       89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88	82	78	74	74	70		
85     81     77     77     73       86     82     78     78       87     83     79     79       88     84     80     80       89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88	83	79	75	75	71		
86     82     78     78       87     83     79     79       88     84     80     80       89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88	84	80	76	76	72		
87     83     79     79       88     84     80     80       89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88		81			73		
88     84     80     80       89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88	86	82	78	78			
89     85     81     81       90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88		83					
90     86     82     82       91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88	88		80	80			
91     87     83     83       92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88							
92     88     84     84       93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88							
93     89     85     85       94     90     86       95     91     87       96     92     88							1
94     90     86       95     91     87       96     92     88							
95     91     87       96     92     88				85			
96 92 88							
97 93 89							
	97	93	89				

98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			

# ウ 教育職給料表(1)の適用を受ける職員

_		
	新	子 給
旧号給	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1

9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	22
39	23	23
40	24	24
41	25	25
42	26	26
43	27	27
44	28	28
45	29	29
46	30	30
47	31	31
48	32	32
49	33	33
50	34	
51	35 26	
52	36	

53	37	
54	38	
55	39	
56	40	
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	
78	62	
79	63	
80	64	
81	65	
82	66	
83	67	
84	68	
85	69	
86	70	
87	71	
88	72	
89	73	

# エ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

	新	子 給
旧号給	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1

4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	22
39	27	23
40	28	24
41	29	25
42	30	26
43	31	27
44	32	28
45	33	29
46	34	30
47	35	31

48	36	32
49	37	33
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	

80	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
90	
91	
92	
93	
	81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91

# オ 研究職給料表の適用を受ける職員

		新 号 給	
旧号給	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3

28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	7
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	
51	43	35	
52	44	36	
53	45	37	
54	46	38	
55	47	39	
56	48	40	
57	49	41	
58	50	42	
59	51	43	
60	52	44	
61	53	45	
62	54	46	
63	55	47	
64	56	48	
65	57	49	
66	58	50	
67	59	51	
68	60	52	
69	61	53	
70	62	54	
71	63	55	

72	64	56	
73	65	57	
74	66	58	
75	67	59	
76	68	60	
77	69	61	
78	70	62	
79	71	63	
80	72	64	
81	73	65	
82	74	66	
83	75	67	
84	76	68	
85	77	69	
86	78	70	
87	79	71	
88	80	72	·
89	81	73	

# カ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

		新 号 給	
旧号給	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1

23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	8

			1 0
67	55	51	8
68	56	52	8
69	57	53	9
70	58	54	9
71	59	55	9
72	60	56	9
73	61	57	10
74	62	58	10
75	63	59	10
76	64	60	10
77	65	61	11
78	66	62	11
79	67	63	11
80	68	64	11
81	69	65	12
82	70	66	12
83	71	67	12
84	72	68	12
85	73	69	13
86	74	70	13
87	75	71	13
88	76	72	13
89	77	73	14
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

キ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

			新 号 給		
旧号給	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1

10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37

54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			

		T	_	I	ı
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				_

## ク 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

	新 号 給					
旧号給	3級	4級	5級	6級	7級	
1	1	1	1	1	1	
2	1	1	1	1	1	
3	1	1	1	1	1	
4	1	1	1	1	1	
5	1	1	1	1	1	
6	2	2	1	1	1	
7	3	3	1	1	1	
8	4	4	1	1	1	
9	5	5	1	1	1	
10	6	6	2	1	1	
11	7	7	3	1	1	
12	8	8	4	1	1	
13	9	9	5	1	1	
14	10	10	6	2	1	
15	11	11	7	3	1	
16	12	12	8	4	1	
17	13	13	9	5	1	
18	14	14	10	6	2	
19	15	15	11	7	3	
20	16	16	12	8	4	
21	17	17	13	9	5	
22	18	18	14	10	6	
23	19	19	15	11	7	
24	20	20	16	12	8	

25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	

69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102	102			
107	103	103			
108	104	104			
109	105	105			
110	106	106			
111	107	107			
112	108	108			

113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

#### ケ 福祉職給料表の適用を受ける職員

			新 号 給		
旧号給	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11

28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54 	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59 60	59	55 56	51	
64 65	60	60	56 57	52	
65 66	61 62	61	57 58	53	
67	63	62 63		54 55	
68	64	64	59 60	56	
	65	65	61	56 57	
69 70	66	66	62	57 58	
70	67	67	63		
(1	0/	07	<b>ს</b> პ	59	

72	68	68	64	60	1
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70	00	
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	0.0	86		
95	91		87		
96	92		88		
97	93		89		
98	94		90		
99	95		91		
100	96		92		
101	97		93		
102	98		00		
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				1

116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第11号

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(5) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第7項第3号に規定する

福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例施行規則(昭和29年福井県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の改正削欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように	C以上する。
改正後	改正前
_(定義)_	
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める	第2条 削除
<u>ところによる。</u>	
(1) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で職員と生計	
<u>を一にするものをいう。</u>	
(2) 証人等 証人、鑑定人、参考人、公述人、通訳、講師、被疑者、被送還者	
その他これらに類するものとして任命権者が別に定めるものをいう。	
(条例第2条第8号に規定する人事委員会規則で定める者等)	
第3条 条例第2条第8号に規定する人事委員会規則で定める者は、次の各号の	
いずれかに該当する者とする。	
(1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行	
<u>業者</u> (0) 無常事業法(即即 C 1 左法傳統 O O D ) 統 1 0 名 統 1 五 法 担 中 中 2 独 英 军	
(2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項に規定する鉄道運	
送事業者および軌道法(大正10年法律第76号)第4条に規定する軌道経	
<u>當者</u> (2) 海上軍光計(四和24年計争第187日)第22条の2第2百年担告十2	
(3) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第23条の3第2項に規定する	
<u>船舶運航事業者</u> (4) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送	
(4) 机全法(昭和27年法律第231号)第2条第18頃に規定する机至運送 事業を経営する者	

一般旅客自動車運送事業者

- (6) 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業を 営む者
- (7) 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第7条第1項に規定する 一般貨物自動車運送事業者および貨物利用運送事業法(平成元年法律第82 号)第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 外国における前各号に掲げる者に相当するもの
- (9) 割賦販売法(昭和36年法律第159号)第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者(国との契約によりカード等(同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。)を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。)
- 2 条例第2条第8号に規定する人事委員会規則で定めるものは、役務およびカード等とする。
  - (条例第3条第2項第7号に規定する人事委員会規則で定める外国旅行)
- 第4条 条例第3条第2項第7号に規定する人事委員会規則で定める外国旅行は 、次に掲げる場合における外国旅行とする。
  - (1) 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合
  - (3) 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族(前2号に規定する許可を受け 移転した者であって同居しているものに限る。)を本邦に移転する場合 (証人等の旅費)
- 第5条 条例第3条第5項または第6項の規定により支給する旅費の額は、特別 の定めがある場合のほか、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める 額とする。
  - (1) 国家公務員その他公職にある者が旅行する場合 当該官職相当の額
  - (2) 前号に掲げる者以外の者が旅行する場合 2級の職務にある職員の例による普通旅費の額(当該旅費の額によることが適当でないと旅行命令権者が認めるときは、当該旅行の用務の内容およびその者の学識経験、社会的地位等を考慮し予算の範囲内において旅行命令権者が知事と協議して相当と認める級の職務にある職員の例による普通旅費の額)
- 2 刑事訴訟法 (昭和23年法律第131号) 第223条第1項の規定により警察本部、警察署その他指定の場所に出頭した者に対して支給する旅費の額は、前項の規定にかかわらず、2級の職務にある職員の例による普通旅費の額とする。

(旅行命令等の変更等の場合における旅費額)

- 第6条 条例第3条第7項に規定する人事委員会規則で定める<u>もの</u>は<u>、条例第8条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか</u>、次に掲げる額とする。 ただし、その額は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができる旅費額を超えることができない。
  - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃およびその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、第16条第1項各号、第17条第1項各号、第18条第1項各号および第20条各号に掲げる費用ならびに第19条第3項に規定する費用のそれぞれについて、当該各条および条例第6条の規定により計算した額と現に支払った金額で、所要の払戻手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができない額または所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額
  - (2) 宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)および渡航雑費については、第21条、第23条第1項および第2項、第25条、第26条第1項ならびに第33条ならびに条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額または所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額の合計額
  - (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支 給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額 (旅費額を喪失した場合における旅費額)
- 第7条 条例第3条第8項に規定する人事委員会規則で定める額は、次に掲げる額とする。
  - (1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券およ び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。) の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例 およびこの規則の規定により支給することができる額
  - (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額か ら喪失を免れた旅費額を差し引いた額

(旅行命令簿等の<u>通知</u>)

第8条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、または変更した場合には、速やかに、<u>次条第1項で定める事項を支出担当職員等に通知</u>しなければならない。 (旅行命令簿等の記載事項または記録事項) (旅行命令等の変更等の場合における旅費額)

- 第3条 条例<u>第4条第7項</u>に規定する人事委員会規則で定める<u>金額</u>は、次に掲げる額とする。ただし、その額は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができる旅費額を超えることができない。
  - (1) 鉄道賃、船賃、車賃もしくは航空賃として、またはホテル、旅館その他の 宿泊施設の利用の予約をするため現に支払った金額で、所要の払戻手続をと ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかったもの

(2) 赴任に伴う住所または居所(以下「住所等」という。)の移転のため現に 支払った金額

(旅費の喪失の場合における旅費額)

- 第4条 条例第4条第8項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に 掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額は、現 に喪失した旅費額を超えることができない。
- (1) 現に所持していた旅費額(交通機関を利用するための乗車券、乗船券その 他当該旅行について購入した切符類(以下「切符類」という。)を含む。以 下この条において同じ。)の全部を喪失した場合 その喪失した時以後の旅 行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合 前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、その購入に係る金額のうち当該旅行に使用していない部分の金額に相当する額)を差し引いた額

(旅行命令簿等の<u>提示</u>)

第5条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、または変更した場合には、速やかに、<u>当該旅行に係る旅行命令簿等を支出担当職員に提示</u>しなければならない。 (旅行命令簿等の様式)

- 第9条 条例第4条第4項に規定する人事委員会規則で定める事項は、氏名、発 令年月日、出発地、用務、用務先、到着地および旅行期間とする。
- 2 旅行命令簿は、旅行命令権者が職員ごとに作成し、前項に定める事項のほか 、所属部局課および役職を記載または記録する。
- 3 旅行依頼簿は、旅行命令権者が旅行者ごとに作成し、第1項に定める事項の ほか、所属団体、住所または居所および旅費の請求者を記載または記録する。
- 4 旅行命令簿および旅行依頼簿は、備考欄を設け、旅行命令等を変更する場合 には、当該備考欄に旅行命令等の変更の事実および変更前の旅行命令等の発令 年月日を記載または記録する。

(旅行命令等の変更の申請)

第10条 条例第5条第1項または第2項の規定による旅行命令等の変更の申請 は、その変更の必要を証明するに足る書類を添えてしなければならない。

(条例第6条に規定する人事委員会規則で定める種目および内容)

第11条 条例第6条に規定する人事委員会規則で定める種目は、鉄道賃、船賃 | 、航空賃、車賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、 家族移転費、船員に係る旅費および渡航雑費とし、これらの内容については、 この規則の定めるところによる。

(条例第7条に規定する必要な資料の種類、記載事項または記録事項等)

- 第12条 条例第7条第1項に規定する必要な資料の種類は、別表第1のとおり とする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合には、 第3項に規定する記載等事項に準ずる内容が記載されたと支出担当職員等が認 めたものをもって、同表に規定する額を証明するに足る資料またはその支払を 証明するに足る資料に代えることができる。
- 2 条例第7条第1項の規定により旅費を請求する場合は、別表第2の左欄に掲 げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事項(以下この項および次項にお いて「記載等事項」という。)を記載した請求書を支出担当職員等に提出し、 または電子情報処理組織(支出担当職員等の使用に係る電子計算機と旅行者ま たは旅行役務提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 情報処理組織をいう。)を使用して支出担当職員等の使用に係る電子計算機に 備えられたファイルに記載等事項を記録しなければならない。
- 3 旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合において、別表第2中 「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合におい て、記載等事項に準ずる内容が記載されたと支出担当職員等が認めたもの(請 求する者の名称または氏名および住所が記載されたものに限る。)をもって、 請求することができる。

- 第6条 旅行命令簿等の様式は、旅行命令(依頼)簿(様式第1号)、旅行命令 (依頼)簿(様式第2号)または旅行命令簿(赴任旅費等)(様式第3号)に よる。
- 2 前項の規定によりがたい場合においては、任命権者は、同項の規定にかかわ らず、人事委員会の承認を得て、別に旅行命令簿等の様式を定めることができ る。

(旅行命令等の変更の申請)

第7条 条例第6条第1項または第2項の規定による旅行命令等の変更の申請は 、旅行命令(依頼)簿(様式第1号)、旅行命令(依頼)簿(様式第2号)ま たは旅行命令簿(赴任旅費等)(様式第3号)に変更に係る事項を記載し、そ の変更の必要を証明するに足る書類を添えてしなければならない。

(移転料が支給される出張)

第8条 条例第7条の2第2項に規定する人事委員会規則で定める長期間の出張 は、研修命令が発令されている30日以上の研修のための出張とする。

(路程の計算)

- 第9条 旅費の支給に係る路程の計算は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、 当該各号に定めるところによる。
  - (1) 鉄道旅行 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第13条第1項の鉄道 運送事業者の運賃の算出の基礎となった路程
  - (2) 水路旅行 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定 する船舶運航事業を営む者の運賃の算出の基礎となった路程
  - (3) 陸路旅行 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定 する旅客自動車運送事業を経営する者の運賃の算出の基礎となった路程また は実測その他信頼するに足る方法により計測された路程
  - (4) 航空旅行 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定す る航空運送事業を経営する者の運賃の算出の基礎となった路程
- 2 前項の規定により路程を計算しがたい場合には、同項の規定にかかわらず、 地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者が計測した 路程によることができる。

- 4 旅行命令権者および支出担当職員等は、旅行者または旅行役務提供者が請求 する場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
- 5 前項の場合において、旅行役務提供者が請求するときは、旅行命令権者およ び支出担当職員等は、旅行者に対して必要な報告または資料の提出を求めるこ とができる。
- 6 支出担当職員等は、旅費を支給したまたは旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先または支払先および支給年月日または支払年月日を記載または記録するものとする。

(旅費の精算に係る期間)

- 第13条 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命 令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して2 週間とする。
- 2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の 翌日から起算して2週間とする。

## (旅費請求書の様式)

- 第10条 条例第14条第1項の請求書の様式は、次の各号に掲げる場合の区分 に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合 旅費(概算払)請求書(様式第4号)、旅費(概算払)精算書(様式第5号)、旅費(精算払)請求書 (様式第6号)または旅費(精算払)請求書(様式第7号)
- (2) 条例第4条第1項の規定による赴任に係る旅費または同条第2項第3号の 規定による帰住に係る旅費を請求する場合 赴任旅費等請求書(様式第8号)
- (3) 条例第4条第7項の規定による旅費を請求する場合 損失旅費請求書(様 式第9号)
- (4) 条例第4条第8項の規定による旅費を請求する場合 喪失旅費請求書 (様 式第10号)
- 2 前項の規定によりがたい場合においては、任命権者は、同項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、別に旅費請求書の様式を定めることができる

(旅費請求書に添付すべき書類)

- 第11条 条例第14条第1項の請求書には、次の各号に掲げる旅費の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えなければならない。
  - (1) 条例第4条第7項の規定による旅費 第3条各号に掲げる損失額ならびに 旅行命令等の変更または旅費の支給を受けることができる者の死亡および当 該旅行命令等を変更され、または死亡した者が扶養親族であるときはそのことを証明する書類
  - (2) 条例第4条第8項の規定による旅費 交通機関の事故、天災その他の特別 の事情により旅費額を喪失したことおよび喪失した旅費額を証明する書類
  - (3) 条例第18条第1項第4号の寝台料金 公務上の理由を証明する書類および現に支払った寝台料金の額を証明するに足る書類
  - (4) 条例第19条の航空賃 現に支払った旅客運賃および特別座席料金の額を 証明するに足る書類(支出担当職員が必要と認める場合に限る。)

(給与の種類)

第14条 条例第7条第4項および第10条第2項に規定する給与の種類は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号)に規定する給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特地勤務手当(同条例第12条の3の規定による手当を含む。)、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当および義務教育等教員特別手当またはこれらに相当する給与とする。

- (5) 条例第20条第3項の規定による車賃 現に支払った料金の額を証明する に足る書類
- (6) 条例第22条第2項の規定による宿泊料 同項に規定する負担金の内訳お よび当該負担金の額を証明する書類
- (7) 条例第22条第3項の規定による宿泊料 公務上の必要または天災その他 やむを得ない事情があったことを証明する書類
- (8) 条例第24条第1項に規定する移転料 職員の住所等を移転したことおよび扶養親族を移転したことを証明する書類ならびにこれらの移転に伴って現に支払った額を証明するに足る書類のほか、同条第3項の規定に該当する場合には、同条第1項第3号に規定する期間を延長したことを証明する書類
- (9) 条例第26条第1項に規定する扶養親族移転料 扶養親族であることおよびその年齢ならびにその移転があったことを証明する書類
- (10) 条例第28条第4項に規定する鉄道賃、船賃または車賃 公務上の必要または天災その他やむを得ない事情があったことを証明する書類および現に支払った鉄道賃、船賃または車賃の額を証明するに足る書類
- (11) 条例第32条に規定する旅費 退職等があったことおよびその事由、退職 等を知った日における滞在地ならびに退職等を知った日の翌日から3月以内 に出発して当該退職等に伴う旅行をしたことを証明する書類
- (12) 条例第33条第1項に規定する旅費 職員の死亡およびその死亡地ならび に遺族であることを証明する書類
- (13) 条例第33条第3項に規定する旅費 職員の死亡ならびに遺族であること および当該遺族が帰住したことを証明する書類
- (4) 条例第36条第1項の外国旅行における航空賃 現に支払った旅客運賃の 額を証明するに足る書類
- (15) 条例第36条第1項第4号に規定する特別の座席の設備の利用に要する運賃 公務上の必要があったことを証明する書類
- (16) 条例第37条に規定する旅行雑費 現に支払った額を証明するに足る書類 (17) 条例第39条の規定による旅費 職員が同条の規定に該当することを証明 する書類

(長期間の出張の際移転料が支給される旅行の範囲)

第12条 条例第24条第1項第4号の人事委員会規則で定める旅行は、研修所 等に入所するためにする勤務公署から当該研修所等への旅行および勤務公署に 帰任するためにする研修所等から当該勤務公署への旅行とする。

#### (電磁的方法)

第15条 条例第7条第5項に規定する人事委員会規則で定めるものは、任命権 者が定める方法とする。

#### (鉄道賃)

- 第16条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に 供する鉄道および軌道法第1条第1項に規定する軌道をいう。次項および第2 0条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げ る費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて 別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合 計額とする。
  - (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により 移動するときは最下級の運賃の額とする。
- 3 第1項第2号の急行料金および同項第4号の座席指定料金は、鉄道駅間の距離が50キロメートル以上の場合または鉄道駅間の距離が50キロメートル未満の場合で任命権者が別に定めるときに限り、支給する。

### (船賃)

- 第17条 船賃は、船舶(海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用 に供する船舶をいう。次項および第20条において同じ。)を利用する移動に 要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる 費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特 に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。
  - (1) 運賃
  - (2) 寝台料金
  - (3) 座席指定料金
  - (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により 移動するときは最下級の運賃の額とする。

#### <u>(航空賃)</u>

第18条 航空賃は、航空機(航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の

#### (鉄道駅等の特例)

- 第13条 条例第28条第3項の人事委員会規則で定める市または特別区は、別表の左欄に掲げる市または特別区とする。

用に供する航空機をいう。次項および第20条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号および第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用
- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。 (車賃)
- 第19条 車賃は、自動車を運転する旅行について、路程に応じ支給する。
- 2 私有車(任命権者が定めるところにより登録を受けた私有の自動車に限る。 以下同じ。)を運転する旅行で旅行命令権者の承認を受けたもの(以下「私有 車旅行」という。)の車賃は、当該私有車を運転する職員について支給するも のとし、その額は、路程1キロメートルにつき37円として計算した額による

3 旅行において、有料の道路等を通行し、または有料の駐車場を利用した場合 には、現に支払った料金の額を車賃として支給する。

- 4 私有車旅行の計算は、全路程を通算して行う。
- 5 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じた場合に は、これを切り捨てるものとする。 (その他の交通費)
- 第20条 その他の交通費は、鉄道、船舶、航空機および私有車以外を利用する 移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに 掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする
  - (1) 道路運送法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を 定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の 用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用 (宿泊費)

- 第21条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等 の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2で定める額とする。 (宿泊手当)
- 第22条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし 、その額は、1夜あたり2,400円とする。
- 2 宿泊手当の額は、条例およびこの規則の規定により支給される宿泊費につい <u>て次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各</u> 号に掲げる額とする。
- (1) 朝食または夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食および夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める 定額の3分の1の額
- 3 旅行者が、旅行中自宅(住所または居所もしくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合は、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。 (転居費)
- 第23条 転居費は、赴任または長期間の出張に伴う住所等の移転に要する費用 とし、その額は、現に支払った額による。ただし、その額が次の各号に規定す る額を超える場合には、当該各号に規定する額とする。
- (1) 赴任の際任命権者の許可を受け、家族(赴任を命ぜられた日において同居 している者に限る。以下この条、第26条第1項および別表第1において同 じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、従前の勤務公署から新たな勤 務公署までの路程に応じ別表第3に掲げる額
- (2) 赴任の際家族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 第1号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、 赴任を命じられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族 を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員 の新居住地)に移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の 後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、それぞれの赴任に ついて支給することができる前号に規定する額に相当する額を合計した額)
- (4) 次に掲げる旅行のいずれかに該当する場合には、勤務公署と出張地との間 の路程に応じ第1号に規定する額の2分の1に相当する額
  - ア 研修命令が発令されている30日以上の研修のための旅行
  - イ 研修所等に入所するためにする勤務公署から当該研修所等への旅行
  - ウ 勤務公署に帰任するためにする研修所等から当該勤務公署への旅行
- 2 前項第3号に該当する場合において、家族を移転した際の別表第3に掲げる 額が、職員が赴任した際の同表に掲げる額と異なるときは、同号に規定する額

- は、家族を移転した際の同表に掲げる額を基礎として計算する。
- 3 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。 (近距離の転居に係る転居費等の制限)
- 第24条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存 する全地域内)における勤務公署の変更に伴う旅行については、県公舎への入 居または退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費およ び家族移転費は支給しない。

(着後滞在費)

第25条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額 は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合 計額に相当する額とする。

(家族移転費)

- 第26条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、 次に掲げる額とする。
  - (1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊手当、宿泊費および着後滞在費の合計額に相当する額
  - (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1 年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任が あった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には 、前号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。 (船員に係る旅費)
- 第27条 船員に係る旅費は、漁業取締船、漁業取締船、実習船または警備艇に 乗船してする旅行(これに準ずる旅行を含む。)について支給する。
- 2 船員に係る旅費の支給を受ける職員の範囲、額、支給条件および支給方法は 、任命権者が別に定める。

(退職者等の旅費)

- 第28条 条例第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の 翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行または本邦への帰住について 、次に掲げる旅費とする。
  - (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、 退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

#### (遺族等の旅費)

- 第29条 条例第3条第2項第2号または第3号の規定により支給する旅費(死 亡手当に係るものを除く。)は、次に掲げる旅費とする。
  - (1) 本邦在勤の職員が条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において 、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
    - ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員 が遺族の居住地(外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到 着地)と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
    - イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか 、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算 した旅費
  - (2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合は、出張の例に 準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費( 宿泊費を除く。)
- 2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第1項第 7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。 (外国旅行の旅費)
- 第30条 第2条、第3条および第5条から前条までの規定にかかわらず、外国 旅行の旅費については、第4条および次条から第33条までに定めるものを除 き、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の適用を 受ける国家公務員等に支給される外国旅行の旅費の例による。
- 第31条 外国旅行の旅費について「何級の職務」という場合において、旅行者 が福井県一般職の職員等の給与に関する条例第3条第1項第1号の行政職給料 表の適用を受けない者であるときは、任命権者が人事委員会と協議して相当す る職務を定めるものとする。
- 第32条 外国旅行における航空賃の額は、現に支払った旅客運賃(以下この条 において「運賃」という。)による。運賃の額の上限は、運賃の等級が区分さ れた航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の 各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 職務の級が7級以上の者が移動するときおよび職務の級が6級または5級 の者が一の旅行区間における飛行時間が8時間以上の移動(以下「特定航空 移動」という。)をするとき(次号に掲げるときを除く。) 最上級の運賃 の額
- (2) 運賃の等級が3以上に区分された航空機により職務の級が7級以上の者が 移動するときおよび職務の級が6級または5級の者が特定航空移動をすると き 最上級の直近下位の級の運賃の額
- (3) 職務の級が4級以下の者が一の旅行区間における飛行時間が24時間以上

<u>の移動をするとき</u> 最下級の直近上位の級の運賃の額 (渡航雑費)

- 第33条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、次に掲げる費用 の額とする。
  - (1) 予防接種に係る費用
  - (2) 旅券の交付手数料および査証手数料
  - (3) 外貨交換手数料
  - (4) 入出国税
  - (5) 外国旅行に必要なものとして次に掲げる費用(公務のために特に必要とするものに限る。)
  - ア 保険料
  - イ 医薬品の購入に係る費用
  - ウ 携行品の購入に係る費用
  - エ 健康診断その他の医療機関での受診に係る費用
  - オ 第1号から前号までに掲げる費用に類するまたは付随する費用
  - カ アからオまでに掲げる費用のほか、旅行者の負担とすべきでないものと して任命権者が定める費用

(旅費の支給額の上限)

- 第34条 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃およびその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第16条第1項各号、第17条第1項各号、第18条第1項各号および第20条各号に掲げる費用ならびに第19条第3項に規定する費用のそれぞれについて、当該各条および条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用のいずれか少ない額を合計した額とする。
- 2 宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移 転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)および渡航雑費に係る旅費の支給額 は、それぞれの種目について、第21条、第23条第1項および第2項、第2 5条、第26条第1項ならびに第33条ならびに条例第6条の規定により計算 した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計 した額とする。

(通勤手当との調整)

- 第35条 旅行者が福井県一般職の職員等の給与に関する条例第11条に規定する通勤手当またはこれに相当する給与(以下この条において「通勤手当等」という。)の支給を受けている場合で、旅行の経路に当該通勤手当等の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。
  - <u>(勤務公署等以外の地を出発地または到着地とする場合の旅費)</u>
- 第36条 勤務公署(常時勤務する勤務公署のない場合または旅行命令権者が認

- める場合には、住居、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。)または旅行地(以下この項において「勤務公署等」という。)以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、勤務公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と勤務公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。
- 2 既に旅行している者が、旅行地から勤務公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から勤務公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から勤務公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。 (年度経過等による区分)
- 第37条 移動中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、 航空賃、車賃およびその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分 を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の級の 変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して 算定する。

(交通の用具)

第38条 条例<u>第11条第3項第2号</u>に規定する人事委員会規則で定める交通の 用具は、通勤手当の支給に関する規則(昭和33年福井県人事委員会規則第5 号)第9条に規定する交通の用具とする。

(交通の用具)

第14条 条例第40条第3項第2号に規定する人事委員会規則で定める交通の 用具は、通勤手当の支給に関する規則(昭和33年福井県人事委員会規則第5 号)第9条に規定する交通の用具とする。

(甲地方の範囲)

- 第15条 条例別表第1備考の人事委員会規則で定める地域は、東京都特別区の存する地域ならびに大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項第1号から第5号までに規定する地域手当の級地(次項において「特定級地」という。)とする。
- 2 条例別表第1備考の人事委員会規則で定めるものは、前項に規定する地域以 外の地域で地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に 規定する指定都市のうち特定級地とする。

別表を削り、附則の次に別表として次の3表を加える。

別表第1(第12条関係)

請求時に添付する資料

	区分		添付する資料
]			運賃の等級および額を証明するに足る資料 その支払を証明するに足る資料
	第17条第1項第2号から第4号までに掲げ る費用		その支払を証明するに足る資料

2	航空賃	第18条第1項第1号に掲げる運賃	運賃の等級および額を証明するに足る資料
			その支払を証明するに足る資料
		第18条第1項第2号および第3号に掲げる 費用	その支払を証明するに足る資料
3	車賃	第19条第3項の規定による車賃	現に支払った料金の額を証明するに足る書類
4	その他の交	通費	その支払を証明するに足る資料
5	宿泊費		その支払を証明するに足る資料
6	転居費		職員の住所等を移転したことおよび同居する家族を移転したことを証明する資料 これらの移転に伴って現に支払った額を証明するに足る資料
			同居する家族を呼び寄せる期間を延長した場合には、期間を延長したことを証明する資料
7		(宿泊手当に相当する部分を除く。)	宿泊費の支払を証明するに足る資料
8	家族移転費	(宿泊手当に相当する部分を除く。)	その支払を証明するに足る資料 移転を証明する資料
			同居する家族であることを証明する資料
9	渡航雑費		その支払を証明するに足る資料
1 (	J 弱り条に	規定する旅費	損失となる金額または支出を要する金額を証明するに足る資料 旅行命令等の変更、条例第3条第1項、第2項および第4項から第6項までの規定により旅費 支給を受けることができる者の死亡または同条第7項に掲げる場合に該当することを証明する 料 同居する家族であることを証明する資料(転居費のうち家族の転居に要する費用または家族移費に相当するものを含む場合に限る。)
1 1	1 第7条に	規定する旅費	交通機関の事故、天災その他の特別の事情により旅費額を喪失したことを証明するに足る資料 要失額を証明するに足る資料
1 2	2 第28条	に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1の項から9の項までの右欄に掲げる資料 退職等の事由を証明する資料 所定の期間内に帰住または退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 旅行中に退職等となったことを証明する資料
1 3	3 第29条	第1項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1の項から9の項までの右欄に掲げる資料 職員、配偶者または子の死亡およびその死亡地を証明する資料 帰住を証明する資料(遺族が帰住した場合に限る。) 遺族であることを証明する資料(請求者が遺族である場合に限る。)
14 条例第9条に規定する旅費		条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた1の項から9の項までの右欄に掲げる資料 条例第9条の規定に該当することを証明するに足る資料

別表第2(第12条関係)

旅費の請求に係る記載事項または記録事項

区分	記載事項または記録事項
1 2の項から5の項までの左欄に掲げる場合以外の場合	請求者の所属名、職名および氏名
	旅行開始日、旅行終了日および宿泊日
	出発地、経路、到着地、宿泊地、種目およびその金額
	請求年月日
	発令年月日
	用務
	概算額、精算額、追給額および返納額(これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に
	限る。以下この表において同じ。)
2 条例第3条第1項の規定による赴任に係る旅費または同条	請求者の所属名、職名および氏名
第2項第1号の規定により転居費、着後滞在費、家族移転費	旅行開始日、旅行終了日および宿泊日
もしくはこれらに相当するものが含まれる旅費を請求する場	出発地(旧勤務公署名)、経路、到着地(新勤務公署名)、宿泊地、種目およびその金額
合	請求年月日
	請求額
	発令年月日
	同居家族の人数および年齢
3 第28条または第29条第1項に規定する旅費を請求する	請求者の住所、死亡者との続柄および氏名
場合	死亡者の所属名、役職および氏名(これらについては、請求者が遺族である場合に限る。)
	請求者の所属名、役職および氏名ならびに死亡者の請求者との続柄および氏名(これらについて
	は、請求者が職員である場合に限る。)
	請求額
	種目およびその金額
	請求年月日
4 第6条に規定する旅費を請求する場合	請求者の所属名および職名および氏名(これらについては、請求者が職員である場合に限る。)
	請求者の住所、職員との続柄および氏名(これらについては、請求者が遺族である場合に限る。
	/   請求者の所属団体、役職および氏名(これらについては、請求者が職員および遺族以外である場
	請求有の所属凶体、伎瞰のよび式石(これりに グいては、請求有が職員のよび退族以外でのる場合に限る。)
	古に限る。)
	種目および金額
	損失の事由
	請求年月日
5 第7条に規定する旅費を請求する場合	請求者の所属名、職名および氏名
- Mariana American California	請求額
	喪失以後の旅行に必要な旅費額、喪失を免れた旅費額および差引額
	喪失以後の旅行に必要な旅費について、旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地、種目およ
	びその金額

喪失の事由 請求年月日 用務

備考 出張または赴任に係る旅費の概算払を受けた者が精算する場合であって、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出発地、経路、到着地、宿 泊地、種目およびその金額の記載または記録を省略することができる。

別表第3(第23条関係)

## 転居費

	路程50キロメートル未 満	路程50キロメートル以 上100キロメートル未 満	路程100キロメートル 以上300キロメートル 未満	路程300キロメートル 以上500キロメートル 未満	路程500キロメートル 以上1,000キロメー トル未満	路程1,000キロメートル以上1,500キロメーメートル未満	路程1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	路程2,000キロメートル以上
8級以上の職務 にある者	12万6,000円	14万4,000円	17万8,000円	22万円	29万2,000円	30万6,000円	32万8,000円	38万1,000円
7級以下の職務 にある者	10万7,000円	12万3,000円	15万2,000円	18万7,000円	24万8,000円	26万1,000円	27万9,000円	32万4,000円

様式第1号から様式第10号までを削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第12号

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和32年福井県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

火の表の改正	即懶に掲げる規定を回衣の改正後懶に掲げる規定に下線で示すよう	に以上りる。
	改正後	改正前
ものとする。 (1) 職員の <u>む。以下</u> これに相: (2) (略)	例第9条第2項に規定する扶養親族には、次に掲げる者を含まない	(扶養手当の支給) 第25条 条例第9条第2項に規定する扶養親族には、次に掲げる者を含まないものとする。 (1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当または民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者 (2) (略) 2~10 (略)
(寒冷地手	当の支給)	(寒冷地手当の支給)

第26条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 条例第12条第2項第1号および第2号の世帯主である職員とは、主として その収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。
- (1) 扶養親族 (職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものおよび条例第9条第2項に規定する扶養親族 (第25条第1項各号に掲げる者を除く。)をいう。以下この条において同じ。)を有する者

(2) (略)

5 条例第12条第2項第1号の「前条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(人事委員会が定めるものに限る。)」は、条例第11条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居)と国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表(以下この条において「法別表」という。)に掲げる地域の市役所または町村役場との間の距離のうち最も短いもの(次項および第14項において「最短距離」という。)が、60キロメートル以上であるものとする。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

- 9 支給対象職員(条例第12条第1項に規定する支給対象職員をいう。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第12条第2項および前2項の規定にかかわらず、同条第2項および前2項の規定による額を当該各号に掲げる場合に該当した月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。
  - (1) 条例第12条第1項に規定する基準日(以下この条において「基準日」という。)において<u>第7項各号</u>に掲げる場合のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
  - (2) 基準日において<u>第7項各号</u>に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項

第26条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 条例第12条第1項第2号の人事委員会が定める区域は、次に掲げる区域と する。
- (1) 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表 (以下この条において「法別表」という。)に掲げる市町村の区域
- (2) 福井県の区域
- <u>5</u> 条例第12条第2項第1号および第2号の世帯主である職員とは、主として その収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。
  - (1) 条例第9条第2項に規定する扶養親族(第25条第1項各号に掲げる者を 除く。以下この条において「扶養親族」という。)を有する者

(2) (略)

6 条例第12条第2項第1号の「前条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(人事委員会が定めるものに限る。)」は、条例第11条の2第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員であって、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が2以上ある場合にあっては、すべての当該住居)と<u>法別表</u>に掲げる地域の市役所または町村役場との間の距離のうち最も短いもの(次項および<u>第15項</u>において「最短距離」という。)が、60キロメートル以上であるものとする。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

- 10 支給対象職員(条例第12条第1項に規定する支給対象職員をいう。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第12条第2項および前2項の規定にかかわらず、同条第2項および前2項の規定による額を当該各号に掲げる場合に該当した月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。
  - (1) 条例第12条第1項に規定する基準日(以下この条において「基準日」という。)において<u>第8項各号</u>に掲げる場合のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員となった場合
  - (2) 基準日において<u>第8項各号</u>に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項

各号に掲げる場合のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 基準日において<u>第7項各号</u>に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

10 (略)

<u>11</u> (略)

12 基準日から引き続いて<u>第7項第2号から第10号まで</u>に掲げる場合のいずれかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該 基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

13 (略)

14 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地および次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。

(1) (略)

(<u>2)</u> (略)

<u>15</u> (略)

(勤勉手当の支給)

第31条 (略)

2~9 (略)

10 成績率は、<u>100分の315</u> (特定幹部職員にあっては<u>100分の375</u>、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては<u>100分の100</u> (特定幹部職員にあっては<u>100分の120</u>)、任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては100分の262.5)以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。

11 (略)

様式第1号を次のように改める。

各号に掲げる場合のいずれにも該当しない支給対象職員となった場合

(3) 基準日において<u>第8項各号</u>に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職 員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、他の 同項各号に掲げる場合のいずれかに該当する支給対象職員となった場合

11 (略)

12 (略)

13 基準日から引き続いて<u>第8項第2号から第10号まで</u>に掲げる場合のいず れかに該当している支給対象職員が、支給日後に復職等をした場合には、当該 基準日に係る寒冷地手当をその際支給する。

14 (略)

- 15 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員の扶養親族の住居の所在地および次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を確認するものとする。
- (1) 職員の在勤する公署が別表第11の4に掲げる公署である場合 当該職員 の住居の所在地

(2) (略)

(<u>3)</u> (略)

16 (略)

(勤勉手当の支給)

第31条 (略)

 $2 \sim 9$  (略)

10 成績率は、6月に支給する場合には100分の205 (特定幹部職員にあっては100分の245、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては100分の97.5 (特定幹部職員にあっては100分の117.5))以下、12月に支給する場合には100分の215 (特定幹部職員にあっては100分の255、地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員にあっては100分の102.5 (特定幹部職員にあっては100分の122.

5))以下の範囲内で任命権者が定めるものとする。

11 (略)

#### 扶 養 親 族 届

( 年 月 日提出)

	勤務公署名		
様	職	氏名	

条例第10条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。

(証明書類 通添付)

届出	ЦO	)理	由	②	ѹ	する	5□	にレ	印を	:付	すこと	:>											
	] ]		新	たに	こ職	員	とな	こった	-														
	] 2	2	行	9翁	及職	員	等か	ら行	ŕ 9	級耶	裁員等	¥Ι	以外の耶	戦員	となっ	った							
	] 3	3	新	たに	こ扶	養	親族	たる	要	件を	具備	i q	けるに≟	Ēο	た者だ	がある	Ś						
	] 4	ļ	扶	養業	見族	た	る要	件を	:欠	< 1	至っ	1	と者があ	53									
3	*	1	•	3 .	• 4	に	つい	ってに	ţ,	行	級聯	ij	員等に る	ちっ	ては	子に住	系る	5事由が生じ	た	場合に	限	る。	
++	*	÷⊟	+4-	_	-	4	6±	400		<i>t</i> -			同居		別居	の	別	所 得 4	D	年	額	届出事実の	
汏	養	親	胅	0)	氏	名	続	ተለካ	生	平	月日		(別居	<b>の</b> :	場合は	住所	r)	所得の種類	金		額	発生年月日	届出の事由

#### 記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を(重度心身障害者として届け出る場合はその旨を併せて)記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄には、別居の場合の住所地は市町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額(見込額)を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の3または4に該当する場合にその事由(例えば、出生、死亡、満60歳以上等)をそれぞれ記入する。

参考	〈その他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。	>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第13号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和33年福井県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(届出)

第3条 職員は、新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届(様式第1号)により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) · (2) (略)

- (3) 第17条第1項第3号または第4号の職員たる要件を欠くに至った場合
- 2 任命権者は、通勤手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式第1号中の各欄の配列を変更し、または各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

(確認および決定)

第4条 任命権者は、職員から<u>前条第1項</u>の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示<u>または第17条第1項第3号もしくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出</u>を求める等の方法により確認し、その者が条例第11条第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、または改定しなければならない。

2 (略)

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(新幹線鉄道等<u>(条例第11条第4項に規定する新幹線</u> 鉄道等(以下「新幹線鉄道等」という。)以外の交通機関等をいう。以下同じ (届出)

第3条 職員は、新たに条例第11条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合には、通勤届(様式第1号)により、その通勤の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

改正前

(1) · (2) (略)

(確認および決定)

第4条 任命権者は、職員から<u>前条</u>の規定による届出があったときは、その届出 に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」と いう。)の提示を求める等の方法により確認し、その者が条例第11条第1項 の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し 、または改定しなければならない。

2 (略)

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。) に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合

。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路および方法により算出するものとする

(併用者の区分および支給額)

- 第8条の3 条例第11条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分およびこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 条例第11条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員および自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員運賃等相当額および同条第2項第2号に定める額の合計額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)および同項第2号に定める額の合計額が15万円を超えるときは、1箇月につき15万円)

(2) · (3) (略)

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

- 第10条 条例第11条第4項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の 経路および方法による場合には公署を異にする異動または在勤する公署の移転 前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の 変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合に おける通勤距離が60キロメートル以上もしくは通勤時間が90分以上である ものまたは交通事情等に照らして通勤が困難であると認められるものとする。 (異動等の直前の住居に相当する住居)
- 第11条 条例第11条第4項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動または在勤する公署の移転の日以後に転居する場合<u>における次に掲げる</u>住居とする。
- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該 転居後の住居

理的と認められる通常の通勤の経路および方法により算出するものとする。

(併用者の区分および支給額)

- 第8条の3 条例第11条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分およびこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 条例第11条第1項第3号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員および自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員運賃等相当額および同条第2項第2号に定める額の合計額(同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)および同項第2号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額と5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額との差額の2分の1を当該5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額に加算した額)

(2) · (3) (略)

(通勤の実情に変更を生ずる職員)

第10条 条例第11条第4項の人事委員会規則で定める職員は、通常の通勤の 経路および方法による場合には公署を異にする異動または在勤する公署の移転 前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の 変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員 会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。

(異動等の直前の住居に相当する住居)

第11条 条例第11条第4項の人事委員会規則で定める住居は、公署を異にする異動または在勤する公署の移転の日以後に転居する場合<u>において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認める住居とする。</u>

- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転 居後の住居であって次に掲げるもの
  - ア 条例第11条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する 新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」 という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道 等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。) とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転 居後の住居
  - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄 道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当 該転居後の住居
- (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(新幹線鉄道等の利用の基準)

第12条 条例第11条第4項および第5項の人事委員会規則で定める基準は、 新幹線鉄道等を利用する場合に、その利用により通勤時間が短縮されるものと する。

(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準)

- 第13条 新幹線鉄道等<u>の利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合における通勤の経路および方法により算出するものとする。
- 2 第7条の規定は、新幹線鉄道等<u>の利用に係る特別料金等</u>に係る通勤手当の額 の算出について準用する。
- 3 第8条の規定は、条例第11条第4項第1号に規定する特別料金等の額<u>に相当する額(第17条の2第4項において「特別料金等相当額」という。)の</u>第出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第2項中「普通

(新幹線鉄道等の利用の基準)

- 第12条 条例第11条第4項および第5項の人事委員会規則で定める基準は、 次に掲げるものとする。
  - (1) 新幹線鉄道等(高速自動車国道等の有料の道路を除く。)を利用する場合 には、その利用により通勤時間がおおむね20分以上短縮されることまたは その利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認 めるものであること。
  - (2) 高速自動車国道等の有料の道路を利用する場合には、その利用による通勤 の時間および距離の短縮ならびに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてそ の利用により得られる通勤事情の改善が前号に相当すると人事委員会が認め るものであること。

(新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出の基準)

- 第13条 新幹線鉄道等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に 照らし最も経済的かつ合理的と認められる新幹線鉄道等を利用する場合におけ る通勤の経路および方法により算出するものとする。
- 2 第7条の規定は、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額の算出について準用する
- 3 第8条の規定は、条例第11条第4項第1号に規定する特別料金等の額<u>の2</u> <u>分の1に相当する額の</u>算出について準用する。この場合において、第8条第1 項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第1号中「 普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額 <u>の2分の1に相当する額」と</u>、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「 新幹線鉄道等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相

交通機関等 | とあるのは「新幹線鉄道等 | と読み替えるものとする。

(給料表適用の直前の住居に相当する住居)

- 第14条 条例第11条第5項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用 を受ける職員となった日以後に転居する場合<u>における次に掲げる</u>住居とする。
  - (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該 転居後の住居
  - (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転 居後の住居であって次に掲げるもの
    - ア 条例第11条第5項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する 新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」 という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道 等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。) とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転 居後の住居
    - イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄 道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当 該転居後の住居
  - (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの
- 第16条 条例第11条第5項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路および方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上もしくは通勤時間が90分以上であるものまたは交通事情等に照らして通勤が困難であると認められるものとする。
- 第17条 条例第11条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される 職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職 員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第11条第1項第1号または第 3号に掲げる職員で、当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の住居 (特定住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12

<u>当する」</u>と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と 読み替えるものとする。

(給料表適用の直前の住居に相当する住居)

第14条 条例第11条第5項の人事委員会規則で定める住居は、給料表の適用 を受ける職員となった日以後に転居する場合<u>において、新幹線鉄道等を通勤の</u> ため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会 がこれに準ずると認める住居とする。

- 第16条 条例第11条第5項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路および方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものとする。
- 第17条 条例第11条第5項の同条第4項の規定による通勤手当を支給される 職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職 員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 次に掲げる事由が生じた職員のうち、条例第11条第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該事由の発生の直前の住居(<u>当該事由の発生の日以</u>後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更

条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路および方法による場合には当該事由発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生じる職員で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上もしくは通勤時間が90分以上であるものまたは交通事情等に照らして通勤が困難であると認められるものに限る。)

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項または 第22条の5第1項の規定による採用をされたこと。

# イ (略)

- (2) 配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。) (配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、当該転居後の住居(特定住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの
- (3) 職員または配偶者の公署を異にする異動または在勤する公署の移転(配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。)に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員および配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居(当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上または通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。)
- (4) 職員または配偶者の父母(介護保険法(平成9年法律第123号)第19 条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。)の介護に伴い、当 該父母の住居またはその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居( 当該転居の日以後に当該父母の住居またはその近隣の住居を転居する場合に

が生じないときの当該転居後の住居および人事委員会がこれに準ずると認め る住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に 規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認め られるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とす るもの(当該事由の発生の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在 勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路および方法による場合に は当該事由発生前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること 等の通勤の実情の変更を生じる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤 することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるもの に限る。)

ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項または 第22条の5第1項の規定による採用<u>(同法の規定により退職した日の翌</u> 日におけるものに限る。)をされたこと。

イ (略)

(2) 配偶者(配偶者のない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員で、<u>当該住居</u>からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

おける当該日以後の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上または通勤時間が90分以上であり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)

(5) (略)

- 2 前項第1号および第2号において「特定住居」とは、同項第1号アもしくは イに掲げる事由の発生または同項第2号に規定する転居(以下この項において 「事由の発生等」という。)の日以後に転居する場合における当該事由の発生 等の日以後の転居後の住居(以下この項において「転居後の住居」という。) であって次に掲げるものをいう。
  - (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該 転居後の住居
  - (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの
    - ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「旧最寄り駅等」という。)と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等(イにおいて「新最寄り駅等」という。)とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居イアに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居
  - (3) 前2号に掲げる住居のほか、人事委員会がこれらに準ずる住居であると認めるもの

(支給日等)

第17条の2 通勤手当は、支給単位期間(<u>第4項に規定する</u>通勤手当に係るものを除く。)または<u>同項</u>に定める期間(以下この条<u>第18条の2第2項第2</u>号および第19条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料の支給日(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和32年福井県人事委員会規則第1号)第22条第1項に規定する支給日をいう。以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに<u>第3条第1項</u>の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 · 3 (略)

4 条例第11条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、1箇月当たりの

(3) (略)

(支給日等)

第17条の2 通勤手当は、支給単位期間(<u>第4項各号に掲げる</u>通勤手当に係るものを除く。)または<u>当該各号</u>に定める期間(以下この条および第19条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給料の支給日(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和32年福井県人事委員会規則第1号)第22条第1項に規定する支給日をいう。以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに<u>第3条</u>の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 · 3 (略)

4 条例第11条第6項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げ

運賃等相当額等(第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第11条第2項第2号に定める額(第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。)および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第18条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第11条第6項の人事委員会規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

(支給の始期および終期)

- 第18条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、または死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、または死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 2 (略)

(返納の事由および額等)

る通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分 に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第11条第2項 第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く 。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超える ときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のう ち最も長い支給単位期間
- (2) 職員が条例第11条第2項第1号および第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額および同号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当で係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
- (3) 職員が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第11条第4項第1号に規定する1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第18条の2第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期および終期)

- 第18条 通勤手当の支給は、職員に新たに条例第11条第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、または死亡した場合においては、それぞれの者が退職し、または死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 2 (略)

(返納の事由および額等)

## 第18条の2 (略)

- 2 条例第11条第7項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等または新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等および新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号または第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等および新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等および特別料金等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)
- (2) 1箇月当たりの<u>通勤手当算出基礎額が15万円</u>を超えていた場合 <u>15万</u>円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額または前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等および新幹線鉄道等についての払戻金相当額の合計額ならびに人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

### 第18条の2 (略)

- 2 <u>普通交通機関等に係る通勤手当に係る</u>条例第11条第7項の人事委員会規則 で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とす る。
  - (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額および条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が5万5,000円以下であった場合前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第1号、第3号または第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)
- (2) 1箇月当たりの<u>運賃等相当額等が5万5,000円</u>を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア イに掲げる場合以外の場合 1箇月当たりの運賃等相当額に事由発生月 の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額と5万 5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの 月数を乗じて得た額との差額の2分の1に5万5,000円に事由発生月 の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額を加算 した額または前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻 金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月で ある場合にあっては、零)
  - イ 第17条の2第4項第1号または第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 1箇月当たりの運賃等相当額等に事由発生月の翌月から同項第1号もしくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数(以下この号において「残月数」という。)を乗じて得た額と5万5,000円に残月数を乗じて得た額との差額の2分の1に5万5,000円に残月数を乗じて得た額を加算した額またはその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額および人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

3 条例第11条第7項の規定により職員に<u>前項</u>に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、<u>人事委員会の定めるところにより</u>当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

- 第18条の3 条例第11条第8項の人事委員会規則で定める期間は、普通交通 機関等または新幹線鉄道等にあっては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める期間、駐車場等にあっては1箇月とする。
  - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等または新幹線鉄道等 当該普通交通機関等または新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間(新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に

3 新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る条例第11条第7項の人事委員会規則で 定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする

- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る新幹線鉄道等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等)、同項第1号、第3号または第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)
- (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額または第1項各号に掲げる事由に係る新幹線鉄道等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)
  - イ 第17条の2第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2 万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数 を乗じて得た額またはその者の利用するすべての新幹線鉄道等についての 払戻金2分の1相当額および人事委員会の定める額の合計額のいずれか低 い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)
- 4 条例第11条第7項の規定により職員に<u>前2項</u>に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給料の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給料の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

- 第18条の3 条例第11条第8項の人事委員会規則で定める期間は、普通交通 機関等または新幹線鉄道等にあっては次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める期間、駐車場等にあっては1箇月とする。
  - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等または新幹線鉄道等 当該普通交通機関等または新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間(新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給され

係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券 および新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける 当該普通交通機関等にあっては、当該新幹線鉄道等<u>の利用に係る特別料金等</u> に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間)

(2) (略)

2 (略)

ている場合であって、普通交通機関等に係る定期券および新幹線鉄道等に係 る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあ っては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期 間)

(2) (略)

2 (略)

様式第1号および様式第2号を次のように改める。

	)	通	勤	届	年 月	日提出		
			勤 務 公		<del>+</del> 1	口伊出		
		様	所 在	地				
職			氏名·職	員番号			通勤経路の略図(経路朱線)	
住 居				l .			※駐車料金等に係る通勤手当の支給を申請する場合は、駐車場等の位置が明確に分かるように記入すること	
通勤手当の支給に関する	規則第3条の規定に基づき通勤	助の実情を届け出ます						
□ 2 住居の変更(転居日: □ 3 通勤経路または方法。 □ 4 運賃等の負担額の変! □ 5 その他( 通勤手当支給要件等の確 □ 交通機関等を利用しない	の変更 更	給要件の喪失等 (象外) と場合の通勤距離が片道	・2 km以上(※右欄に路	□ 直前の届出の区間と同一 (該当する区間に係る順覧 届出の理由が生じ。	<ul><li>格欄の□にレ印を付</li><li>た日 年</li><li>徒歩による距</li></ul>	月旦		
路通勤方法の	別区	Ħ	距 離 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	· 万要 時 間乗車券等の種	左欄の乗車券等 額	の備考		
		<b></b> (曲) まで	, km	0	104			
1 🗆			( , km)	77		FI FI		
2 🗆		(組) まで	( , km)	分		Ħ		
3 🗆	から( 経	(抽) まで	. km ( . km)	分		Ħ		
4 🗆	から( 経	(油) まで	. km ( . km)	分		Ħ		
5 🗆		を由) まで	, km (, km)	分		Ħ		
居から動務公署まで 短経路における距	この 直離 住 居 から( 経	亜由) 勤務公署 まで	. k m				1 1	
記入上の注意			総通勤距離	. km総所要時	間	Δ.		
態様の変更(交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の 3 住居から駐車場までの駐 4 「通動方法の別」欄には 「乗車券等の種類」欄に 6 「左欄の乗車券等の額」 7 往路と復路が異なる場	3 から普通動場合よどはスケムの実質・) による 3 から普通動場への変更等)による の適動経路における距離と記えする 目離よりも住居から動務公署までの ま、通動の順路に従い後歩、自転車 には、通動に使用する乗車券等 (党 欄には、通助に使用する乗車券等 をしば、通常と関係との単し、 更がある場合は、変更内容に関係	負担額の変更を含む。 5。通勤経路が最短経路 距離の方が短い場合は は、自動車、鉄道路線名 更期券の期間、回数券の がの額を記入する。 を記入する。	ではない場合は、最 、「住居から勤務公等の別を記入する。 枚数、乗車券の種別	署までの最短経路における距  )を記入する。	内に記入する。			
郷様の変更(交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の 3 住居から駐車場までの最 4 「適動方法の別」欄には 5 「乗車券等の種類」櫃に 6 「左欄の乗車券等の額」 7 往路と復路が異なる場 3 一車場等利用者 バーク&ライドまたは交通用具の	から普通勤務への変更等)による  3通動経路における距離を記入する  2通載的順路に従い接歩。自転車  は、通動に使用する乗車券等  た機には、通動に使用する乗車券等  位機には、通動に使用する乗車券等  合は、「備考」欄にその旨と理由・  更がある場合は、変更内容に関係。	負担額の変更を含む。 。 適勤経路が最短経路  乃距離の方が短い場合は  江、自動車、鉄道路線  近、自動車、鉄道路線  近期券の期間、回数券の  が額を記入する。  を記入する。  のない事項の記入を省略	ではない場合は、最 「住居から勤務公 等の別を記入する。 枚数、乗車券の種別 各することができる。	短経路における距離を ( )) 署までの最短経路における距) )を記入する。	内に記入する。 離」欄に記載する。			
趣様の変更(交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の 3 住居から駐車場までの記 4 「通動方法の別」欄には 5 「乗車券等の額」 7 往路と復路が異なる場 3 通動の実情の一部に変 車場等利用者 バークなライドまたは交通用具の ※利用料をについてはバークを 1 報 等	から普通勤務への変更等)による  の適動経路における距離を記入する  距離よりも住居から勤務公書までの  は、通動の順路に従い境歩、自転率  には、通動に使用する乗車券等  機には、通動に使用する乗車券等  合は、「備考」欄にその旨と理由・ 更がある場合は、変更内容に関係。  のみの通動手段において駐車場等を利用  ライド利用者のみ記入	負担額の変更を含む。 。 適勤経路が最短経路  乃距離の方が短い場合は  江、自動車、鉄道路線  近、自動車、鉄道路線  近期券の期間、回数券の  が額を記入する。  を記入する。  のない事項の記入を省略	ではない場合は、最 「住居から勤務公 等の別を記入する。 枚数、乗車券の種別 各することができる。	短経路における距離を ( )) 署までの最短経路における距) )を記入する。	内に記入する。 離」欄に記載する。 のために記入)			
郷様の変更(交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の 3 住居から駐車場までの3 住居から駐車場までの4 4 「通動方法の別」欄には 5 「乗車券の種類」欄には 6 「左欄の乗車券等の額」 7 往路と復路が異なる場 通動の実情の一部に変: 車場等利用者 バーク&ライドまたは交通用具の ※利用をについてはバーク&ラ の名称 9 駐車場等 9 駐車場等	から普通動務への変更等)による  2過剰経路における距離を記入する  20億量よりも住居から動務公署までの  30億円する乗車券等  20億円する乗車券等  20億円を乗車券等  20億円を乗車券等  20億円を乗車券等  200円を開係。  200円を開係。  200円を開係。  200円を開係。  200円を開発。  200円を開発を開発。  200円を開発を開発を開発。  200円を開発を開発を開発。  200円を開発を開発を開発を開発を開発。  200円を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を	負担額の変更を含む。 。 適勤経路が最短経路  乃距離の方が短い場合は  江、自動車、鉄道路線  近、自動車、鉄道路線  近期券の期間、回数券の  が額を記入する。  を記入する。  のない事項の記入を省略	ではない場合は、最 「住居から勤務公 等の別を記入する。 枚数、乗車券の種別 各することができる。	短経路における距離を ( ) 署までの最短経路における距 ) を記入する。	内に記入する。 離」欄に記載する。 <sup>変のために記入)</sup> 利用料金	Ħ		
趣様の変更 (交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の 3 住居から駐車場までの第 4 「通動方法の別」欄には 5 「乗車券等の種類」欄には 6 「左欄の乗車券等の額」 7 往路と復路が異なる場 1 強動の実情の一部に変: 車場等利用者 バークなライドまたは交通用具の ※利用料金についてはバークを・ 1 の 名 巻 2 駐車場等 の 名 巻 5 駐車場等 の 名 巻	から普通動務への変更等)による  の過剰経路における距離を記入する  距離よりも住居から動務公署までの  は、通動の順路に従い徒歩、自転車  欄には、通動に使用する乗車券等  位、通動に使用する乗車券等  合は、「備考」欄にその旨と理由・ 更がある場合は、変更内容に関係の  のみの通動手限において駐車場等を利用  ライド利用者のみ記入  「在地 」  不在地  たは第5項の規定の適用を受け	負担額の変更を含む。 適動経路が最短経路が最短経路が 距離の方が短い場合は は、自動車、鉄道路線名 かの額を記入する。 を記入する。 を記入する。 のない事項の記入を省略 引する場合に記入する。 ※前 が が が が が が が が が が が が が	ではない場合は、最な、「住産から勤務公、「住産から勤務公等の別を記入する。 等の別を記入する。 枚数、乗車券の種別 名することができる。 の着は支給対象、後者は 等利用者)	短経路における距離を ( ) 著までの最短経路における距 ) を記入する。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	内に記入する。 離」欄に記載する。 <sup>変のために記入)</sup> 利用料金			
郷様の変更(交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の距 3 住居から駐車場までの3 住居から駐車場までの間 5 「乗車券の種類」概には 6 「左欄の乗車券等の額」 7 往路と復路が異なる場 3 通動の実情の一部に変 車場等利用者 バーク&ライドまたは交通用具の ※利用をについてはバーク&ラ 0 名 場 1 関動等に仕手囲にしては 1 異動等に手間をしている。 4 条第 4 項ま、 1 2 単身最もとの能 2 か 一部に変 2 数 単身を 4 年間を 5 上記3または4たる職 6 要件の確認 3 新幹終鉄造等を利用しない 3 新幹終鉄造等を利用しない 3 新幹終鉄造等を利用しない 3 新幹終鉄造等を利用しない	から普通動務への変更等)によるする 過剰経路に対ける距離を出りる原理を出り には、通動に使用する乗車等等 は、通動に使用する乗車等等 には、通動に使用する乗車等等 では、通動に使用する乗車等等 では、通動に使用する乗車等等 では、通動に使用する乗車等等 のみの通動手段において駐車場等を利用 ライド利用者のみ起入 所 在 地 所 在 地 たは第 5 項の規定の適用を受け 阻避となったことにより新幹線鉄 でいた職員で、配偶をと同動が困難となった。 とにより、通動が困難となった。 により、通動が困難となった。 により、通動が困難となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 にいる、通過がは関連となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通動が国難となった。 には、通過がは、通過をなる。 には、通過がは、通過をなる。 には、通過がは、通過をなる。 には、通過がは、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、通過をなる。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	負担額の変更を含む。 。運動経路が短い場合を 距離の方が取い場合を に、自動車、鉄道路線名 は、自動車、鉄道路線名 にのない事項の記入を省略 は、自動車を を記入する。 のない事項の記入を省略 は、自動車を は、自動車を は、自動車を は、自動車を は、自動車を は、自動車を がいる。 がは がいる。 がは がいる。 がは がいる。 がは がいる。 がは がいる。 がは がいる。 がしる。 がいる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 がしる。 は、 がしる。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ではない場合は、最な、「住居から勤務公等の別を記入する。 特の別を記入する。 枚数、乗車券の種別 あすることができる。 か者は支給対象、後者は なった職員(新採用等 よより新幹線鉄道等等 上より新幹線鉄道等等 り 上上もしくは通勤時間で定 上上もしくは通勤時間で定	短経路における距離を ( ) 署までの最短経路における距 ) を記入する。 主 東 場 等 の 利	内に記入する。 難」欄に記載する。 窓のために記入) 利 用 料 金 利 用 料 全	PI PI		
郷様の変更(交替制動務) 2 「距離・構化は、実際の3 住居から駐車場よでの距4 「通動方法の別」欄には、第一個には、1 「乗車等の種類」欄には 「右右側の乗車等等の種類」欄には 「右右側の乗車等の種」 往路と復路が異なる場。 通動の実情の一部に変・ 東場等利用者 ボークをライドまな注流通用の2 ※別用料金にかてはボークを 1	から普通動務への変更等)によるする 通動経路に対ける距離を出する には、通動に使用する東車等で、 は、通動に使用する東車等で、 標には、通動に使用する東車等で、 標には、通動に使用する東車等で、 標には、通動に使用する東車等等で、 では、通動に使用する東車等等で、 では、通動がに使用する東車等等で、 では、通動に使用する東車等等で、 では、通動が区間をである場合は、「電子」を利用をのが、 所在地 たは第5項の規定の適当用を移線を 大とは第5項の規定の適当用を移線を でいた職員で、配偶をと同居がし通動が区間とのでいた。 を関連となったとにより新りが困難となった。 にはいていた職員で、配属し、通動が区間との要件を欠くに至った。 に対していた職員で、配属し、通動が区間との要件を欠くに至った。 でいた場合においていた場合においていた。 でいた事員で、配属し、通動が区間との要件を欠くに至った。 の要件を欠くに至った。 での過動するものとした場合においていた。 の要件を欠くに至った。 の要件を欠くに至った。 の要件を欠り、 のを一年月日 の 住居	負担額の変更を含む。 、通動経路が最、場合は 、、通動経路が最、場合は 、、自動即は、鉄道図数券の を配入する。 を配入する。 を配入する。 のない事項の配入を省戦 関する場合に配入する。 が個数を記入する。 のない事項の配入を省戦 対策を利用することとを 動が困難となったことが 難となったこより 兼ととったにより またことにより またことにより またことにより またことにより またことであり は の関係を記入する。 ののない事項の配入を名戦 は 当等を利用することとと のが を記入する。 ののない事項の配入を名戦 は は は は は は は は は は は は は	ではない場合は、最小 、「住居から勤務公 等の別を記入する。 教数、乗車券の種別 8することができる。 参名は支給対象、後者は 等へた職幹線鉄道等・ なった職幹線鉄道等・ かり 上もしくは通勤時間で定 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	短経路における距離を ( ) 署までの最短経路における距 ) を記入する。 註 車 場 等 の 和 註 車 場 等 の 和 註 本 場 等 の 和 を合む。) 2 利用することとなった職員 となった職員 となった職員 が9 0 分以上であるもの める基準に照らして通動事情	内に記入する。 離」欄に記載する。 恋のために記入) 利 用 料 金 の改善に相当程度 年	円円		
郷様の変更(交替制動務) 2 「距離」構には、実際の3 住居から駐車場よでの距4 「通動方法の別」欄には ( 1	から普通動務への変更等)によるする 通動経路に対ける距離をよりも見種をよりもの理像とはいる  記載よりも住居から動務公署までのま、通動の順路に従い後歩。自転車等等( 機には、通動に使用する乗車等等(発機には、通動がに使用する乗車等等(発機により、通動が長において駐車場等を利用をのが通動手段において駐車場等を利用をのが通りを利用をのが通りを利用をある記入所を地域である。  「一大田瀬となったことによりを開発し通知が困難となったことにより、通動が困難となったとのに転居し、通動が困難となった。といるといるといる。  「一大田瀬となったことにより、通動が困難となった。といる。  「日本地」といる場合においる。  「日本地」といる。  「日本地」といる。	負担額の変更を含む。 、通動経路が最、場合は 、、通動経路が最、場合は 、、自動即は、鉄道図数券の を配入する。 を配入する。 を配入する。 のない事項の配入を省戦 関する場合に配入する。 が個数を記入する。 のない事項の配入を省戦 対策を利用することとを 動が困難となったことが 難となったこより 兼ととったにより またことにより またことにより またことにより またことにより またことであり は の関係を記入する。 ののない事項の配入を名戦 は 当等を利用することとと のが を記入する。 ののない事項の配入を名戦 は は は は は は は は は は は は は	ではない場合は、最小 、「住居から勤務公 等の別を記入する。 教数、乗車券の種別 8することができる。 参名は支給対象、後者は 等へた職幹線鉄道等・ なった職幹線鉄道等・ かり 上もしくは通勤時間で定 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	短経路における距離を ( ) 層までの最短経路における距離を ( ) 層までの最短経路における距 ・ 支給対象外であるが連動距離確認 ・ 駐車場等の 引 ・ 駐車場等の 引 ・ を含む。 ) ・ と含む。 ) ・ と名む。 ) ・ と名した。 ) ・ とるした、 ) ・ の ろととなった、 職員 ・ とることとなった  職員 ・ か の る 基準に照らして  通動事情 ・ り の 入 居 年 月 日 ・ も 所 へ の 入 居 年 月 日	内に記入する。 離」欄に記載する。 窓のために記入) 利 用 料 金 の改善に相当程度) 年 年	円 円 月 月 日 月 日	備考	
郷様の変更(交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の距 3 住居から駐車場までの3 住居から駐車場までの3 住居から駐車場までの3 住居から駐車場までの1 「	から普通動務への変更等)によるする 通動経路に対ける距離を出りる自動を公署までのま には、通動に使用する乗車等で、 は、通動に使用する乗車等で、 標には、通動に使用する乗車等等で、 標には、通動に使用する乗車等等で、 標には、通動に使用する乗車等等で、 標には、通動に使用する乗車等等で、 標には、通動に使用する乗車等等で、 標には、通動に使用する乗車等等で、 標には、通動に使用する乗車等等で、 標とは、通動に使用する乗車等等を利用 のかの通動手段において駐車場等を利用 テイド利用者のか記入 所在地 たは第5項の規定の適用を受鉄 でいた職員で、配偶者と同居が個 養育するために転居し通動が個 混動が「転員となったことにより新始を でいた職員で、配偶者と同居が低 でいた職員で、配偶者と同居が低 でいた職員で、配偶者と同居が低 でいた職員で、配偶者と同居が低 でいた職員で、配偶者と同居がでいた。 一方によるためにを記さい。 一方に表し、通動が個 によった。 によった。 のの要件を欠くに至った職員 いで通動するものとした場合におい での通動するものとりた場合におい での通動するものとした場合におい での通動するものとした場合におい での通動するものとした場合におい での通動するものとい、場合におい のの使し、 のを発音において、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが	負担額の変更を含む。 、運動経路が短知経路が短い場合を ・運動の方が、場合を ・運動の方が、場合を ・運動を ・運動を ・運動を ・運動を ・運動を ・運動が ・での ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・の ・	ではない場合は、最な、「住居から勤務公・等の別を記入する。等の別を記入する。教数、乗車券の種別をすることができる。 常名は支給対象、後者は ないた職員(新採用等との人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	短経路における距離を ( ) 層までの最短経路における距離を ( ) 層までの最短経路における距 ・ 支給対象外であるが適動距離確認 ・ 駐車場等の 8 ・ 駐車場等の 8 ・ 上を含む。) ・ と含む。) ・ と利用することとなった職員 ・ とって、企業員 ・ かりの分以上であるもの かる基準に照らして通動事情 の 1 住 所 へ の 入 居 年 月 日 ・ 単 組	内に記入する。 離」欄に記載する。 8のために記入) 利用料金 利用料金 「の改善に相当程度」 年 年	円 円 月 日 月 日	備考	
郷様の変更(交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の頂 3 住居から駐車場上欄には、実際の頂 4 「通動方法の別」欄には、実際の頂 4 「通動方法の別」欄には 6 「左聯の乗車券等の種類」欄には 6 「左聯の乗車券等の額」 7 左聯と復路が異なる場 8 通動の実情の一部に変 1 種事等 0 名 場 1 異動 等 1 異動者とついてはパークを 1 異事者を 1 異動者といいではパークを 2 世 年 場 5 年 日 第 日 1 と 5 年 日 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年	から普通動務への変更等)によるこ 過剰は対しる距離を出する距離よりも任居から動務公署までの 記 連載よりも任居から動務公署までの 記、通動の順路に従い徒歩。自転車・等や には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車が等 のみの通動手段において駐車場等を利用 のみの通動手段において駐車場等を利用 のみの通動手段において駐車場等を利用 のから過剰を欠め、 所在地	負担額の変更を含む。 。通動経路が短短経路が短い場合は、自動の方が、場合を記入する。 即側の方が、場合では、自動の間が、場合では、自動の間が、 即の個が、最近には、自動の間に、 かの個が、最近には、 は、自動の間に、 は、自動の間に、 は、自動の間に、 は、自動の間に、 は、自動の間に、 は、自動のに、 は、自動のに、 は、自動のに、 は、自動のに、 は、自動のに、 は、自動ので、 は、自動のでで、 は、自動のでで、 は、自動のでで、 は、自動のでは、 は、自動のでで、 は、自動のでで、 は、自動のでで、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでで、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ではない場合は、最な、「住居から勤務公、「住居から勤務公、「住居から勤務公、等の別を記入する。 等の別を記入する。 枚数、乗車券の種別 さすることができる。 6者は支給対象、後者は 等利用者) なった職員(新採用等 なった職員(新採用等を利用することがの数と選挙を利用することがの数と選挙を利用することがの数とがある。 上しくは通勤時間定 ※ 異勤等前。 ※ 異数等前。 ※ 表記経路による。) まで	短経路における距離を ( ) 常までの最短経路における距離を ( ) で書までの最短経路における距離 支 本 場 等 の 利	内に記入する。 離」欄に記載する。 8のために記入) 利用料金 利用料金 年年 所要時	円 円 円 月 日 月 日 分	備考	
無様の変更 (交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の頂 4 「通動力法の別」機には 4 「通動力法の別」機には 4 「通動力法の別」機には 5 「乗車券の種類」欄には 6 「左欄の乗車券等の種類」欄に 6 「左欄の乗車券等の網」 4 路をと復路が異なる場。 通動の実情の一部にで 1 日本 1 日	から普通動務への変更等)によるこ 過剰経路における距離を出まての には、通動に使用する乗車等等( には、通動に使用する乗車等等( には、通動に使用する乗車等等( 機には、通動に使用する乗車等等( 機には、通動に使用する乗車等等( のよの通動手段において駐車場等を利用 のみの通動手段において駐車場等を利用 のおの通動手段において駐車場等を利用 をは第5項の規定の適用を突動 所在地 所在地 所在地 所在地 所在地 所在地 所在地 所在地	負担額の変更を含む。 。運動経路が短短経路が短い場合は、自動の方が、場合を記入する。 即側の方が、場合では、自動の場合では、自動の方が、場合では、自動の方が、 即の個が、直数券のののにした。 を記入する。 のない事項の記入を名略 引する場合に記入する。 ※値 関手を利用することととは 動が困難となったことに 難となったことにより身 をことにより 動が困難が 60 0 km 以が 年 月 日 経路および方法等 (重 区 間 経由)	ではない場合は、最な、「住居から勤務な、「住居から勤務な、等の別を記入する。 等の別を記入する。 教数、乗車券の種別 さった職員(新採用等 なった職員(新採用等 なった職員(新採用等 こより新幹線鉄道等 )) 上人事委員会規則で定 ※ 異勤 等 前 3 ※ 異数 数等 前 3 ※ 異数 数等 前 3 ※ 異数 数等 前 3 ※ 異数 数 等 前 3	短経路における距離を ( ) 層までの最短経路における距離を ( ) を記入する。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	内に記入する。 離」欄に記載する。 恋のために記入) 利用料金 利用料金 の改善に相当程度) 年年 所要時	円 円 円 円 円 日 日 日 個 考 分 分 分 分 カ	備考	
郷様の変更(交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の頂 3 住居から駐車場は個には、実際の頂 4 「通動方法の別」個には 5 「乗車等の種類」個には 6 「左欄の乗車等の種類」イ 7 往路と復路が異なる場 3 通動の実情の一部に変 車場等利用者 バーク&ライドまたは交通用具 ※利用料金についてはバークを 1 の 名 場 1 異 事等 の 名 場 1 異 事等 の 名 名 を 場 1 異 事等 に伴い、通動的 2 車 単母格とでいてはバークを 1 異 事等 に伴い、通動的 2 も 車 場等 の 名 名 場 5 本 の 質 ま 2 本 の 質 要 3 新幹幹線鉄道等を利用しない (新幹線鉄道等を利用しない (新幹線鉄道等を利用しない (新幹線鉄道等を利用しない (新幹線鉄道等のもれるもの 類 五 要 の 更 更	から普通動務への変更等)によるこ 過剰は対しる距離を出する距離よりも任居から動務公署までの 記 連載よりも任居から動務公署までの 記、通動の順路に従い徒歩。自転車・等や には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車等等(注 欄には、通動に使用する乗車が等 のみの通動手段において駐車場等を利用 のみの通動手段において駐車場等を利用 のみの通動手段において駐車場等を利用 のから過剰を欠め、 所在地	負担額の変更を含む。 。通動経路が短短経路が短い場合は、自動の方が、場合を記入する。 即側の方が、場合では、自動の間が、場合では、自動の間が、 即の個が、最近には、自動の間に、 かの個が、最近には、 は、自動の間に、 は、自動の間に、 は、自動の間に、 は、自動の間に、 は、自動の間に、 は、自動のに、 は、自動のに、 は、自動のに、 は、自動のに、 は、自動のに、 は、自動ので、 は、自動のでで、 は、自動のでで、 は、自動のでで、 は、自動のでは、 は、自動のでで、 は、自動のでで、 は、自動のでで、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでで、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、自動のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	ではない場合は、最な、「住居から勤務公、「住居から勤務公、「住居から勤務公、等の別を記入する。 等の別を記入する。 枚数、乗車券の種別 さすることができる。 6者は支給対象、後者は 等利用者) なった職員(新採用等 なった職員(新採用等を利用することがの数と選挙を利用することがの数と選挙を利用することがの数とがある。 上しくは通勤時間定 ※ 異勤等前。 ※ 異数等前。 ※ 表記経路による。) まで	短経路における距離を ( ) 円 響までの観知経路における距離を ( ) と記入する。  ・ 支給対象外であるが通動距離確認 ・ 駐車場等の 別・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	内に記入する。 離」欄に記載する。 恋のために記入) 利用料金 利用料金 「の改善に相当程度 年年 所 要 時	円 円 円 月 月 日 日 月 月 日 分 分 分	備考	
郷様の変更(交替制動務) 2 「距離」欄には、実際の距 3 住居から駐車場までの3 住居から駐車場までの3 住居から駐車場までの3 住居から駐車場までの1 「	から普通動務への変更等)による。 過離よりも任他にから動務公署ままでの に 通動が関路に従い徒歩。自転車 個には、通動に使用する乗車等等 (	負担額の変更を含む。 。運動経路が短短経路 ・運動の方が、場合を ・運動の方が、場合を ・運動の方が、場合を ・運動の方が、場合を ・運動が、 ・運動が、 ・運動が困難となったことに ・運動が困難となったことにより ・変が困難となったことにより を記入する。 ・運動が困難となったことにより を記入する。 ・運動が困難となったことにより を記入する。 ・運動が困難となったことにより を記入する。 ・運動が困難となったことにより を記入する。 ・運動が困難となったことにより を記入する。 ・運動が困難となったことにより を記入する。 ・運動が困難となったことにより を記入する。 ・運動を利用することとにより を記入する。 ・運動を を記入する。 ・運動を を記入する。 ・運動を ・運動を ・運動が困難が ・のののに ・のののに ・ののに ・ののに ・ののに ・のののに ・のののに ・のののに ・のののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・ののに ・のののに ・ののに ・のののに ・のののに ・のののののののののの	ではない場合は、最な、「住居から勤務な、「住居から勤務な、等の別を記入する。教教、乗車券の種別別を記入する。教教、乗車券の種別のできる。 参名は支給対象、後名は支給対象、後名は支給対象、後名は支給対象、後名は支給対象、後名は支給対象、道等として、以前の対象が通常を利用することとのよう。  上人事委員会規則で定  「「「「「「「「「」」」 「「「」」 「「」」 「「」」 「「」」 「「	短経路における距離を ( ) 層までの最短経路における距離を ( ) を記入する。  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	内に記入する。 離」欄に記載する。 恋のために記入) 利用料金 利用料金 「の改善に相当程度」 年年 所要時	円 円 円 円 円 日 日 日 個 考 分 分 分 分 カ	備考	

様式第2号(第4条関係)

通 勤 認 定 簿 手 当 事実発生年月日 年 月 日 職員番号 所属 氏名 出 年 月 日 年 月 日 □交替制勤務に従事する職員等のうち回数券等を使用し 平均1箇月当たりの通勤所要回数 口 て利用する交通機関等がある者 理 年 月 日 年 月 算出の基礎となる 定期券 月 順普通交通機関等 回数券 1 箇月当たりの | 普通交通機関等の | 取扱者 運賃等の額の算出基礎 運賃等相当額 考 (支給月に○印を付す。) その他 運賃等相当額認 路 普通交通機関 定 期 間 確認 (毎月の場合は省略可) 利用区間 の別 等の名称 年 月から 2 3 4 5 6 円 箇月) 年 月まで 8 9 10 11 12 改 年 月から 2 3 4 5 6 円 正 箇月) 年 普 月まで 8 9 10 11 12 年 月から 2 3 4 5 通 2 円 箇月) 年 月まで 7 8 9 10 11 12 交 改 通 年 月から 2 3 4 5 円 機 正 箇月) 年 月まで 8 9 10 11 12 関 年 月から 3 4 5 3 円 等 箇月) 年 月まで 8 9 10 11 12 利 改 年 月から 2 3 4 5 円 用 正 箇月) 年 月まで 8 9 10 11 12 者 年 月から 2 3 4 5 6 4 円 箇月) 年 月まで 7 8 9 10 11 12 年 1 2 3 4 5 6 改 円 月から 円 正 箇月) 年 月まで 7 8 9 10 11 12 1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額 円 年 月 日改正 円 年 月 日改正 円 年 月から 円 自動車等の額(条例第11条第2項第2号 (交通用具の種類 年 月まで または条例附則第11項および第12項) (使用距離 改 年 月から km) 円 正 年 月まで 普通交通機関等と自動車等との併用者 1箇月当たりの運賃等相当額と 円 年 月 日改正 円 年 月 日改正 円 規則第8条の3 □第1号 □第2号 □第3号 | 自 動 車 等 の 額 と の 合 計 額

※運賃等の額に改定があった場合における	5 「普)	通交通	機関等	の認知	它期間_	」のし		年	月ま	「で」	は、改定があった月(定	明券の通用	期間中では	らると	きは、支	於給単位	期間等に係ん	る最後の月)	を記入	する。
駐車料金等相当額(条例第11条第3項)	駐	車	料	金	等	の	算	出	基	礎	1 箇月当たりの 駐車料金等相当額 (上限3,000円)	駐車料部	金等相当得 期	額の間	取扱者 確 認		給	月	備	考
											円	年年	1114 )							

	順	算出の 新幹級 新幹線鉄道名	きの	ź な る 道 等 削用区間	回	期 券 券 他 別	特別料	金等の智	額の算出基礎	特別	料金等机	目当額	1 箇月当たり 特別料金等相当		新幹線鉄道認定期		取 扱 者確 認		給 月に○印を の場合は <sup>を</sup>		備	考
新	1										(	円 箇月)		円		月から 月まで		1 2 7 8	3 4 9 10	5 6 11 12		
幹線鉄	改正										(	円 箇月)		円		月から 月まで		1 2 7 8	3 4 9 10	5 6 11 12		
道等利	2										(	円 箇月)		円		月から 月まで		1 2 7 8	3 4 9 10	5 6 11 12		
用者	改正										(	円 箇月)		円		月から 月まで		1 2 7 8	3 4 9 10	5 6 11 12		
								1	箇月当たり0	D特別料金	È等相当額σ	合計額		円	年 月	日改正		円年	月	日改正		円
自動	動車等	たりの運賃 の額および 額の合計額	1 箇月	当たりの	特別彩			15万	i円× [	í	箇月]											
		4月	5月	6	月	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2,5	3月	任命	権者の確	認決定	(改定)	欄	備	考
支約	合額	円		円	円		円	円	円	円	円	F	円 円		H H	職氏名	年	月	日			
		第11条第 該当(□ 非該当			亥当			返 規則第	納 事 ;18条の2		返納事由発生年月		象普通交通機関幹線鉄道等		払戻金相当	当額σ	)算出基础	並 払 戻	金相当	額 確	及 者 認	備考
		理由:					1		1号 □ 第	第3号 第4号										円		
決定		の額の決定 条例第11条第 条例第11条第					2		1号 □ 第	第3号 第4号										円		
事項		□規則第8条 (通勤所要回	€の2 □数 回	1)			3	□ 第□ 第		第3号 第4号										円		
	ڊُل ا	<ul><li>条例第11条第</li><li>□規則第8第</li><li>(通勤所要回</li></ul>	€の2 □数 □	3号			4	□ 第□ 第												円		
		□規則第8第 □第1号 □ 条例第11条第	]第2号	□第3号									等相当額の合計額が 数と人事委員会の定		月(	(算出基	礎)			円		
		条例第11条第 条例第11条第						(算出基础							月(	算出基	礎)	1 1 1 1 1		円		

<sup>※</sup>特別料金等の額に改定があった場合における「新幹線鉄道等の認定期間」の「 年 月まで」は、改定があった月(定期券の通用期間中であるときは、支給単位期間等に係る最後の月)を記入する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 (福井県職員等の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 福井県職員等の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和5年福井県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後
(	施行期日)
1	(略)
(	(定義)
2	(略)
(	福井県職員等の定年等に関する条例施行規則の一部改正に伴う令和4年改正
定	2年条例附則第2条第1項の規定による勤務の延長に関する経過措置)
3	(略)
(	(令和4年改正定年条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職および
職	員)
4~	6 (略)
(	(暫定再任用に関する経過措置)
7~	10 (略)
(	(令和4年改正定年条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の
職	ならびに人事委員会規則で定める者および定年前再任用短時間勤務職員)
	~13 (略)
(	(福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
	. 15 (略)
	福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措
置	
	・17 (略)
	(給料の調整額の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
	~20 (略)
	(通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
2 1	William To Celectiff High Star Control of the Contr
紿	i与に関する条例第11条第1項第1号または第3号に掲げる職員であって、

第5条の規定による改正後の通勤手当の支給に関する規則第17条第1項第1

改正前

(施行期日)

附 則

1 (略)

(定義)

2 (略)

(福井県職員等の定年等に関する条例施行規則の一部改正に伴う令和4年改正 定年条例附則第2条第1項の規定による勤務の延長に関する経過措置)

3 (略)

(令和4年改正定年条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職および 職員)

4~6 (略)

(暫定再任用に関する経過措置)

 $7 \sim 10$  (略)

(令和4年改正定年条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職ならびに人事委員会規則で定める者および定年前再任用短時間勤務職員)

11~13 (略)

(福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

14.15 (略)

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

16・17 (略)

(給料の調整額の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

18~20 (略)

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

21 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員のうち、福井県一般職の職員等の 給与に関する条例第11条第1項第1号または第3号に掲げる職員であって、 第5条の規定による改正後の通勤手当の支給に関する規則第17条第1号に規 号に規定する常例にあるものは、同条例第11条第5項の同条第4項の規定に よる通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる人事委員会 規則で定める職員とする。

(1) 令和3年改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項または第 7条第1項の規定による採用をされたこと。

(2) 令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項または第 7条第3項の規定による採用をされたこと。

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置) 22 (略)

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

23 (略)

24 (略)

25 (略)

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

定する当該事中の発生の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利 用が同規則第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資す るものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担す ることを常例とするものは、同条例第11条第5項の同条第4項の規定による 通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる人事委員会規則 で定める職員とする。

- (1) 令和3年改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項または第 7条第1項の規定による採用(令和5年旧法第28条の2第1項の規定によ り退職した日(令和5年旧法第28条の3または令和3年改正法附則第3条 第5項もしくは第6項の規定により勤務した後退職した日および令和5年旧 | 法第28条の4第1項、第28条の5第1項、第28条の6第1項もしくは 第2項または令和3年改正法附則第4条第1項、第5項第1項または第6条 第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。) の翌日における ものに限る。)をされたこと。
- (2) 令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項または第 7条第3項の規定による採用(地方公務員法第28条の6第1項の規定によ り退職した日(同法第28条の7第1項または第2項の規定により勤務した 後退職した日および同法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項ま たは令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項または 第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日に おけるものに限る。)をされたこと。
- 22 令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項もしくは第4項、第6条 第2項または第7条第3項もしくは第4項の規定により採用され勤務した後退 職した日の翌日に地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項 もしくは第2項の規定により採用された職員に対する第5条の規定による改正 後の通勤手当の支給に関する規則第17条の規定の適用については、同条第1 号ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日および地方公務員法の一部を 改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第2項、第5条第3項もし くは第4項、第6条第2項または第7条第3項もしくは第4項の規定により採 用され勤務した後退職した日」とする。

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

23 (略)

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

24 (略)

25 (略)

26 (略)

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

26 (略) 27 (略) (福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経 (福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経 過措置) 過措置) 28 (略) 27 (略) 29 (略) 28 (略) (福井県職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置) (福井県職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置) 29 (略) 30 (略) 30 (略) 3 1 (略) 32 (略) 31 (略) 32 (略) 33 (略)

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第14号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和44年福井県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

#### 改正後

(経験年数を有する者の号給)

第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号または第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあっては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第8第1号の表Ⅱ欄の上段に掲げる号給数(第39条の2に規定する職員にあっては、別表第8第2号の表Ⅱ欄に掲げる号給数)を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすること

改正前

(経験年数を有する者の号給)

第15条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第12条第1項の規定による号給(前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号または第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して各任命権者が相当と認める年数を除く。)の月数にあっては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に別表第8に定める昇給号給数表のⅡ欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(人事委員会の定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。

ができる。

(1)~(4) (略)

2 (略)

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第39条 (略)

(昇給号給数の抑制に係る職務の級の特例)

第39条の2 給与条例第4条第9項に規定するもののほか、行政職給料表の適 用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの、警察職給料表の適用を 受ける職員でその職務の級が9級であるもの、研究職給料表の適用を受ける職 員でその職務の級が5級であるものおよび医療職給料表(1)の適用を受ける職員 でその職務の級が4級であるものの給与条例第4条第7項の規定による昇給は 、同項に規定する期間の全部を特に良好な成績で勤務した場合に限り行うもの とする。

(研修、表彰等による昇給)

第40条 (略)

(隆号)

- おけるその者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め る号給とする。
- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 降号した日の前日に受けていた号給より2 号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給 の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給)
- (2) 第39条の2に規定する職員 降号した日の前日に受けていた号給より1 号給下位の号給

別表第4 経験年数換算表(第7条関係)

J			
	経	換算率	
	国、地方公共団体、旧	職員としての職務にそ	100/100
	公共企業体、政府関係	の経験が直接役立つと	
	機関、外国政府または	認められる職務に従事	
	民間における企業体、	した期間(常時勤務に	
	団体等の職員等として	服する者として職務に	
	の在職期間	従事した期間またはこ	

(1)~(4) (略)

2 (略)

(昇給号給数の抑制に係る年齢の特例)

第39条 (略)

(研修、表彰等による昇給)

第40条 (略)

(隆号)

第42条の2 給与条例第4条の2第3項の規定により職員を降号させる場合に|第42条の2 給与条例第4条の2第3項の規定により職員を降号させる場合に おけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より2号給下位の 号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の 号給である場合にあっては、当該最低の号給)とする。

別表第4 経験年数換算表(第7条関係)

経	換算率	
国家公務員、地方公務 員または旧公共企業体 、政府関係機関もしく は外国政府の職員とし ての在職期間	職員の職務とその種類 が類似する職務に従事 した期間	100/100以下

	れに準ずる期間に限る				
	<u>。)</u> その他の期間	100/100以下		その他の期間	80/100以下(部
	( 0万円00万米川町			( ひ外回の分別印	内の他の職員との均衡
					を著しく失する場合は
					、100/100以下
					<u>)</u>
			日間にわけてる光井		100/1000
			民間における企業体、 団体等の職員としての	職員としての職務にそ の経験が直接役立つと	100/100以下
			在職期間	認められる職務に従事	
			<u></u>	<u>した期間</u>	
				その他の期間	80/100以下
学校または学校に準ずる		(略)	学校または学校に準ずる		(略)
間(正規の修学年数内の			間(正規の修学年数内の		
その他の期間	職員としての職務にそ	100/100以下	その他の期間	教育、医療に関する職	100/100以下
	の経験が直接役立つと			務等特殊の知識、技術	
	<u>認められる職務に従事</u>   した期間			または経験を必要とする際数に発表した期間	
	<u> </u>			<u>る職務に従事した期間</u>   で、その職務について	
				の経験が職員としての	
				職務に直接役立つと認	
				<u>められるもの</u>	
				技能、労務等の職務に	50/100以下(部
				従事した期間で、その	内の他の職員との均衡
				職務についての経験が	を著しく失する場合は
				職員としての職務に役	、80/100以下)
	スの他の知問	/m/z \		立つと認められるもの	(m&\
/±-±/ (m/z \	その他の期間	(略)	(世 <del>立</del> / mb \	その他の期間	(略)
備考(略)			備考(略)		

別表第5を次のように改める。

別表第5 修学年数調整表(第8条関係)

学歴区分	修学年数		基準学歴区分	
		大学卒 (16年)	短大卒	高校卒 (12年)
		(104)	(144)	(124)

博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年
修士課程修了	18年	+ 2年	+4年	+6年
専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+4年	+6年
大学6卒	18年	+ 2年	+4年	+6年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年
大学4卒	16年		+2年	+4年
短大3卒	15年	- 1年	+1年	+3年
短大2卒	14年	- 2年		+2年
短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+1年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+1年
高校3卒	12年	-4年	- 2年	
高校2卒	11年	- 5年	-3年	- 1 年
中学卒	9年	- 7年	-5年	-3年

### 備考

- 1 学歴区分欄および基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の 区分に対する加える年数または減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数 を示す。
- 3 級別資格基準表または初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が 掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄 の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表または初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数 とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学、歯学、薬学または獣医学に関する課程(修業年限4年のものに限る。)を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数および調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数および調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数および調整年数について人事委員会が別段の定めをした職員については、人事委員会が定める修学年数およ び調整年数をもって、この表の修学年数および調整年数とする。

別表第7および別表第8を次のように改める。

別表第7 昇格時号給対応表(第23条関係)

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給			昇	格後	の号	給		
nn に支げて いた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	2
3	1	1	1	1	1	1	1	3
4	1	1	1	1	1	1	1	4

5	1	1	1	1	1	1	1	5
6	1	1	1	1	2	1	1	5
7	1	1	1	1	3	1	1	5
8	1	1	1	1	4	1	1	5
9	1	1	1	1	5	1	1	5
10	1	1	1	2	6	1	1	
11	1	1	1	3	7	1	1	
12	1	1	1	4	8	1	1	
13	1	1	1	5	9	1	1	
14	1	1	1	6	10	1	1	
15	1	1	1	7	11	1	1	
16	1	1	1	8	12	1	1	
17	1	1	1	9	13	1	1	
18	1	1	1	10	14	2	1	
19	1	1	1	11	15	3	1	
20	1	1	1	12	16	4	1	
21	1	1	1	13	17	5	2	
22	1	2	2	14	18	6	2	
23	1	3	3	15	19	7	2	
24	1	4	4	16	20	8	2	
25	1	5	5	17	21	9	2	
26	1	6	6	18	22	10	3	
27	1	7	7	19	23	11	3	
28	1	8	8	20	24	12	3	
29	1	9	9	21	25	13	3	
30	1	10	10	22	26	13	4	
31	1	11	11	23	27	14	4	
32	1	12	12	24	28	14	4	
33	1	13	13	25	29	15	4	
34	2	14	14	26	30	15	4	
35	3	15	15	27	31	16	4	
36	4	16	16	28	32	16	4	
37	5	17	17	29	33	17	5	
38	6	18	18	30	34	17	5	
39	7	19	19	31	35	18	5	
40	8	20	20	32	36	18	5	
41	9	21	21	33	37	19	5	
42	10	22	22	34	37	19	5	
43	11	23	23	35	38	20	5	
44	12	24	24	36	38	20	5	
45	13	25	25	37	39	21	5	

46	14	26	26	38	39	21	5	1
47	15	27	27	39	40	21	5	
48	16	28	28	40	40	21	5	
49	17	29	29	41	41	22	5	
50	18	30	30	42	41	22	5	
51	19	31	31	43	42	22	5	
52	20	32	32	44	42	22	5	
53	21	33	33	45	43	23	5	
54	21	33	34	46	43	23		
55	22	34	35	47	44	23		
56	22	34	36	48	44	23		
57	23	35	37	49	45	23		1
58	23	35	37	50	45	23		
59	24	36	37	51	46	23		
60	24	36	38	52	46	23		1
61	25	37	38	53	46	23		
62	25	38	38	54	46	23		1
63	26	39	39	55	46	23		1
64	26	40	39	56	46	23		
65	27	41	39	57	46	23		
66	27	41	40	58	46	23		
67	28	42	40	59	46	23		
68	28	42	40	60	46	23		
69	29	43	41	60	47	23		
70	29	43	41	60	47	23		
71	29	44	41	60	47	23		
72	30	44	42	60	47	23		
73	30	45	42	61	47	23		
74	30	45	42	61	47	24		
75	31	45	43	61	47	24		
76	31	45	43	61	47	24		<u> </u>
77	31	45	43	61	47	24		<u> </u>
78	32	46	44	62	47	24		<u> </u>
79	32	46	44	62	47	24		<u> </u>
80	32	46	44	62	47	24		<u> </u>
81	33	46	45	63	48	25		<u> </u>
82	33	46	45	64	48			<u> </u>
83	33	47	45	65	48			<u> </u>
84	34	47	45	66	48			<u> </u>
85	34	47	46	67	49			<u> </u>
86	34	47	46	67				<u> </u>

87	35	47	46	68		
88	35	48	46	68		
89	35	48	47	69		
90	36	48	47	70		
91	36	48	47	71		
92	36	48	47	72		
93	37	49	47	73		
94		49	47	74		
95		49	47	75		
96		49	48	76		
97		49	48	77		
98		50	48			
99		50	48			
100		50	48			
101		50	48			
102		50	48			
103		51	49			
104		51	49			
105		51	49			
106		51	49			
107		51	49			
108		52	49			
109		52	49			
110		52				
111		52				
112		52				
113		52				
114		52				
115		52				
116		52				
117		53				
118		53				
119		53				
120		53				
121		53				
122		53				
123		53				
124		53				
125		53				

	斗表昇格時分	号給対応表						
昇格した日の			昇	格 後	の号	給		
前日に受けて いた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	1	1	1
11	3	1	1	1	3	1	1	1
12	4	1	1	1	4	1	1	1
13	5	1	1	1	5	1	1	1
14	6	2	1	1	6	2	1	2
15	7	3	1	1	7	3	1	2
16	8	4	1	1	8	4	1	2
17	9	5	1	1	9	5	1	2
18	10	6	1	1	10	6	2	3
19	11	7	1	1	11	7	3	3
20	12	8	1	1	12	8	4	3
21	13	9	1	1	13	9	5	4
22	14	10	2	1	14	10	6	4
23	15	11	3	1	15	11	7	4
24	16	12	4	1	16	12	8	4
25	17	13	5	1	17	13	9	4
26	18	14	6	1	18	14	10	4
27	19	15	7	1	19	15	11	4
28	20	16	8	1	20	16	12	5
29	21	17	9	1	21	17	13	5
30	22	18	10	2	22	18	14	5
31	23	19	11	3	23	19	15	5
32	24	20	12	4	24	20	16	5
33	25	21	13	5	25	21	17	5
34	26	22	14	6	26	22	18	5
35	27	23	15	7	27	23	19	5
36	28	24	16	8	28	24	20	5
37	29	25	17	9	29	25	21	5

38	30	26	18	10	30	26	22	5
39	31	27	19	11	31	27	23	5
40	32	28	20	12	32	28	24	5
41	33	29	21	13	33	29	25	5
42	34	30	22	14	34	30	25	5
43	35	31	23	15	35	31	26	5
44	36	32	24	16	36	32	26	5
45	37	33	25	17	37	33	27	5
46	38	34	26	18	38	34	27	
47	39	35	27	19	39	35	28	
48	40	36	28	20	40	36	28	
49	41	37	29	21	41	37	28	
50	42	38	30	22	42	37	28	
51	43	39	31	23	43	37	28	
52	44	40	32	24	44	38	28	
53	45	41	33	25	45	38	28	
54	46	42	34	26	46	38	28	
55	47	43	35	27	47	39	28	
56	48	44	36	28	48	39	28	
57	49	45	37	29	49	39	29	
58	50	46	38	30	50	40	29	
59	51	47	39	31	51	40	29	
60	52	48	40	32	52	40	29	
61	53	49	41	33	53	40	29	
62	54	50	42	34	54	40	29	
63	55	51	43	35	55	40	29	
64	56	52	44	36	56	40	29	
65	57	53	45	37	57	40	29	
66	58	54	46	37	58	40	29	
67	59	55	47	38	59	40	29	
68	60	56	48	38	60	41	30	
69	61	57	49	39	60	41	30	
70	62	58	49	39	60	41	30	
71	63	59	50	40	61	41	31	
72	64	60	50	40	62	41	31	
73	65	61	51	41	63	41	31	
74	66	62	51	42	64	41		
75	67	63	52	43	65	41		
76	68	64	52	44	66	41		
77	69	65	53	45	67	41		
78	69	66	54	46	68	41		

79	70	67	55	47	69	41	
80	70	68	56	48	70	42	
81	71	69	57	49	71	42	
82	71	70	58	49	72	42	
83	72	71	59	50	73	43	
84	72	72	60	50	74	43	
85	73	73	61	51	75	43	
86	74	74	62	51	76		
87	75	75	63	52	77		
88	76	76	64	52	78		
89	77	77	65	53	79		
90	78	78	66	53	79		
91	79	79	67	53	80		
92	80	80	68	54	80		
93	81	81	69	54	81		
94	82	82	70	54			
95	83	83	71	55			
96	84	84	72	55			
97	85	85	73	55			
98	86	86	74	56			
99	87	87	75	56			
100	88	88	76	56			
101	89	89	77	57			
102	90	89	78	58			
103	91	90	79	59			
104	92	90	80	60			
105	93	91	81	60			
106	93	91	82	60			
107	93	92	83	60			<u> </u>
108	94	92	84	60			_
109	94	93	85 8 <b>5</b>	60			_
110	94	94	85	60			<del>                                     </del>
111	95	95	86	60			<u> </u>
112	95	96	86	60			
113	95	97	87	61			<del>                                     </del>
114	96	98	87	61			<del>                                     </del>
115	96	99	88	61			<u> </u>
116	96	100	88	61			<del>                                     </del>
117	97	101	89	61			<del>                                     </del>
118	97	101	89	61			<del>                                     </del>
119	98	101	90	61			

			1	1		
120	98	102	90	61		
121	99	102	91	61		
122	99	102	91	61		
123	100	103	92	62		
124	100	103	92	62		
125	101	103	92	63		
126		104	92			
127		104	92			
128		104	92			
129		105	92			
130			92			
131			92			
132			92			
133			93			
134			93			
135			93			
136			93			
137			93			
138			94			
139			95			
140			96			
141			96			

ウ 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の		昇格後の号給	
昇格した日の 前日に受けて いた号給	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1

16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1
39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	25	1	6
47	26	1	7
48	26	1	8
49	27	1	9
50	27	1	9
51	28	1	10
52	28	1	10
53	29	1	11
54	29	1	11
55	30	1	12
56	30	1	12

57	31	1	13
58	31	1	13
59	32	1	14
60	32	1	14
61	33	1	15
62	33	1	15
63	34	1	16
64	34	1	16
65	35	1	17
66	35	1	17
67	36	1	17
68	36	1	18
69	37	1	18
70	37	2	18
71	38	3	19
72	38	4	19
73	39	5	19
74	39	6	
75	40	7	
76	40	8	
77	41	9	
78	41	10	
79	42	11	
80	42	12	
81	43	13	
82	43	14	
83	44	15	
84	44	16	
85	45	17	
86	45	18	
87	46	19	
88	46	20	
89	47	21	
90	47	22	
91	48	23	
92	48	24	
93	49	25	
94	49	26	
95	50	27	
96	50	28	
97	51	29	

98	51	30	
99	52	31	
100	52	32	
101	53	33	
102	53	33	
103	54	34	
104	54	34	
105	55	35	
106	55	35	
107	56	36	
108	56	36	
109	57	37	
110	57	37	
-	57	38	
111	57 57	38	
112			
113	58	39	
114	58	39	
115	58	40	
116	58	40	
117	59	41	
118	59	41	
119	59	41	
120	59	41	
121	60	41	
122	60	41	
123	60	42	
124	60	42	
125	61	42	
126	61	42	
127	61	42	
128	61	42	
129	61	43	
130	61	43	
131	62	43	
132	62	43	
133	62	43	
134	62	43	
135	62	44	
136	62	44	
137	63	44	
138	63	44	

139	63	44	
140	63	44	
141	63	44	
142	63	44	
143	64	44	
144	64	44	
145	64	44	
146	64	44	
147	64	44	
148	64	44	
149	65	45	
150	65	45	
151	66	46	
152	66	46	
153	67	47	

# 工 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の	叶衣( <i>2)</i> 并恰吁亏福刈心衣		
前日に受けて		昇格後の号給	
いた号給	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1

23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	37	1	1
47	38	1	1
48	38	1	1
49	39	1	1
50	39	1	1
51	40	1	1
52	40	1	1
53	41	1	1
54	41	1	1
55	42	1	1
56	42	1	1
57	43	1	1
58	43	1	1
59	44	1	1
60	44	1	1
61	45	1	1
62	45	2	2
63	46	3	3

64	46	4	4
65	47	5	4
66	47	6	4
67	48	7	4
68	48	8	4
69	49	9	5
70	49	10	5
71	50	11	5
72	50	12	5
73	51	13	5
74	51	14	6
75	52	15	6
76	52	16	6
77	53	17	6
78	53	18	6
79	53	19	7
80	54	20	7
81	54	21	7
82	54	22	7
83	55	23	7
84	55	24	7
85	55	25	8
86	56	26	8
87	56	27	8
88	56	28	8
89	57	29	9
90	57	30	9
91	58	31	10
92	58	32	10
93	59	33	11
94	59	34	
95	60	35	
96	60	36	
97	61	37	
98	61	38	
99	61	39	
100	61	40	
101	62	41	
102	62	42	
103	62	43	
104	62	44	

105	63	45	
106	63	46	
107	63	47	
108	63	48	
109	64	49	
110	64	49	
111	64	50	
112	64	50	
113	65	51	
114	65	51	
115	65	52	
116	65	52	
117	66	53	
118	66	54	
119	66	55	
120	66	56	
121	67	57	
122	67	57	
123	67	58	
124	67	58	
125	68	59	
126		59	
127		60	
128		60	
129		61	
130		61	
131		62	
132		62	
133		62	
134		62	
135		62	
136		62	
137		62	
138		62	
139		62	
140		62	
141		62	
142		62	
143		62	
144		62	
145		62	

146	62
147	62
148	62
149	62
150	62
151	62
152	62
153	63
154	63
155	63
156	63
157	64
158	64
159	64
160	64
161	65
162	65
163	66
164	66
165	67

才 研究職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて	<u> </u>	昇 格 後	の号給	
削りに受けて いた号給	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2

18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5
36	12	1	12	5
37	13	1	13	5
38	14	1	13	5
39	15	1	14	5
40	16	1	14	5
41	17	1	15	6
42	17	2	15	6
43	18	3	16	6
44	18	4	16	6
45	19	5	17	6
46	19	6	18	6
47	20	7	19	6
48	20	8	20	6
49	21	9	21	6
50	22	9	21	7
51	23	9	21	7
52	24	10	22	7
53	25	10	22	7
54	25	10	22	7
55	26	11	23	7
56	26	11	23	7
57	27	11	23	7
58	27	12	24	7

59	28	12	24	7
60	28	12	24	7
61	29	13	25	7
62	29	13	25	7
63	29	14	26	7
64	30	14	26	7
65	30	15	26	7
66	30	15	26	7
67	31	16	27	7
68	31	16	27	7
69	31	17	27	7
70	32	17	28	7
71	32	17	28	7
72	32	18	28	7
73	33	18	29	7
74	33	18	29	
75	34	19	29	
76	34	19	30	
77	35	19	30	
78	35	20	30	
79	36	20	31	
80	36	20	31	
81	37	21	31	
82	37	22		
83	38	23		
84	38	24		
85	39	25		
86	39	25		
87	40	25		
88	40	25		
89	41	26		
90	41	26		
91	42	26		
92	42	26		
93	43	27		
94	43	27		
95	44	27		
96	44	27		
97	45	28		
98	46	28		
99	47	28		

100	48	28	
101	49	29	
102	50	29	
103	51	29	
104	52	30	
105	53	30	
106	53	30	
107	53	30	
108	54	30	
109	54	31	
110	54	31	
111	55	31	
112	55	31	
113	55	31	
114	56	32	
115	56	32	
116	56	32	
117	57	32	
118	57	32	
119	58	33	
120	58	33	
121	59	33	

カ	医療職給料表	(1	) 昇格時号給対応表
//		١.	/ 71/10 10 / 7 / 10 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1

昇格した日の		昇格後の号給	
前日に受けていた号給	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1

16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	1	2	1
23	1	3	1
24	1	4	2
25	1	5	2
26	1	6	2
27	1	7	3
28	1	8	3
29	1	9	3
30	1	10	3
31	1	11	4
32	1	12	4
33	1	13	4
34	2	14	5
35	3	15	5
36	4	16	5
37	5	17	5
38	6	18	5
39	7	19	5
40	8	20	5
41	9	21	5
42	10	21	5
43	11	22	5
44	12	22	5
45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5

	-		
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

キ 医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の	4.X(2)开作时	3 // H / 13 // L 24	昇 格 後	の号給		
前日に受けていた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1

9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	1	6	1	1	1
19	1	1	7	1	1	1
20	1	1	8	1	1	1
21	1	1	9	1	1	1
22	2	2	10	2	2	2
23	3	3	11	3	3	3
24	4	4	12	4	4	4
25	5	5	13	5	5	5
26	6	6	14	6	6	5
27	7	7	15	7	7	6
28	8	8	16	8	8	6
29	9	9	17	9	9	7
30	10	10	18	10	10	7
31	11	11	19	11	11	8
32	12	12	20	12	12	8
33	13	13	21	13	13	9
34	14	14	22	14	14	9
35	15	15	23	15	15	9
36	16	16	24	16	16	9
37	17	17	25	17	17	9
38	18	18	26	18	18	9
39	19	19	27	19	19	10
40	20	20	28	20	20	10
41	21	21	29	21	21	10
42	22	22	30	22	21	10
43	23	23	31	23	21	10
44	24	24	32	24	22	10
45	25	25	33	25	22	11
46	25	26	34	25	22	11
47	26	27	35	26	23	11
48	26	28	36	26	23	11
49	27	29	37	27	23	11

50	27	30	38	27	24	11
51	28	31	39	28	24	12
52	28	32	40	28	24	12
53	29	33	41	29	25	12
54	29	34	42	29	25	12
55	30	35	43	30	26	12
56	30	36	44	30	26	12
57	31	37	45	31	27	12
58	31	38	46	31	27	12
59	32	39	47	32	28	12
60	32	40	48	32	28	12
61	33	41	49	33	28	12
62	33	42	50	33	28	12
63	34	43	51	33	28	12
64	34	44	52	34	29	12
65	35	45	53	34	29	13
66	35	46	54	34	29	
67	36	47	55	35	29	
68	36	48	56	35	29	
69	37	49	57	35	30	
70	37	49	57	36	30	
71	38	50	58	36	30	
72	38	50	58	36	30	
73	39	51	59	37	30	
74	39	51	59	37	31	
75	40	52	60	37	31	
76	40	52	60	37	31	
77	41	53	61	38	31	
78	41	53	61	38		
79	41	53	62	38		
80	42	54	62	38		
81	42	54	63	39		
82	42	54	63	39		
83	43	55	64	39		
84	43	55	64	39		
85	43	55	65	39		
86		56	66	40		
87		56	67	40		
88		56	68	40		
89		56	69	40		
90		56	69	40		

91	57	70	41	
92	57	70	41	
93	57	70	41	
94	57	70	41	
95	57	70	41	
96	58	70	42	
97	58	70	42	
98	58	70	42	
99	58	70	42	
100	58	70	42	
101	59	70	43	
102	59	70		
103	59	70		
104	59	70		
105	59	70		
106		70		
107		70		
108		70		
109		70		

# ク 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて	TSC (O) )   Id (I)		昇 格 後	の号給		
いた号給	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	1	1	1

19	3	1	7	1	1	1
20	4	1	8	1	1	1
21	5	1	9	1	1	1
22	6	1	10	2	1	2
23	7	1	11	3	1	3
24	8	1	12	4	1	4
25	9	1	13	5	1	5
26	10	1	14	6	2	6
27	11	1	15	7	3	7
28	12	1	16	8	4	8
29	13	1	17	9	5	9
30	14	2	18	10	6	10
31	15	3	19	11	7	11
32	16	4	20	12	8	12
33	17	5	21	13	9	13
34	18	6	22	14	10	14
35	19	7	23	15	11	15
36	20	8	24	16	12	16
37	21	9	25	17	13	17
38	22	10	26	18	14	18
39	23	11	27	19	15	19
40	24	12	28	20	16	20
41	25	13	29	21	17	20
42	26	14	30	22	17	20
43	27	15	31	23	18	20
44	28	16	32	24	18	20
45	29	17	33	25	19	21
46	30	18	34	26	19	21
47	31	19	35	27	20	21
48	32	20	36	28	20	21
49	33	21	37	29	21	21
50	34	22	38	30	21	22
51	35	23	39	31	22	22
52	36	24	40	32	22	22
53	37	25	41	33	23	22
54	38	26	42	34	23	22
55	39	27	43	35	24	23
56	40	28	44	36	24	23
57	41	29	45	37	25	23
58	41	30	46	38	25	24
59	42	31	47	39	26	24

60	42	32	48	40	26	24
61	43	33	49	41	27	25
62	43	34	50	42	27	25
63	44	35	51	43	28	26
64	44	36	52	44	28	26
65	45	37	53	45	29	27
66	46	38	54	45	29	
67	47	39	55	46	29	
68	48	40	56	46	29	
69	49	41	57	47	29	
70	50	42	58	47	29	
71	51	43	59	48	30	
72	52	44	60	48	30	
73	53	45	61	49	30	
74	54	46	62	50	30	
75	55	47	63	51	30	
76	56	48	64	52	30	
77	57	49	65	53	31	
78	58	50	66	53	31	
79	59	51	67	54	31	
80	60	52	68	54	31	
81	61	53	69	55	31	
82	62	54	70	55	31	
83	63	55	71	56	32	
84	64	56	72	56	32	
85	65	57	73	57	32	
86	65	58	74	57		
87	66	59	75	58		
88	66	60	76	58		
89	67	61	77	59		
90	67	62	78	59		
91	68	63	79	60		
92	68	64	80	60		
93	69	65	81	60		
94	70	66	81	60		
95	71	67	82	61		
96	72	68	82	61		
97	73	69	83	61		
98	74	70	83	61		
99	75	71	84	62		
100	76	72	84	62		

101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90		
111	81	79	90		
112	81	79	90		
113	81	79	91		
114	82	80	91		
115	82	80	91		
116	82	80	92		
117	82	81	92		
118	82	81	92		
119	83	81	93		
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82			
123	83	82			
124	84	82			
125	84	83			
126	84	83			
127	84	83			
128	84	83			
129	85	84			
130	85	84			
131	85	84			
132	86	84			
133	86	85			
134	86	85			
135	87	85			
136	87	86			
137	87	86			
138	88	86			
139	88	86			
140	88	86			
141	89	87			

142	89	87		
143	89	87		
144	89	87		
145	90	87		
146	90	88		
147	90	88		
148	90	88		
149	91	88		
150	91	88		
151	91	89		
152	91	89		
153	92	89		
154	92			
155	92			
156	92			
157	93			
158	93			
159	93			
160	94			
161	94			
162	94			
163	95			
164	95			
165	95			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

ケ 福祉職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	1-X/110.4.3 /4/1/1/		格後の号	給	
nn に支げて いた号給	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1

10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	1	6	1	2
19	1	1	7	1	3
20	1	1	8	1	4
21	1	1	9	1	5
22	1	1	10	2	5
23	1	1	11	3	6
24	1	1	12	4	6
25	1	1	13	5	7
26	1	2	14	6	7
27	1	3	15	7	8
28	1	4	16	8	8
29	1	5	17	9	9
30	2	6	18	10	9
31	3	7	19	11	10
32	4	8	20	12	10
33	5	9	21	13	11
34	6	10	22	14	11
35	7	11	23	15	12
36	8	12	24	16	12
37	9	13	25	17	13
38	10	14	25	18	13
39	11	15	26	19	13
40	12	16	26	20	13
41	13	17	27	21	14
42	13	18	27	22	14
43	14	19	28	23	14
44	14	20	28	24	14
45	15	21	29	25	15
46	15	22	29	26	15
47	16	23	30	27	15
48	16	24	30	28	15
49	17	25	31	29	15
50	17	26	31	29	15

F1	18	27	32	30	15
51	18	28	32	30	15
52		28 29	33		15
53	19 19	30	33	31 31	15
54	20	31	33	32	15
55 56					
56	20	32 33	34 34	32 33	16
57	21 22	34	34	33	16 16
58	23	35	35	34	16
59 60	23	36	35	34	16
61	25	37	35	35	16
62	25 25	38	36	35	16
	26	39	36	36	16
63 64	26	40	36	36	16
65	27	41	37	37	16
66	27	42	37	37	10
67	28	43	37	38	
68	28	44	37	38	
69	29	45	38	38	
70	29	46	38	38	
71	30	47	38	38	
72	30	48	38	38	
73	31	49	38	38	
74	31	50	38	38	
75	32	51	38	38	
76	32	52	39	38	
77	33	53	39	39	
78	33	53	39	39	
79	34	53	39	39	
80	34	54	39	39	
81	35	54	39	39	
82	35	54	39	39	
83	36	55	40	39	
84	36	55	40	39	
85	37	55	40	39	
86	38	56	40	39	
87	39	56	40	39	
88	40	56	40	39	
89	41	57	40	40	
90	41	57		40	
91	42	58		40	

92	42	58	40	
93	43	59	41	
94	43	59		
95	44	60		
96	44	60		
97	45	61		
98	45	62		
99	45	63		
100	46	64		
101	46	64		
102	46	64		
103	47	64		
104	47	64		
105	47	64		
106	48	64		
107	48	64		
108	48	64		
109	49	64		
110	49	64		
111	49	64		
112	49	64		
113	49	64		
114	50	64		
115	50	64		
116	50	64		
117	50	64		
118	50			
119	51			
120	51			
121	51			
122	51			
123	51			
124	52			
125	52			
126	52			
127	52			
128	52			
129	53			
130	53			
131	53			
132	54			

133	54		
134	54		
135	55		
136	55		
137	55		
138	55		
139	55		
140	55		
141	55		
142	55		
143	55		
144	55		
145	56		
146	56		
147	56		
148	56		
149	56		
150	56		
151	56		
152	56		
153	56		

## 別表第8 昇給号給数表(第38条関係)

1 行政職給料表7級以下職員等昇給号給数表

昇給区分	I	П	Ш
昇給の号給数	5以上8以下	4	0以上3以下
	1または2	0	0

## 備考

- 1 この表は、第39条の2の規定の適用を受ける職員以外の職員に適用する。
- 2 この表に定める上段の号給数は給与条例第4条第9項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。
- 2 行政職給料表8級以上職員等昇給号給数表

昇給区分	I	П	Ш
昇給の号給数	1または2	0	0

備考 この表は、第39条の2の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格または降格した職員の号給の特例)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格または降格(以下「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が 切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第23条または第24条の規定を適用する。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第15号

特地勤務手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等の支給に関する規則(昭和46年福井県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前 改正後

(特地勤務手当の月額)

### 第4条 (略)

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号 に定める日に受けていた給料および扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当 する額と現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する 額とを合計した額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4 第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤 務職員」という。) にあっては、現に受ける給料の月額) とする。

(1)~(3) (略)

(1)~(3) (略)

3 次の各号に掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)に対する第 2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(特地勤務手当に準ずる手当の支給等)

### 第5条 (略)

2 条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、 異動等の日 (職員が同項に規定する異動によりその日前1年以内に在勤してい た特地公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。) には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条および附則第6項におい て同じ。) に受けていた給料および扶養手当の月額の合計額(定年前再任用短 時間勤務職員にあっては、現に受ける給料の月額)に、次の表の左欄に掲げる 期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が 現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額 (第6条の4第3項において「上限額」という。)を超えるときは、当該額)

(特地勤務手当の月額)

#### 第4条 (略)

2 前項の特地勤務手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号 に定める日に受けていた給料および扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当 する額と現に受ける給料および扶養手当の月額の合計額の2分の1に相当する 額とを合計した額とする。

(1)~(3) (略)

3 次の各号に掲げる職員に対する第2項の規定の適用については、当該各号に 定めるところによる。

(1)~(3) (略)

(特地勤務手当に準ずる手当の支給等)

# 第5条 (略)

2 条例第12条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、 異動等の日 (職員が同項に規定する異動によりその日前1年以内に在勤してい た特地公署に勤務することとなった場合(人事委員会が定める場合に限る。) には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。)に受け ていた給料および扶養手当の月額の合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の 区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額(その額が現に受け る給料および扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額(第6条 の4第3項において「上限額」という。)を超えるときは、当該額)とする。

とする。

期間等	支給割合		
(略)	(略)		

3 次の各号に掲げる職員(定年前再仟用短時間勤務職員を除く。)に対する第 2項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1)~(3) (略)

4 (略)

(権衡職員の範囲等)

第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 条例第12条の3第2項に規定する同条第1項の規定による特地勤務手当に 準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人 事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定による 採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条 において同じ。)をされ、特地公署または準特地公署に在勤することとなっ た職員で、当該公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転したも
- (2) 新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在勤する 職員で、その特地公署または準特地公署に該当することとなった日(以下「 指定日」という。)前3年以内に、職員以外の地方公務員、国家公務員もし くは第1項各号に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等によ り引き続き給料表の適用を受ける職員となり、または地方公務員法第22条 の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされ、当該公署 に在勤することとなったことに伴って住居を移転したもの
- (3) 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定による 採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤 することとなった職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたも のとした場合に、条例第12条の3第2項に規定する新たに特地公署または 準特地公署に該当することとなった公署に在勤する職員で、指定日前3年以 内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものとなるもの
- (4) 地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定による

期間等	支給割合						
(略)	(略)						

3 次の各号に掲げる職員に対する第2項の規定の適用については、当該各号に 定めるところによる。

(1)~(3) (略)

4 (略)

(権衡職員の節用等)

第6条 (略)

- 2 (略)
- 3 条例第12条の3第2項に規定する同条第1項の規定による特地勤務手当に 準ずる手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人 事委員会規則で定める職員は、新たに特地公署または準特地公署に該当するこ ととなった公署に在勤する職員で、その特地公署または準特地公署に該当する こととなった日(以下「指定日」という。)前3年以内に、職員以外の地方公 務員、国家公務員または第1項各号に掲げる法人に使用される者であった者か ら人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって当該公署に在 勤することとなったことに伴って住居を移転したものとする。

採用をされた職員で、当該採用の日の前日に条例第12条の3第1項または 第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当を支給されていたもののうち 、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項 の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるも の

- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある 職員として人事委員会が認めるもの
- 4 条例第12条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間 および支給額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間 および額とする。
- (1) 職員以外の地方公務員、国家公務員または第1項各号に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員または前項第1号に規定する職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日または地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされた日に特地公署または準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項および第2項(同条第3項および附則第6項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号から第5号までにおいて同じ。)ならびに附則第7項の規定により支給されることとなる期間および額
- (2) 新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在職する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署または準特地公署に該当していたものとした場合に前条第1項および第2項ならびに附則第7項の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額
- (3) 前項第2号に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員 の給料表の適用を受けることとなった日<u>または地方公務員法第22条の4第 1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用をされた日</u>前に特地公署 または準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該 公署に異動したものとした場合に<u>前条第1項および第2項ならびに附則第7</u>項の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額
- (4) 前項第3号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任 用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項 および第2項の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額
- (5) 前項第4号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任 用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に前条第1項

- 4 条例第12条の3第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給期間 および支給額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間 および額とする。
  - (1) 職員以外の地方公務員、国家公務員または第1項各号に掲げる法人に使用される者であった者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となって特地公署または準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員 当該職員が給料表の適用を受けることとなった日に特地公署または準特地公署に異動したものとした場合に前条第1項から第3項までの規定により支給されることとなる期間および額

- (2) 新たに特地公署または準特地公署に該当することとなった公署に在職する職員で指定日前3年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転したもの 当該職員の指定日に在勤する公署が当該異動の日前に特地公署または準特地公署に該当していたものとした場合に<u>前条第1項から第3項まで</u>の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額
- (3) 前項に規定する職員 当該職員の指定日に在勤する公署が当該職員の給料表の適用を受けることとなった日前に特地公署または準特地公署に該当していたものとし、かつ、当該職員がその日に当該公署に異動したものとした場合に<u>前条第1項から第3項まで</u>の規定により指定日以降支給されることとなる期間および額

および第2項またはこの項の規定により当該採用の日以降支給されることと なる期間および額

(6) 前項第5号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間および額

5 (略)

5 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(改正後の特地勤務手当等の支給に関する規則における暫定再任用職員に関する経過措置)

- 第2条 福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年福井県条例第29号。以下「令和4年改正定年条例」という。)附則第3条第4項に 規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間 勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、この規則による改正後の特地勤務手当等の支給に関する規則(以下「改正後の規則」とい う。)第4条第2項および第3項ならびに第5条第2項および第3項の規定を適用する。
- 2 暫定再任用職員に対する改正後の規則第6条第3項および第4項の規定の適用については、同条第3項第1号中「地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項」とあるのは「福井県職員等の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年福井県条例第29号。以下「令和4年改正定年条例」という。)附則第3条第1項もしくは第2項、第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項」と、「退職した日」とあるのは「退職した日または令和4年改正定年条例附則第3条第1項もしくは第2項、第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「この条において同じ」とあるのは「この条において「暫定再任用」という」と、同項第2号ならびに同条第4項第1号および第3号中「地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第3項第3号および第4号中「地方公務員法第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同条第4項第4号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員(令和4年改正定年条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第5号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

(定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 第3条 改正後の規則第6条第3項第1号および第2号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項もしくは第22条の5第1項または令和4年改正定年条例附則第3条第1項もしくは第2項、第4条第1項もしくは第2項、第5条第1項もしくは第2項もしくは第6条第1項もしくは第2項の規定(以下「地方公務員法第22条の4第1項等の規定」という。)による採用をされた定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員について適用する。
- 2 改正後の規則第6条第3項第3号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日前から引き続き 勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が令和7年4月1日以後である定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員について適用する
- 3 改正後の規則第6条第3項第4号の規定は、令和7年4月1日以後に地方公務員法第22条の4第1項等の規定による採用をされ、当該採用の日の前日に支給されていた福井県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和29年福井県条例第24号)第12条の3第1項または第2項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が令和7年4月1日以後である場合について適用する。

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第16号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

住居手当の支給に関する規則(昭和49年福井県人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(適用除外職員)

第2条 条例第10条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に 掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 職員の扶養親族たる者(<u>職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と</u>同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているものおよび条例第9条第2項に規定する扶養親族をいう。以下この号において同じ。)が所有する住宅および職員の配偶者、父母または配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、または借り受け、居住している住宅ならびに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部または一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第10条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>次に</u> 掲げる職員とする。

- (1) 条例第11条の2第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、 配偶者が居住するための住宅(県が設置する公舎ならびに前条に規定する職 員宿舎および住宅を除く。)を借り受け、月額1万6,000円を超える家 賃を支払っているもの
- (2) 単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年福井県人事委員会規則第1号

(適用除外職員)

第2条 条例第10条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に 掲げる職員とする。

- (1) (略)
- (2) 職員の扶養親族たる者(<u>条例第9条に規定する扶養親族で条例第10条第1項の規定による届出がされている者に限る。</u>以下この号において同じ。)が所有する住宅および職員の配偶者<u>(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)</u>、父母または配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、または借り受け、居住している住宅ならびに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部または一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第10条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、<u>単身</u> 赴任手当の支給に関する規則(平成2年福井県人事委員会規則第1号)第5条 第3項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条 の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。) で、同項第3号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの 間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動または公署の移 転(職員以外の地方公務員、国家公務員または単身赴任手当の支給に関する規 則第5条第1項各号に掲げる法人に使用される者であった者から引き続き給料 表の適用を受ける職員となった者にあっては当該適用、公益的法人等への福井 県職員等の派遣等に関する条例(平成13年福井県条例第50号)第2条第1 項の規定による派遣から職務に復帰した職員にあっては当該復帰)の直前の住 居であった住宅(県が設置する公舎ならびに前条に規定する職員宿舎および住 宅を除く。)またはこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受 け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているものとする。

) 第5条第3項に該当する職員で、同項第3号に規定する満18歳に達する 日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、 同号に規定する異動または公署の移転(職員以外の地方公務員、国家公務員 または単身赴任手当の支給に関する規則第5条第1項各号に掲げる法人に使 用される者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者に あっては当該適用、公益的法人等への福井県職員等の派遣等に関する条例( 平成13年福井県条例第50号)第2条第1項の規定による派遣から職務に 復帰した職員にあっては当該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置す る公舎ならびに前条に規定する職員宿舎および住宅を除く。)またはこれに 準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万6.000 円を超える家賃を支払っているもの

(支給の始期および終期)

第8条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第10条の5第1項の職員たる要|第8条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第10条の5第1項の職員たる要 件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、 その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日 (人事委員会が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で 人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日 の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始について は、第5条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を 経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日 が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 (略)

(支給の始期および終期)

件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、 その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日 の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をも って終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第5条第1項の規定 による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき は、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは 、その日の属する月)から行うものとする。

### 2 (略)

(令和3年4月1日における届出の特例)

第11条 令和3年3月31日において福井県一般職の職員等の給与に関する条 例等の一部を改正する条例(令和元年福井県条例第18号。以下「改正条例」 という。)附則第4項の規定による住居手当を支給されている職員であって、 同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を 支払っているもののうち、同日に条例第10条の5第1項各号に該当すること となるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当 に係る第5条第1項の規定により行われた届出(令和元年勧告改正給与条例の 施行に伴う住居手当の支給の特例に関する規則(令和2年福井県人事委員会規 則第10号) 第5条において準用する第5条第1項の規定による届出が行われ た場合には、当該届出)を令和3年4月1日において支給されることとなる住 居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

(令和4年4月1日における届出の特例)

第12条 令和4年3月31日において改正条例附則第5項の規定による住居手当を支給されている職員であって、同年4月1日においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、同日に条例第10条の5第1項各号に該当することとなるものについては、令和2年3月31日において支給されていた住居手当に係る第5条第1項の規定により行われた届出(令和元年勧告改正給与条例の施行に伴う住居手当の支給の特例に関する規則第5条において準用する第5条第1項の規定による届出が行われた場合には、当該届出)を令和4年4月1日において支給されることとなる住居手当に係る同項の規定により行われた届出とみなす。

(その他)

<u>第13条</u> (略)

(その他)

<u>第11条</u> (略)

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第17号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年福井県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1および別表第2を次のように改める。

#### 別表第1(第4条関係)

#### 教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	2,000	2,100	4,900	7,400
	2	2,000	2,100	4,900	7,400
	3	2,000	2,100	4,900	7,400
	4	2,000	2,100	4,900	7,400
	5	2,000	2,300	5,100	7,500
	6	2,000	2,300	5,100	7,500
	7	2,000	2,300	5,100	7,500
	8	2,000	2,300	5,100	7,500
	9	2,100	2,400	5,200	7,600
	10	2,100	2,400	5,200	7,600
	11	2,100	2,400	5,200	7,600

						_						
1 1	12	2,100	2,400	5,200	7,600		1 1	56	3,400	4,100	6,900	
	13	2,200	2,500	5,400	7,700			57	3,500	4,300	7,000	
	14	2,200	2,500	5,400	7,700			58	3,500	4,300	7,000	
	15	2,200	2,500	5,400	7,700			59	3,500	4,300	7,000	
	16		2,500		7,700						7,000	
		2,200		5,400				60	3,500	4,300		
	17	2,300	2,600	5,500	7,900			61	3,600	4,500	7,100	
	18	2,300	2,600	5,500	7,900			62	3,600	4,500	7,100	
	19	2,300	2,600	5,500	7,900			63	3,600	4,500	7,100	
	20	2,300	2,600	5,500	7,900			64	3,600	4,500	7,100	
	21	2,400	2,800	5,700	8,000			65	3,700	4,800	7,200	
	22	2,400	2,800	5,700	8,000			66	3,700	4,800	7,200	
	23	2,400	2,800	5,700	8,000			67	3,700	4,800	7,200	
	24	2,400	2,800	5,700	8,000			68	3,700	4,800	7,200	
	25	2,600	2,900	5,900	8,000			69	3,800	4,900	7,300	
	26	2,600	2,900	5,900	8,000			70	3,800	4,900	7,300	
定年前	27	2,600	2,900	5,900	8,000			71	3,800	4,900	7,300	
再任用	28	2,600	2,900	5,900	8,000			72	3,800	4,900	7,300	
短時間	29	2,700	3,000	6,000	8,000			73	3,900	5,100	7,400	
勤務	30	2,700	3,000	6,000	8,000			74	3,900	5,100	7,400	
職員	31	2,700	3,000	6,000	8,000			75	3,900	5,100	7,400	
以外の	32	2,700	3,000	6,000	8,000			76	3,900	5,100	7,400	
職員	33	2,800	3,200	6,100	8,000			77	4,000	5,300	7,500	
	34	2,800	3,200	6,100				78	4,000	5,300	7,500	
	35	2,800	3,200	6,100				79	4,000	5,300	7,500	
	36	2,800	3,200	6,100				80	4,000	5,300	7,500	
	37	2,900	3,300	6,300				81	4,100	5,400	7,500	
	38	2,900	3,300	6,300				82	4,100	5,400	7,500	
	39	2,900	3,300	6,300				83	4,100	5,400	7,500	
	40	2,900	3,300	6,300				84	4,100	5,400	7,500	
	41	3,100	3,500	6,400				85	4,100	5,500	7,500	
	42	3,100	3,500	6,400				86	4,100	5,500	7,500	
	43	3,100	3,500	6,400				87	4,100	5,500	7,500	
	44	3,100	3,500	6,400		1		88	4,100	5,500	7,500	
	45	3,200	3,700	6,600				89	4,200	5,600	7,500	
	46	3,200	3,700	6,600		1		90	4,200	5,600	7,500	
	47	3,200	3,700	6,600		1		91	4,200	5,600	7,500	
	48	3,200	3,700	6,600		1		92	4,200	5,600	7,500	
	49	3,300	3,800	6,800		1		93	4,300	5,800	7,500	
	50	3,300	3,800	6,800		1		94	4,300	5,800	,	
	51	3,300	3,800	6,800		1		95	4,300	5,800		
	52	3,300	3,800	6,800		1		96	4,300	5,800		
	53	3,400	4,100	6,900		1		97	4,400	5,900		
	54	3,400	4,100	6,900		1		98	4,400	5,900		
	55	3,400	4,100	6,900		1		99	4,400	5,900		
ı I	00	0,700	1,100	0,500	I		<u> </u>	55	7,700	0,000	I	

	100	4,400	5,900	Ī	1	Ī		144	1	6,900	I	
	100	4,400	6,100					145		7,000		
	102	4,400	6,100					146		7,000		
	102	4,400	6,100					147		7,000		
	103	4,400	6,100					148		7,000		
	104	4,400						148		7,000		
			6,200									
	106	4,500	6,200					150		7,100		
	107	4,500	6,200					151		7,100		
	108	4,500	6,200					152		7,100		
	109	4,500	6,300					153		7,100		
	110	4,500	6,300					154		7,100		
	111	4,500	6,300					155		7,100		
	112	4,500	6,300					156		7,100		
	113	4,600	6,400					157		7,100		
	114	4,600	6,400					158		7,100		
	115	4,600	6,400					159		7,100		
	116	4,600	6,400					160		7,100		
	117	4,700	6,500					161		7,100		
	118	4,700	6,500					162		7,100		
	119	4,700	6,500					163		7,100		
	120	4,700	6,500					164		7,100		
	121	4,700	6,600					165		7,100		
	122	4,700	6,600			ľ	定年前	100		,,100		
	123	4,700	6,600				再任用		0.000	0.000	<b>5</b> 400	2.400
	124	4,700	6,600				短 時 間 勤 務		3,200	3,800	5,100	6,400
	125	4,800	6,700				勤 務職 員					
	126	1,000	6,700			<u>-</u>			•	•	•	
	127		6,700			別ā	表第2(	第4条関係)	)			
								教育	職給料表(1)	の適用を受け	ける者	
	128		6,700				職員の	職務の級	1 √∏.	O 47	0. 477.	4 √T.
	129		6,800					号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	130		6,800						円	円	円	円
	131		6,800					1	2,000	2,500	5,700	7,400
	132		6,800					2	2,000	2,500	5,700	7,400
	133		6,900					3	2,000	2,500	5,700	7,400
	134		6,900					4	2,000	2,500	5,700	7,400
	135		6,900					5	2,000	2,600	5,900	7,500
	136		6,900					6	2,000	2,600	5,900	7,500
	137		6,900					7	2,000	2,600	5,900	7,500
	138		6,900					8	2,000	2,600	5,900	7,500
	139		6,900									
	140		6,900					9	2,100	2,800	6,000	7,600
	141		6,900					10	2,100	2,800	6,000	7,600
	142		6,900					11	2,100	2,800	6,000	7,600
	143		6,900					12	2,100	2,800	6,000	7,600
1 '	•		, "		•							

	13	2,200	2,900	6,100	7,700		57	3,500	4,900	7,500	
	14	2,200	2,900	6,100	7,700		58	3,500	4,900	7,500	
	15	2,200	2,900	6,100	7,700		59	3,500	4,900	7,500	
	16	2,200	2,900	6,100	7,700		60	3,500	4,900	7,500	
	17	2,300	3,000	6,300	7,900		61	3,600	5,100	7,500	
	18	2,300	3,000	6,300	7,900		62	3,600	5,100	7,500	
	19	2,300	3,000	6,300	7,900		63	3,600	5,100	7,500	
	20	2,300	3,000	6,300	7,900		64	3,600	5,100	7,500	
	21	2,400	3,200	6,400	8,000		65	3,700	5,300	7,500	
	22	2,400	3,200	6,400	8,000		66	3,700	5,300	7,500	
	23						67	3,700			
	23 24	2,400	3,200	6,400	8,000				5,300	7,500	
	24 25	2,400	3,200	6,400	8,000 8,000		68	3,700	5,300	7,500	
	25 26	2,600	3,300	6,600	8,000		69 70	3,800	5,400	7,500	
<del></del>		2,600	3,300	6,600			70	3,800	5,400	7,500	
定年前	27	2,600	3,300	6,600	8,000		71	3,800	5,400	7,500	
再任用	28	2,600	3,300	6,600	8,000		72 72	3,800	5,400	7,500	
短時間	29	2,700	3,500	6,800	8,000		73	3,900	5,500	7,500	
勤務	30	2,700	3,500	6,800	8,000		74	3,900	5,500		
職員	31	2,700	3,500	6,800	8,000		75 76	3,900	5,500		
以外の	32	2,700	3,500	6,800	8,000		76	3,900	5,500		
職員	33	2,800	3,700	6,900	8,000		77	4,000	5,600		
	34	2,800	3,700	6,900			78	4,000	5,600		
	35	2,800	3,700	6,900			79	4,000	5,600		
	36	2,800	3,700	6,900			80	4,000	5,600		
	37	2,900	3,800	7,000			81	4,100	5,800		
	38	2,900	3,800	7,000			82	4,100	5,800		
	39	2,900	3,800	7,000			83	4,100	5,800		
	40	2,900	3,800	7,000			84	4,100	5,800		
	41	3,100	4,100	7,100			85	4,100	5,900		
	42	3,100	4,100	7,100			86	4,100	5,900		
	43	3,100	4,100	7,100			87	4,100	5,900		
	44	3,100	4,100	7,100			88	4,100	5,900		
	45	3,200	4,300	7,200			89	4,200	6,100		
	46	3,200	4,300	7,200			90	4,200	6,100		
	47	3,200	4,300	7,200			91	4,200	6,100		
	48	3,200	4,300	7,200			92	4,200	6,100		
	49 50	3,300	4,500	7,300			93	4,300	6,200		
	50 51	3,300	4,500	7,300			94	4,300	6,200		
	51 52	3,300	4,500	7,300			95 06	4,300	6,200		
	52 52	3,300	4,500	7,300			96 07	4,300	6,200		
	53 54	3,400	4,800	7,400			97	4,400	6,300		
	54 55	3,400	4,800	7,400			98	4,400	6,300		
	55 56	3,400	4,800	7,400			99	4,400	6,300		
l	56	3,400	4,800	7,400	I	l I	100	4,400	6,300	ı	

1 1 1	101	4,400	6,400	Ī		145	5,100	7,100	I	I	
	102	4,400	6,400			146	5,100	7,100			
	103	4,400	6,400			147	5,100	7,100			
	104	4,400	6,400			148	5,100	7,100			
	105	4,500	6,500			149	5,100	7,100			
	106	4,500	6,500			150	5,100	7,100			
	107	4,500	6,500			151	5,100	7,100			
	108	4,500	6,500			152	5,100	7,100			
	109	4,500	6,600			153	5,100	7,100			
	110	4,500	6,600		定年前		Í	ĺ			
	111	4,500	6,600		再任用 短時間		2 200	2 200	F 100	6 400	
	112	4,500	6,600		勤務		3,200	3,800	5,100	6,400	
	113	4,600	6,700		勤 務 職 員						
	114	4,600	6,700								
	115	4,600	6,700								
	116	4,600	6,700		附則						
	117	4,700	6,800		この規則は、	令和7年4	4月1日から施	行する。			
	118	4,700	6,800								
	119	4,700	6,800								
	120	4,700	6,800								
	121	4,700	6,900								
	122	4,700	6,900								
	123	4,700	6,900								
	124	4,700	6,900								
	125	4,800	6,900								
	126	4,800	6,900								
	127	4,800	6,900								
	128	4,800	6,900								
	129	4,900	6,900								
	130	4,900	6,900								
	131	4,900	6,900								
	132	4,900	6,900								
	133	4,900	7,000								
	134	4,900	7,000								
	135	4,900	7,000								
	136	4,900	7,000								
	137	4,900	7,100								
	138	4,900	7,100								
	139	4,900	7,100								
	140	4,900	7,100								
	141	5,000	7,100								
	142	5,000	7,100								
	143 144	5,000 5,000	7,100 7,100								

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第18号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年福井県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(やむを得ない事情)

- 第2条 条例第11条の2第1項および第3項の人事委員会規則で定めるやむを 得ない事情は、次に掲げる事情とする。
- (1) 配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある職員もしくは配偶者の父母または同居の親族を介護すること。

(2)~(5) (略)

(権衡職員の範囲等)

第5条 (略)

- 2 (略)
- 3 条例第11条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員ア地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定による採用をされたこと。

イ (略)

(2)~(8) (略)

(やむを得ない事情)

第2条 条例第11条の2第1項および第3項の人事委員会規則で定めるやむを 得ない事情は、次に掲げる事情とする。

改正前

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員もしくは配偶者の 父母または同居の親族を介護すること。

(2)~(5) (略)

(権衡職員の範囲等)

第5条 (略)

2 (略)

- 3 条例第11条の2第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。
- (1) 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
  - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項または 第22条の5第1項の規定による採用<u>(同法の規定により退職した日の翌</u> 日におけるものに限る。) をされたこと。

イ (略)

(2)~(8) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(福井県職員等の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

2 福井県職員等の定年等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和5年福井県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

附 則

(施行期日)

1 (略)

(定義)

2 (略)

(福井県職員等の定年等に関する条例施行規則の一部改正に伴う令和4年改正 定年条例附則第2条第1項の規定による勤務の延長に関する経過措置)

3 (略)

(令和4年改正定年条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職および 職員)

 $4 \sim 6$  (略)

(暫定再任用に関する経過措置)

 $7 \sim 10$  (略)

(令和4年改正定年条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職ならびに人事委員会規則で定める者および定年前再任用短時間勤務職員)

11~13 (略)

(福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

14.15 (略)

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

16.17 (略)

(給料の調整額の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

 $18 \sim 20$  (略)

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

21 (略)

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

22 (略)

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

23 次に掲げる事由の発生に伴い住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第 2条各号に掲げる事情により同居していた配偶者と別居することとなった暫定 再任用職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後 に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難 であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものは、福 附則

(施行期日)

1 (略)

(定義)

2 (略)

(福井県職員等の定年等に関する条例施行規則の一部改正に伴う令和4年改正 定年条例附則第2条第1項の規定による勤務の延長に関する経過措置)

3 (略)

(令和4年改正定年条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職および 職員)

 $4 \sim 6$  (略)

(暫定再任用に関する経過措置)

 $7 \sim 10$  (略)

(令和4年改正定年条例附則第10条の人事委員会規則で定める短時間勤務の 職ならびに人事委員会規則で定める者および定年前再任用短時間勤務職員)

11~13 (略)

(福井県職員等の退職手当に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

14.15 (略)

(福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

16・17 (略)

(給料の調整額の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

 $18 \sim 20$  (略)

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

21 (略)

(義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

22 (略)

(単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

23 次に掲げる事由の発生に伴い住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第 2条各号に掲げる事情により同居していた配偶者と別居することとなった暫定 再任用職員であって、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後 に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難 であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものは、福 井県一般職の職員等の給与に関する条例第11条の2第3項に規定する同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

(1) 令和3年改正法附則第4条第1項、<u>第5条第1項、第6条第1項または第7条第1項</u>の規定による採用をされたこと。

(2) 令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項または第7条第3項の規定による採用をされたこと。

24 (略)

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

25 (略)

(福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経 過措置)

26 (略)

27 (略)

(福井県職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

井県一般職の職員等の給与に関する条例第11条の2第3項に規定する同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

- (1) 令和3年改正法附則第4条第1項、第5条第1項もしくは第2項、第6条 第1項または第7条第1項もしくは第2項の規定による採用(令和5年旧法 第28条の2第1項の規定により退職した日(令和5年旧法第28条の3ま たは令和3年改正法附則第3条第5項もしくは第6項の規定により勤務した 後退職した日および令和5年旧法第28条の4第1項、第28条の5第1項 、第28条の6第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第4条第1項、 第5条第1項もしくは第2項、第6条第1項または第7条第1項もしくは第 2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるも のに限る。)をされたこと。
- (2) 令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項もしくは第4項、第6条 第2項または第7条第3項もしくは第4項の規定による採用<u>(地方公務員法</u> 第28条の6第1項の規定により退職した日(同法第28条の7第1項また は第2項の規定により勤務した後退職した日および同法第22条の4第1項 、第22条の5第1項もしくは第2項、令和3年改正法附則第4条第2項、 第5条第3項もしくは第4項、第6条第2項または第7条第3項もしくは第 4項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるも のに限る。)をされたこと。
- 24 令和3年改正法附則第4条第2項、第5条第3項もしくは第4項、第6条 第2項または第7条第3項もしくは第4項の規定により採用され勤務した後退 職した日の翌日に地方公務員法第第22条の4第1項または第22条の5第1 項の規定により採用された職員に対する第12条の規定による改正後の単身赴 任手当の支給に関する規則第5条第3項の規定の適用については、同項第1号 ア中「退職した日」とあるのは、「退職した日および地方公務員法の一部を改 正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第2項、第5条第3項もしく は第4項、第6条第2項または第7条第3項もしくは第4項の規定により採用 され勤務した後退職した日」とする。

25 (略)

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

26 (略)

(福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経 過措置)

27 (略)

28 (略)

(福井県職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

28     (略)       29     (略)       30     (略)       31     (略)	<u>29</u> (略)
<u>29</u> (略)	<u>30</u> (略)
<u>30</u> (略)	
<u>31</u> (略)	31     (略)       32     (略)

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第19号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年福井県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) (略) (3) 第2条第3号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付職員条例第7条第1項の給料表の号給または給料月額に応じ、それぞれ次に定める額ア 6号給および7号給ならびに任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額 6,000円 ウ 2号給から4号給まで 4,000円 エ 1号給 3,000円 (4) 第2条第4号に掲げる職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第5条第1項の給料表の号給または給料月額に応じ、それぞれ次に定める額ア 6号給および任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額 6,000円	第3条の2 条例第19条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) (略)
<u>エ 1号給 3,000円</u> 2 条例第19条の2第3項第2号の人事委員会規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。	2 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

<u>務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第1</u> 項の勤務とみなす。

- (1) 条例第19条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務を した場合
- (2) 条例第19条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務を した場合

附 則

- 1 (略)
- 2 条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第3条および第3条の2の適用については、当分の間、<u>第3条第1項第1号</u>および<u>第3条の2第1項第1号</u>中「定める額とする」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする」とする。

附 則

- 1 (略)
- 2 条例附則第22項の規定の適用を受ける職員に対する第3条および第3条の2の適用については、当分の間、<u>第3条第1号</u>および<u>第3条の2第1号</u>中「定める額とする」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする」とする

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第20号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成7年福井県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(職員の申告に基づく勤務時間の割振り等の基準)

- 第2条の2 条例第3条第3項の職員の申告が次に掲げる基準に適合する場合は 、任命権者は、その申告のとおりに当該職員の<u>勤務時間の割振り等(同項の規</u> 定による勤務時間を割り振らない日(同項の規定による勤務時間を割り振らな い日をいう。以下この条および次条において同じ。)の設定または勤務時間の 割振りをいう。以下同じ。)を行うことができる。
- (1) 4週間を超えない範囲内で週を単位として職員が申告する期間(以下「単位期間」という。)をその初日から1週間ごとに区分した各期間(単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間。以下「区分期間」という。)に

(職員の申告に基づく週休日および勤務時間の割振りの基準)

第2条の2 条例第3条第3項の職員の申告が次に掲げる基準に適合する場合は、任命権者は、その申告のとおりに当該職員の<u>勤務時間を割り振る</u>ことができる。

- <u>つき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができるこ</u> と。
- (2) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、区分期間(勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。)につき1日を限度として職員が指定する日(第4号において「特例対象日」という。)については、4時間未満の勤務時間を割り振ることができること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、休日(条例第10条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。)その他人事委員会の定める日(以下「休日等」という。)に勤務時間を割り振る場合にあっては、1日につき7時間45分とすること。
- (4) 月曜日から金曜日までの各日<u>(勤務時間を割り振らない日を除く。)</u>の午前10時から午後3時までの間において、任命権者があらかじめ定める連続する4時間(休憩時間を除く。)は、勤務時間とすること<u>。ただし、特例対象日においては、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。</u>
- (5) (略)
- 2 (略)
- 3 条例第3条第3項に規定する人事委員会規則で定める期間は、<u>単位期間</u>とする。

(1) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、休日(条例第1 0条第1項に規定する休日をいう。第7条第3項、第10条第2項および第 11条において同じ。)その他人事委員会の定める日(以下「休日等」とい う。)に勤務時間を割り振る場合にあっては、1日につき7時間45分とす ること。

(2) 月曜日から金曜日までの各日の午前10時から午後3時までの間において 、任命権者があらかじめ定める連続する4時間(休憩時間を除く。)は、勤 務時間とすること。

(3) (略)

- 2 (略)
- 3 条例第3条第3項に規定する人事委員会規則で定める期間は、<u>4週間を超え</u>ない範囲内で週を単位として職員が申告する期間とする。
- 第2条の3 条例第3条第4項の職員の申告が次に掲げる基準に適合する場合は 、任命権者は、その申告のとおりに当該職員の週休日を設け、および勤務時間 を割り振ることができる。
  - (1) 条例第3条第1項の規定による週休日に加えて設ける週休日は、単位期間 を1週間ごとに区分した各期間(単位期間が1週間である場合にあっては、 単位期間)につき1日を限度とすること。
- (2) 勤務時間は、1日につき4時間以上とすること。ただし、休日等に勤務時間を割り振る場合にあっては、1日につき7時間45分とすること。
- (3) 月曜日から金曜日まで(第1号に規定する週休日を除く。)の各日の午前 10時から午後3時までの間において、任命権者があらかじめ定める連続す る4時間(休憩時間を除く。)は、勤務時間とすること。
- (4) 始業の時刻は、午前7時以後とし、終業の時刻は、午後10時以前とすること。
- 2 条例第3条第4項第1号に規定する12歳に達する日以後の最初の3月31 日の間にある子の養育をする職員であって人事委員会規則で定めるものは、1 2歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある子(地方公務員の育児休業 等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第 2条第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立

- 第2条の3 任命権者は、条例<u>第3条第3項</u>の職員の申告について公務の運営上 その申告のとおりに当該職員の<u>勤務時間の割振り等</u>を定めることが困難である と認める場合には、人事委員会が別に定めるところにより当該職員の<u>勤務時間</u> の割振り等を定めることができる。
- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、条例<u>第3条第3項および前項</u>の規定に基づき定め、またはこの項の規定に基づき変更された<u>勤務時間の割振り等</u>を変更することができる。
- (1) 始業もしくは終業の時刻または週休日<u>のほかに設ける勤務時間を割り振らない日</u>につき職員から変更の申告があった場合であって、当該申告のとおりに変更するとき。
- (2) 条例<u>第3条第3項および前項</u>の規定に<u>基づき勤務時間の割振り等</u>を定め、 またはこの項の規定に<u>基づき勤務時間の割振り等</u>を変更した後に生じた事由 により<u>勤務時間の割振り等</u>に変更が必要であると任命権者が認める場合であ って、人事委員会が別に定めるところにより<u>勤務時間の割振り等</u>を変更する とき。

(週休日および勤務時間の割振りの特例の基準)

- 前の監護対象者等」という。)を含む。以下同じ。)の養育をする職員とする
- 3 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者(第 2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)とする。
- (1) 祖父母、孫および兄弟姉妹
- (2) 職員または配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者および職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、人事委員会が定めるもの
- 4 条例第3条第4項第1号の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。
- 5 条例第3条第4項第2号に規定する同項第1号に掲げる職員に準ずるものと して人事委員会規則で定めるものは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭 和35年法律第123号)第37条第2項に規定する対象障害者である職員お よび当該職員以外の職員であって週休日および勤務時間の割振りについて配慮 を必要とするものとして任命権者が定めるものとする。
- 6 条例第3条第4項の規定の適用を受ける職員は、同項各号に掲げる職員でな くなった場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。
- 7 任命権者は、前項の規定による届出の日が当該職員に係る単位期間の末日以外の日であった場合には、当該届出の日から単位期間の末日までの間、週休日および勤務時間の割振りを変更しないことができる。
- 第2条の4 任命権者は、条例<u>第3条第3項および第4項</u>の職員の申告について 公務の運営上その申告のとおりに当該職員の<u>週休日および勤務時間の割振り</u>を 定めることが困難であると認める場合には、人事委員会が別に定めるところに より当該職員の週休日および勤務時間の割振りを定めることができる。
- 2 任命権者は、次に掲げる場合には、条例<u>第3条第3項および第4項ならびに前項</u>の規定に基づき定め、またはこの項の規定に基づき変更された<u>週休日およ</u>び勤務時間の割振りを変更することができる。
  - (1) 始業もしくは終業の時刻または週休日につき職員から変更の申告があった場合であって、当該申告のとおりに変更するとき。
  - (2) 条例第3条第3項および第4項ならびに前項の規定に基づき週休日および 勤務時間の割振りを定め、またはこの項の規定に基づき週休日および勤務時間の割振りを変更した後に生じた事由により当該週休日および勤務時間の割振りに変更が必要であると任命権者が認める場合であって、人事委員会が別に定めるところにより当該週休日および勤務時間の割振りを変更するとき。 (週休日および勤務時間の割振りの特例の基準)

第3条 任命権者は、条例第4条第2項本文の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第3条第2項<u>もしくは第3項</u>または条例第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。<u>条例第4条第2項ただし書</u>の規定の場合においても、同様とする。

(週休日の振替等)

- 第4条 任命権者は、条例第5条第1項(同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により職員に週休日の振替等(次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。)を行おうとするときは、週休日等勤務命令・振替等通知・代休指定簿(様式第1号)によらなければならない。ただし、これによりがたい場合は、任命権者において所要の調整を行うことができる。
  - (1) 週休日の振替(条例第5条第1項の規定に基づき勤務日を週休日に変更し で当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要が ある日に割り振ることをいう。)
  - (2) 勤務時間を割り振らない日の振替(条例第5条第2項において読み替えて 準用する同条第1項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日(条 例第3条第3項および第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項 の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第3項および別表第3にお いて同じ。)に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を条例第5条 第2項に規定する、勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをい う。)
  - (3) 4時間の勤務時間の割振り変更(条例第5条第1項の規定に基づき勤務日 (4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。第5項において同じ。)の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条第1項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。第5項において同じ。)
- 2 条例<u>第5条第1項</u>の人事委員会規則で定める期間は、勤務を命じようとする 日の属する1週間の期間とする。
- 3 任命権者は、前項の規定によることが困難と認められる場合にあっては、勤務を命じようとする日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命じようとする日を起算日とする8週間後の日まで(人事委員会の承認を受けた場合にあっては、勤務を命じようとする日を起算日とする8週間前の日から当該勤務を

第3条 任命権者は、条例第4条第2項本文の規定により週休日および勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日(条例第3条第2項または条例第4条の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えないようにしなければならない。同項ただし書の規定の場合においても、同様とする。

(週休日の振替等)

第4条 任命権者は、条例<u>第5条</u>の規定により職員に<u>週休日(条例第4条第2項</u> の規定により割り振られた場合を含む。以下この項において同じ。)において 特に勤務を命じ、勤務日に割り振られた勤務時間を週休日に割り振り、または 勤務日に割り振られた勤務時間のうち4時間(4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。第4項において「4時間の勤務時間」という。)を週休日に割り振ること(以下「週休日の振替等」という。)を行おうとするときは、週休日等勤務命令・振替等通知・代休指定簿(様式第1号)によらなければならない。ただし、これによりがたい場合は、任命権者において所要の調整を行うことができる。

- 2 条例<u>第5条</u>の人事委員会規則で定める期間は、勤務を命じようとする日の属する1週間の期間とする。
- 3 任命権者は、前項の規定によることが困難と認められる場合にあっては、勤務を命じようとする日を起算日とする4週間前の日から当該勤務を命じようとする日を起算日とする8週間後の日まで(人事委員会の承認を受けた場合にあっては、勤務を命じようとする日を起算日とする8週間前の日から当該勤務を

命じようとする日を起算日とする16週間後の日まで)の期間に限り、週休日 の振替等を行うことができる。ただし、週休日の振替等を行った後において、 週休日または勤務時間を割り振らない日が毎4週間につき4日以上となるよう にし、かつ、勤務日および週休日の振替等により勤務時間が割り振られた日( 以下「勤務日等」という。) が引き続き24日を超えないようにしなければな らない。

4 (略)

5 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、勤務日の始業 の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振る ことをやめて行わなければならない。

(休憩時間の短縮)

- 出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときに限り、適用する ことができる。
- (1) 職員が中学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関 する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条 第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前 の監護対象者等」という。)を含む。以下同じ。)を養育する場合
- (2) 職員が条例第8条の3第4項に規定する要介護者を介護する場合 (3) · (4) (略)

(勤務時間の割振り等の明示)

第6条 (略)

2 各任命権者は、条例第3条第3項の規定により勤務時間の割振り等を行った 場合には、人事委員会の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容 を明示するものとする。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限についての準用)

- 第9条の7 条例第8条の3第4項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる 者(第2号に掲げる者にあっては、職員と同居しているものに限る。)とする
  - (1) 祖父母、孫および兄弟姉妹
  - (2) 職員または配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 を含む。)との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者お よび職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、人 事委員会が定めるもの
- 2 条例第8条の3第4項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間

命じようとする日を起算日とする16週間後の日まで)の期間に限り、週休日 の振替等を行うことができる。ただし、週休日の振替等を行った後において、 调休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日および调休日 の振替等により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日等」という。)が引 き続き24日を超えないようにしなければならない。

4 (略)

5 任命権者は、4時間の勤務時間を週休日に割り振る場合には、勤務日の始業 の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振る ことをやめて行わなければならない。

(休憩時間の短縮)

- 第4条の2 条例第6条第2項の規定は、次に掲げる場合に該当する職員から申|第4条の2 条例第6条第2項の規定は、次に掲げる場合に該当する職員から申 出があり、かつ、公務の運営に支障がないと認められるときに限り、適用する ことができる。
  - (1) 職員が中学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合
  - (2) 職員が条例第3条第4項第1号に規定する要介護者を介護する場合 (3) · (4) (略)

(勤務時間の割振り等の明示)

第6条 (略)

2 各任命権者は、条例第3条第3項または第4項の規定により週休日を設け、 または勤務時間の割振りを行った場合には、人事委員会の定めるところにより 、職員に対して速やかにその内容を明示するものとする。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限についての準用)

第9条の7 第9条の5 (第4項を除く。) および前条 (第1項第3号から第5 号までを除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この 場合において、第9条の5第1項中「深夜勤務制限請求は」とあるのは「条例 第8条の3第4項において準用する同条第1項の規定による請求(以下「深夜 勤務制限請求 | という。) は | と、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要 介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消しにより当該深夜 勤務制限請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該深夜 勤務制限請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

とする。

第9条の8 第9条の5 (第4項を除く。) および第9条の6 (第1項第3号か | 第9条の8 削除 ら第5号までを除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する 。この場合において、第9条の5第1項中「深夜勤務制限請求は」とあるのは 「条例第8条の3第4項において準用する同条第1項の規定による請求(以下 「深夜勤務制限請求」という。)は」と、第9条の6第1項第1号中「子」と あるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁または養子縁組の取消しに より当該深夜勤務制限請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護 者と当該深夜勤務制限請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替える ものとする。

#### 第9条の10 (略)

- 2 超過勤務制限開始日から起算して超過勤務制限請求に係る期間を経過する日 の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該超 過勤務制限請求は、当該超過勤務制限開始日からその該当することとなった日 までの期間についての請求であったものとみなす。
- (1) (略)
- (2) 超過勤務制限請求に係る子が小学校就学の始期に達したとき。

3 · 4 (略)

(特別休暇)

第17条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次のとおりと する。

(1)~(10) (略)

- (11) 次のいずれかに該当する場合
  - ア 職員が、親族等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情 にある者を含む。以下この号において同じ。)、1親等の親族および2親 等の親族(祖父母、兄弟姉妹および孫以外の2親等の親族にあっては職員 と同居しているものに限る。)をいう。別表第3の11の項において同じ 。)の看護(負傷し、または疾病にかかったその親族等の世話を行うこと をいう。)をし、その親族等が受ける機能回復訓練(その親族等の心身の 機能の維持回復および日常生活上の自立を図るために行う理学療法、作業 療法その他必要なリハビリテーションをいう。)の介助をし、またはその 親族等が受ける予防接種もしくは健康診断に付き添う場合
  - イ 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子

第9条の10 (略)

- 2 超過勤務制限開始日から起算して超過勤務制限請求に係る期間を経過する日 の前日までに、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該超 過勤務制限請求は、当該超過勤務制限開始日からその該当することとなった日 までの期間についての請求であったものとみなす。
- (1) (略)
- (2) 超過勤務制限請求に係る子が、条例第8条の3第2項の規定による請求に あっては3歳に、同条第3項の規定による請求にあっては小学校就学の始期 に達したとき。

3 · 4 (略)

(特別休暇)

第17条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次のとおりと する。

(1)~(10) (略)

(11) 職員が、親族等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に ある者を含む。以下この号において同じ。)、1親等の親族および2親等の 親族(祖父母、兄弟姉妹および孫以外の2親等の親族にあっては職員と同居 しているものに限る。)をいう。別表第3の11の項において同じ。)の看 護(負傷し、または疾病にかかったその親族等の世話を行うことをいう。別 表第3において同じ。)をし、その親族等が受ける機能回復訓練(その親族 等の心身の機能の維持回復および日常生活上の自立を図るために行う理学療 法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。別表第3において同 じ。) の介助をし、またはその親族等が受ける予防接種もしくは健康診断( 別表第3において「予防接種等」という。) に付き添う場合

を含む。以下この号において同じ。)を養育する職員が、その子の学校行事等(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話を行うことまたはその子の教育もしくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合(アに該当する場合を除く。)

(12)~(16) (略) 2~6 (略)

## 別表第3(第17条関係)

休暇を受ける事由		期間	添付書類
1~10 (略)		(略)	(略)
11 第17条第	1項第11号ア	1の年において5日( <u>親</u>	
またはイに該当	<u>する場合</u>	<u>族等に該当する者</u> が2人	
		以上の場合にあっては、	
		10日)以内	
12・13 (略)	)	(略)	(略)
14 職員が夏季	こおける盆等の	1の年の6月から10月	
諸行事、心身の何	建康の維持およ	までの期間内における週	
び増進または家原	庭生活の充実の	休日 <u>、勤務時間を割り振</u>	
ため勤務しない、	ことが相当であ	<u>らない日</u> 、条例第8条の	
ると認められる	場合	2第1項の規定により割	
		り振られた勤務時間の全	
		部について超勤代休時間	
		が指定された勤務日等、	
		休日および代休日を除い	
		て原則として連続する5	
		日以内	
15~21 (略)		(略)	(略)
22 職員が心   勤続期間が30		人事委員会が定める期間	
身の活力の維	年に達し、永年	内における週休日 <u>、勤務</u>	
持および増進   勤続職員表彰を		<u>時間を割り振らない日</u> 、	
を図るために 受けた職員		条例第8条の2第1項の	
勤務しないこ		規定により割り振られた	
とが相当であ		勤務時間の全部について	
ると認められ		超勤代休時間が指定され	

(12)~(16) (略) 2~6 (略)

### 別表第3(第17条関係)

10000000000000000000000000000000000000					
休暇を受ける事由		期間	添付書類		
1~10 (略)		(略)	(略)		
11 職員が、親	限等の看護をし	1の年において5日( <u>当</u>			
、その親族等か	<sup>5</sup> 受ける機能回復	該親族等が2人以上の場			
訓練の介助をし	<i>、</i> 、またはその親	合にあっては、10日)			
族等が受ける予	防接種等に付き	以内			
添う場合					
12・13 (略	子)	(略)	(略)		
14 職員が夏季	こにおける盆等の	1の年の6月から10月			
諸行事、心身の	)健康の維持およ	までの期間内における週			
び増進または家	<b>疋庭生活の充実の</b>	休日、条例第8条の2第			
ため勤務しない	ことが相当であ	1項の規定により割り振			
ると認められる	場合	られた勤務時間の全部に			
		ついて超勤代休時間が指			
		定された勤務日等、休日			
		および代休日を除いて原			
		則として連続する5日以			
		内			
15~21 (略)		(略)	(略)		
22 職員が心 勤続期間が30		人事委員会が定める期間			
身の活力の維 年に達し、永年		内における週休日、条例			
持および増進		第8条の2第1項の規定			
		により割り振られた勤務			
勤務しないこ		時間の全部について超勤			
とが相当であ		代休時間が指定された勤			
ると認められ		務日等、休日および代休			
•					

る場合		た勤務日等、休日および		る場合		日を除く連続する5日以	
		代休日を除く連続する5				内	
		日以内					
当	助続期間が20	人事委員会が定める期間			勤続期間が20	人事委員会が定める期間	
	平に達し、永年	内における週休日 <u>、勤務</u>			年に達し、永年	内における週休日、条例	
当	勧続職員表彰を	時間を割り振らない日、			勤続職員表彰を	第8条の2第1項の規定	
2	受けた職員	条例第8条の2第1項の			受けた職員	により割り振られた勤務	
		規定により割り振られた				時間の全部について超勤	
		勤務時間の全部について				代休時間が指定された勤	
		超勤代休時間が指定され				務日等、休日および代休	
		た勤務日等、休日および				日を除く連続する3日以	
		代休日を除く連続する3				内	
		日以内					
当	助続期間が10	(略)			勤続期間が10	(略)	
白	Fに達した職員				年に達した職員		
23~26 (略)		(略)	(略)	23~26 (略	)	(略)	(略)

様式第1号中「□週休日振替」を「□週休日等振替」に、同様式記入上の注意1中「週休日の振替」を「週休日等振替(週休日の振替および勤務時間を割り振らな い日の振替をいう。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和7年福井県条例第7号)の施行の日(以下この項において「改正条例施行日」という。)前に同条例による改正前の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年福井県条例第2号)第3条第3項の規定により勤務時間を割り振ろうとする場合または同条第4項の規定により週休日を設け、もしくは勤務時間を割り振ろうとする場合(同条例第3条第3項に規定する単位期間(以下この項において「単位期間」という。)が1週間である場合を除く。)において、単位期間の初日としようとする日から起算して4週間(単位期間が2週間または3週間である場合にあっては、それぞれ2週間または3週間)を経過する日が、改正条例施行日以降に到来するときは、この規則による改正前の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第2条の2第3項の規定にかかわらず、当該単位期間の末日を改正条例施行日の前日以前とするために必要な限度において、当該単位期間を1週間、2週間または3週間とすることができる。
- 3 この規則による改正前の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第21号

福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例施行規則(平成15年福井県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条および第3条 削除	第2条 削除

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

# 人事委員会告示

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会告示第1号

福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針の一部を改正する告示 福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針(平成7年福井県人事委員会告示第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
第1	1 週間の勤務時間の特例の基準関係	第1	1 週間の勤務時間の特例の基準関係	
1	(略)	1	(略)	
2	規則第2条の2第1項第3号の「人事委員会の定める日」は、次に掲げる	2	規則 <u>第2条の2第1項第1号</u> の「人事委員会の定める日」は、次に掲げる	

日とする。

- (1) 職員が日を単位として出張する日
- (2) 職員が1日の執務の全部を離れて研修を受ける日
- (3) 職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日
- 3 職員が条例<u>第3条第3項</u>の申告をする場合には、申告・割振り簿(様式第 1号)により、15分を単位として行うものとする。任命権者が規則<u>第2条</u> <u>の2第1項もしくは第2条の3第1項</u>の規定により<u>勤務時間の割振り等(規</u> <u>則第2条の2第1項に規定する勤務時間の割振り等をいう。以下第1において同じ。)を行い</u>、または規則<u>第2条の3第2項</u>の規定により<u>勤務時間の割</u> 振り等を変更する場合においても、同様とする。
- 4 規則第2条の2第1項または第2条の3第1項の規定による<u>勤務時間の割振り等</u>は、単位期間の開始以前に行うものとし、規則第2条の2第1項の規定による<u>勤務時間の割振り等</u>は、できる限り、単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに行うものとする。
- 5 規則第2条の3第1項の規定による<u>勤務時間の割振り等</u>は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに<u>勤務時間の割振り等を行う</u>と公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該<u>勤務時間を割り振らない日(規則第2条の2第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第3の第2項、第12の第18項、第13の第2項第2号、第14の第21項および第15の第4項を除き以下同じ。)</u>を勤務日とするときまたは勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について<u>勤務時間を割り振らない日</u>とし、または勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その<u>勤務時間を割り振らない日と</u>する日または勤務時間数を変更する日の選択および勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
- (1) <u>申告をされた勤務時間を割り振らない日を勤務日とする場合または申告をされた1日の勤務時間を延長する場合には、1日</u>の勤務時間が7時間4 5分を超えないようにし、<u>申告をされた勤務時間を短縮する場合には、1</u>日の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。
- (2) (略)
- 6 規則第2条の3第2項第2号の場合における<u>勤務時間の割振り等</u>の変更は、任命権者が当該<u>勤務時間を割り振らない日</u>または当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項第1号および第2号に掲げる基準に適合するように行うものとす

日とする。

- (1) 職員が日を単位として出張する日
- (2) 職員が1日の執務の全部を離れて研修を受ける日
- (3) 職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日
- 3 職員が条例<u>第3条第3項または第3条第4項</u>の申告をする場合には、申告・割振り簿(様式第1号)により、15分を単位として行うものとする。任命権者が規則第2条の2第1項、第2条の3第1項もしくは第2条の4第1項の規定により<u>勤務時間を割り振り</u>、または規則<u>第2条の4第2項</u>の規定により<u>勤務時間の割振り</u>を変更する場合においても、同様とする。
- 4 規則<u>第2条の2第1項</u>の規定による<u>勤務時間の割振りならびに規則第2条の3第1項または第2条の4第1項</u>の規定による<u>週休日の設定および勤務時間の割振り</u>は、単位期間の開始以前に行うものとし、規則第2条の2第1項の規定による<u>勤務時間の割振り</u>は、できる限り、単位期間が始まる日の前日から起算して1週間前の日までに行うものとする。
- 5 <u>規則第2条の4第1項</u>の規定による<u>週休日の設定および勤務時間の割振り</u>は、次に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合において、申告どおりに<u>週休日を設け、または勤務時間を割り振る</u>と公務の運営に支障が生ずる日について、それぞれ当該<u>週休日</u>を勤務日とするときまたは勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該支障が生ずる日以外の日について<u>週休日</u>とし、または勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るものとし、その<u>週休日</u>とする日または勤務時間数を変更する日の選択および勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。
- (1) <u>申告された勤務時間を延長して勤務時間を割り振る日については、延長後</u>の勤務時間が7時間45分を超えないようにし、<u>申告された勤務時間を</u>短縮して勤務時間を割り振る日については、短縮後の勤務時間が7時間45分を下回らないようにすること。

(2) (略)

6 規則<u>第2条の4第2項第2号</u>の場合における<u>週休日および勤務時間の割振りの変更は、任命権者が当該週休日</u>または当該勤務時間を変更しなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合に限るものとし、かつ、前項第1号および第2号に掲げる基準に適合するように行うものとする。この場合

る。この場合において、当該<u>勤務時間を割り振らない日</u>を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を<u>勤務時間を割り振らない日</u>とし、または当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間を割り振ることができるものとし、その<u>勤務時間を割り振らない日</u>とする日または既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択および勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

- 7 条例第3条第3項の規定により<u>勤務時間の割振り等を行った</u>場合における 規則第6条第2項の職員への明示は、次の事項が記載された申告・割振り簿 (様式第1号)により行うものとする。
  - (1) 規則第2条の2第1項の規定により<u>勤務時間の割振り等を行った</u>場合には、当該勤務時間を割り振らない日および各勤務日の正規の勤務時間
  - (2) 規則第2条の3第1項の規定により<u>勤務時間の割振り等を行った</u>場合には、当該勤務時間を割り振らない日および各勤務日の正規の勤務時間
  - (3) 規則<u>第2条の3第2項</u>の規定により<u>勤務時間の割振り等</u>を変更した場合 には、変更により<u>勤務時間を割り振らない日</u>となった日および変更された 勤務日の正規の勤務時間
- 第3 週休日の振替等関係

において、当該<u>週休日</u>を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を<u>週休日</u>とし、または当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更することができ、変更日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その<u>週</u>休日とする日または既に割り振られている勤務時間数を変更する日の選択および勤務時間の割振りの変更に当たっては、できる限り、職員の希望を考慮するものとする。

- 7 条例第3条第4項による申告に当たっては、状況届(様式第2号)を提出するものとする。
- 8 規則第2条の3第6項に規定する届出は、状況変更届(様式第3号)によるものとする。
- 9 規則第2条の3第3項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住 宅に泊まり込む場合等を含む。
- 10 規則第2条の3第3項第2号の「人事委員会が定めるもの」は、次に掲げる者とする。
  - (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子
- 11 条例第3条第3項の規定により<u>勤務時間を割り振った場合または同条第4項の規定により週休日を設け、および勤務時間を割り振った</u>場合における規則第6条第2項の職員への明示は、次の事項が記載された申告・割振り簿(様式第1号)により行うものとする。
- (1) 規則第2条の2第1項の規定により<u>勤務時間を割り振った</u>場合には、<u>各</u> 勤務日の正規の勤務時間
- (2) 規則第2条の3第1項の規定により週休日を設け、および勤務時間を割り振った場合には、当該週休日および各勤務日の正規の勤務時間
- (3) 規則<u>第2条の4第1項</u>の規定により<u>週休日を設け、または勤務時間を割り振った</u>場合には、当該<u>週休日</u>および各勤務日の正規の勤務時間
- (4) 規則<u>第2条の4第2項</u>の規定により<u>週休日および勤務時間の割振り</u>を変 更した場合には、変更により<u>週休日</u>となった日および変更された勤務日の 正規の勤務時間
- 第3 週休日の振替等関係

- 1 1の週休日または勤務時間を割り振らない日について、週休日の振替(規則第4条第1項第1号に規定する週休日の振替をいう。以下同じ。)または 勤務時間を割り振らない日の振替(同項第2号に規定する勤務時間を割り振 らない日の振替をいう。以下同じ。)および4時間の勤務時間の割振り変更 (同項第3号に規定する4時間の勤務時間の割振り変更をいう。以下同じ。 )の双方を行うことができる場合には、できる限り、週休日の振替または勤 務時間を割り振らない日の振替を行うものとする。
- 2 <u>週休日の振替または勤務時間を割り振らない日の振替</u>を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に割り振る勤務時間は、<u>週休日または勤務時間を割り振らない日(条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。)</u>に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。
- 3 (略)
- 4 条例第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日が週休日と定められている職員にあっては、祝日法による休日および年末年始の休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、週休日の振替等(規則第4条 第1項に規定する週休日の振替等をいう。以下同じ。)は行わないものとする。
- 5 (略)

#### 第4 休憩時間関係

 $1 \sim 4$  (略)

- 5 規則第4条の2の申出は、休憩時間変更事由申出書(<u>様式第2号</u>)により 行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、任命権者において所要 の調整を行うことができる。
- 6 (略)
- 第7 超勤代休時間の指定関係

1~3 (略)

- 4 超勤代休時間指定簿は<u>様式第3号</u>によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、任命権者において所要の調整を行うことができる。
- 第8 育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限関係

1~5 (略)

6 規則<u>第9条の8</u>において準用する規則第9条の6第1項第2号の「要介護者と当該深夜勤務制限請求をした職員との親族関係が消滅したとき」とは、

- 1 1の週休日について、週休日の振替(条例第5条の規定に基づき勤務日を 週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を条例第5条の勤務す ることを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)および4 時間の勤務時間の割振り変更(条例第5条の規定に基づき勤務日(4時間の 勤務時間のみが割り振られている日を除く。)のうち4時間の勤務時間を当 該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同条の勤務するこ とを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。)の双方を行う ことができる場合には、できる限り、週休日の振替を行うものとする。
- 2 <u>週休日の振替</u>を行う場合において、勤務することを命ずる必要がある日に 割り振る勤務時間は、<u>週休日</u>に変更される勤務日の始業の時刻から終業の時 刻までの時間帯に割り振るものとする。ただし、これと異なる時間帯に割り 振ることが業務上特に必要であると認められる場合には、この限りでない。

3 (略)

4 条例第3条第1項または第4条の規定に基づき毎日曜日が週休日と定められている職員にあっては、祝日法による休日および年末年始の休日に割り振られている勤務時間については、できる限り、<u>週休日の振替および4時間の</u>勤務時間の割振り変更は行わないものとする。

5 (略)

## 第4 休憩時間関係

1~4 (略)

- 5 規則第4条の2の申出は、休憩時間変更事由申出書(<u>様式第4号</u>)により 行うものとする。ただし、これによりがたい場合は、任命権者において所要 の調整を行うことができる。
- 6 (略)
- 第7 超勤代休時間の指定関係

1~3 (略)

- 4 超勤代休時間指定簿は<u>様式第5号</u>によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、任命権者において所要の調整を行うことができる。
- 第8 育児または介護を行う職員の深夜勤務の制限関係

1~5 (略)

6 規則<u>第9条の7</u>において準用する規則第9条の6第1項第2号の「要介護者と当該深夜勤務制限請求をした職員との親族関係が消滅したとき」とは、

深夜勤務制限請求に係る要介護者が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により職員の親族でなくなった場合をいう。

- 第9 育児または介護を行う職員の超過勤務の制限関係
  - 1 条例第8条の3第2項および第3項の「小学校就学の始期に達するまで」 とは、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。

2~3 (略)

- 4 規則第9条の7第1項の「同居」には、職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- 5 規則第9条の7第1項第2号の「人事委員会が定めるもの」は、次に掲げる者とする。
  - (1) 父母の配偶者
- (2) 配偶者の父母の配偶者
- (3) 子の配偶者
- (4) 配偶者の子

<u>6</u> (略)

- <u>7</u> (略)
- 8 (略)
- 9 (略)
- <u>10</u> (略)
- 第10 介護を行う職員に対して任命権者が講ずべき措置等関係
  - 1 条例第16条の2第1項の規定により、職員に対して制度等を知らせると ともに職員の意向を確認するための措置を講ずることは、職員による介護両 立支援制度等の申告、請求または申出(以下この項において「請求等」とい う。)が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、 任命権者は、これを行うに当たっては、職員による介護両立支援制度等の請 求等を控えさせることとならないように配慮しなければならない。
  - 2 条例第16条の2第1項の「仕事と介護との両立に資する制度または措置」は、次に掲げる制度または措置とする。
    - (1) 条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、または勤務時間を割り振ること。
    - (2) 条例第15条第1項に規定する介護休暇
    - (3) 条例第15条の2第1項に規定する介護時間
    - (4) 規則第4条の3第4号に規定する早出遅出勤務をさせること。
    - (5) 条例第8条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項の規定により深夜勤務をさせないこと。

深夜勤務制限請求に係る要介護者が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により職員の親族でなくなった場合をいう。

- 第9 育児または介護を行う職員の超過勤務の制限関係
- 1 条例第8条の3第2項の「3歳に満たない」とは、満3歳の誕生日の前日までをいう。

 $2 \sim 3$  (略)

4 条例第8条の3第3項の「小学校就学の始期に達するまで」とは、満6歳 に達する日以後の最初の3月31日までをいう。

<u>5</u> (略)

<u>6</u> (略)

<u>7</u> (略)

8 (略)

9 (略)

- (6) 条例第8条の3第4項の規定により読み替えられた同条第2項または第 3項の規定により超過勤務をさせないこと。
- (7) 規則第17条第1項第24号に規定する要介護者の世話を行うための休 暇
- (8) 規則第4条の2第2号に規定する職員の休憩時間を短縮すること
- 3 条例第16条の2第1項の「その他の事項」は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項(1)から(8)までに掲げる制度または措置
- (2) (1)の申告先、請求先または申出先
- (3) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第70条の4第 1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な 事項
- 4 条例第16条の2第1項または第2項の規定により、職員に対して前項に 規定する事項を知らせる場合には、次のいずれかの方法(同条第1項の規定 による場合における(3)に掲げる方法にあっては、当該職員が希望する場合に 限る。)によって行わなければならない。
  - (1) 面談による方法
  - (2) 書面を交付する方法
  - (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために 用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条 第1号に規定する電気通信をいい、以下この(3)および次項(3)において「電 子メール等」という。)の送信の方法(当該職員が当該電子メール等の記 録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)
- 5 条例第16条の2第1項の「その他の措置」は、次に掲げる措置((3)に掲 げる措置にあっては、職員が希望する場合に限る。)とする。
- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)
- 6 条例第16条の2第2項の「40歳に達した日」とは、40歳の誕生日の 前日をいう。
- 7 条例第16条の3第3号の「その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の 整備に関する措置」は、次に掲げる措置とする。
- (1) 職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集および職員に対する当該事例の提供
- (2) 職員に対する介護両立支援制度等および介護両立支援制度等の利用の促進に関する方針の周知
- 第11 休日の代休日の指定関係

第10 休日の代休日の指定関係

1 · 2 (略)

### 第12 年次休暇関係

1~17 (略)

18 年次休暇を請求した後に、当該年次休暇の日について週休日の振替等または代休日の指定が行われた場合には、週休日に変更された日、勤務時間を割り振らない日(条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。)に変更された日、勤務日の勤務時間のうち週休日または勤務時間を割り振らない日(規則第2条の2第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。)に割り振られた4時間または代休日に指定された日については、年次休暇として取り扱わないものとする。

### 第13 病気休暇関係

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 当該日数には、<u>週休日、勤務時間を割り振らない日(規則第4条第1項第2号に規定する勤務時間を割り振らない日をいう。第14の第21項および第15の第4項において同じ。)</u>、休日および代休日を含めて計算する。

(3) · (4) (略)

3~5 (略)

# 第14 特別休暇関係

1~8 (略)

- 9 規則第17条第1項第11号の休暇については、次の取扱いによるものとする。
- (1) 規則別表第3の11の項の「1の年」とは1暦年をいい、同項の「5日 (親族等に該当する者が2人以上の場合にあっては、10日)以内」は1 日または1時間ごとに分割することができる。
- (2) 第11号イの「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する」とは、9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。)と同居してこれを監護することをいい、同号の「人事委員会が定める事由」は、次に掲げる事由とし、同号の「人事委員会が定めるもの」は、入園、卒園または入学の式典その他これに準ずる式典とする。

<u>ア 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出</u> 席停止 1 · 2 (略)

# 第11 年次休暇関係

 $1 \sim 17$  (略)

18 年次休暇を請求した後に、当該年次休暇の日について週休日の振替等または代休日の指定が行われた場合には、<u>週休日に変更された日</u>、勤務日の勤務時間のうち<u>週休日</u>に割り振られた4時間または代休日に指定された日については、年次休暇として取り扱わないものとする。

# 第12 病気休暇関係

1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 当該日数には、週休日、休日および代休日を含めて計算する。

(3) · (4) (略)

3~5 (略)

## 第13 特別休暇関係

1~8 (略)

9 規則別表第3の11の項の「1の年」とは1暦年をいい、同項の「5日( 当該親族等が2人以上の場合にあっては、10日)以内」は1日または1時 間ごとに分割することができる。 イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由またはアに掲げる事由に準ずるもの

10~15 (略)

16 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 規則第17条第1項第21号ウおよび工に掲げる活動のうち、主として、活動の仲介を行っている団体および自らも主体となって活動を行う団体を通さない活動について休暇の承認を受けた職員は、事後において速やかに、社会貢献活動報告書(<u>様式第4号</u>)により任命権者に報告を行うものとする。

(6)~(8) (略)

- (9) 規則別表第3の21の項の「社会貢献活動計画書」は<u>様式第5号</u>による ものとする。
- 2.1 規則第17条第2項に規定する期間の計算については、4時間または1時間を単位とする場合を除くほか、正規の勤務時間の途中において勤務しないことの原因が発生し、特別休暇を取得し始めたときは、その日から起算するものとし、その期間中には<u>週休日、勤務時間を割り振らない日</u>、休日および代休日を含むものとする。

# 第15 介護休暇関係

1~3 (略)

4 任命権者は、規則第18条第5項の規定により指定期間を指定する場合において、規則第18条第9項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日として申出の期間または延長申出の期間から除く日に<u>週休日または勤務時間を割り振らない日が引き続くときは、当該週休日または勤</u>務時間を割り振らない日を除いた期間の指定期間を指定するものとする。

5 · 6 (略)

様式第1号を次のように改める。

10~15 (略)

16 (略)

(1)~(4) (略)

(5) 規則第17条第1項第21号ウおよびエに掲げる活動のうち、主として、活動の仲介を行っている団体および自らも主体となって活動を行う団体を通さない活動について休暇の承認を受けた職員は、事後において速やかに、社会貢献活動報告書(<u>様式第6号</u>)により任命権者に報告を行うものとする。

(6)~(8) (略)

- (9) 規則別表第3の21の項の「社会貢献活動計画書」は<u>様式第7号</u>による ものとする。
- 2.1 規則第17条第2項に規定する期間の計算については、4時間または1時間を単位とする場合を除くほか、正規の勤務時間の途中において勤務しないことの原因が発生し、特別休暇を取得し始めたときは、その日から起算するものとし、その期間中には<u>週休日</u>、休日および代休日を含むものとする。

# 第14 介護休暇関係

1~3 (略)

4 任命権者は、規則第18条第5項の規定により指定期間を指定する場合において、規則第18条第9項ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日として申出の期間または延長申出の期間から除く日に<u>週休日</u>が引き続くときは、当該<u>週休日</u>を除いた期間の指定期間を指定するものとする。

5・6 (略)

様式第2号および様式第3号を削り、様式第4号を様式第2号とし、様式第5号を様式第3号とする。

様式第6号中「(第13関係)」を「(第14関係)」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号中「(第13関係)」を「(第14関係)」に改め、同様式を様式第5号とする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例および福井県職員等の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の運用方針に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

# 人事委員会訓令

福井県人事委員会訓令第1号

人事委員会事務局

福井県人事委員会事務局の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会事務局の職員等の旅費取扱規程の一部を改正する訓令

福井県人事委員会事務局の職員等の旅費取扱規程(平成10年福井県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(旅費の調整)

第1条 職員が委員長または委員の秘書として随行した場合には、福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。)<u>第8条第2項</u>の規定により、委員長または委員に支給される旅客運賃、特別車両料金、特別船室料金、座席指定料金および特別座席料金を支給する。

(旅費の特例)

第1条 職員が委員長または委員の秘書として随行した場合には、福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号。以下「条例」という。)第36条第2項の規定により、委員長または委員に支給される旅客運賃、特別車両料金、特別船室料金、座席指定料金および特別座席料金を支給する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

# 企業管理規程

福井県企業管理規程第2号

福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県公営企業財務規程の一部を改正する規程

福井県公営企業財務規程(昭和37年福井県電気事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(企業出納員の審査および確認)

(企業出納員の審査および確認)

第28条 企業出納員は、前条の規定により支出命令書または支出負担行為兼支 │第28条 企業出納員は、前条の規定により支出命令書または支出負担行為兼支 出命令書の送付を受けたときには、支出の根拠となる書類等(書類および電磁 的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することがで きない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され るものをいう。)をいう。以下同じ。)の提示を管理者に求め、同条第1項各 号に掲げる事項を審査し、確認しなければならない。

(概算払)

第36条 (略)

2 旅費の概算払は、次に掲げる旅行をする場合に限り、することができる。

(1) (略)

(2) (略)

(概算払の精算)

- 第37条 概算払を受けた者は、当該概算払に係る債権額の確定後、速やかに、 概算払を受けた額、精算額およびその明細等を明らかにした書類等により、精 算しなければならない。ただし、旅費にあっては、概算払を受けた額が精算額 と同額の場合は、管理者がその旨を確認し、旅行命令簿等(福井県一般職の職 員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号)第4条第4項に 規定する旅行命令簿等をいう。以下同じ。)に確認した旨を記載または記録す ることにより、精算したものとみなす。
- 2 管理者は、前項の規定による書類等の提出を受けたときは、概算払精算書を 企業出納員に送付するとともに、精算の結果過不足が生じたときは、戻入また は支出の手続を執らなければならない。
- 3 (略)

(隔地払)

第40条の2 企業出納員は、隔地の債権者に、指定金融機関に送金の方法によ り支払をさせるときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出すととも に、送金通知書を債権者に送付しなければならない。

(指定金融機関特例払)

第40条の3 企業出納員は、債権者からの納入告知書等により、指定金融機関 に支払をさせるときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出すととも に、当該納入告知書等を指定金融機関に送付しなければならない。

出命令書の送付を受けたときには、支出の根拠となる書類の提示を管理者に求 め、同条第1項各号に掲げる事項を審査し、確認しなければならない。

改正前

(概算払)

第36条 (略)

- 2 旅費の概算払は、次に掲げる旅行をする場合に限り、することができる。
- (1) (略)
- (2) 県外旅行のうち宿泊を要しない旅行で片道の路程が100キロメートル以 上のもの
- (3) (略)

(概算払の精算)

- 第37条 概算払を受けた者は、当該概算払に係る債権額の確定後、速やかに、 概算払を受けた額、精算額およびその明細等を明らかにした書類により、精算 しなければならない。ただし、旅費にあっては、概算払を受けた額が精算額と 同額の場合は、管理者がその旨を確認し、福井県一般職の職員等の旅費等に関 する条例施行規則(昭和29年福井県人事委員会規則第1号)第6条第1項の 旅行命令(依頼)簿に確認した旨を示すことにより、精算したものとみなす。
- 2 管理者は、前項の規定による書類の提出を受けたときは、概算払精算書を企 業出納員に送付するとともに、精算の結果過不足が生じたときは、戻入または 支出の手続を執らなければならない。
- 3 (略)

(隔地払)

第40条の2 企業出納員は、隔地の債権者に、指定金融機関をして送金の方法 により支払をさせるときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出すと ともに、送金通知書を債権者に送付しなければならない。

(指定金融機関特例払)

第40条の3 企業出納員は、債権者からの納入告知書等により、指定金融機関 をして支払をさせるときは、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出すと ともに、当該納入告知書等を指定金融機関に送付しなければならない。

(収入の証拠書類)

とする。

(支払の証拠書類)

書類等とする。

(随意契約)

- 号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 工事または製造の請負 400万円
- (2) 財産の買入れ 300万円
- (3) 物件の借入れ 150万円
- (4) 財産の売払い 100万円
- (5) 物件の貸付け 50万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 200万円

2 (略)

(予算の編成)

- 財政計画に関する書類等を作成し、毎事業年度管理者の定める期日までに管理 者に提出しなければならない。
- 2 (略)

(指定金融機関の検査)

て、原則として毎年度1回、検査をさせなければならない。

(収入の証拠書類)

第50条 収入の証拠書類は、調定決議その他の調定および収入に関する書類等│第50条 収入の証拠書類は、調定決議その他の調定および収入に関する書類と する。

(支払の証拠書類)

第51条 支払の証拠書類は、支出命令書その他の支出命令および支払に関する│第51条 支払の証拠書類は、支出命令書その他の支出命令および支払に関する 書類とする。

(随意契約)

- 第87条の2 今第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の各 | 第87条の2 今第21条の13第1項第1号の管理規程で定める額は、次の各 号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 工事または製造の請負 250万円
  - (2) 財産の買入れ 160万円
  - (3) 物件の借入れ 80万円
  - (4) 財産の売払い 50万円
  - (5) 物件の貸付け 30万円
  - (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円
  - 2 (略)

(予算の編成)

- 第89条 公営企業課長は、前条の編成方針に基づいて、予算見積の資料および|第89条 公営企業課長は、前条の編成方針に基づいて、予算見積の資料および 財政計画に関する書類を作成し、毎事業年度管理者の定める期日までに管理者 に提出しなければならない。
  - 2 (略)

(指定金融機関の検査)

第104条 管理者は、その補助する職員に指定金融機関の事務の取扱いについ │ 第104条 管理者は、その補助する職員をして指定金融機関の事務の取扱いに ついて、原則として毎年度1回、検査をさせなければならない。

別表第2第1号の表を次のように改める。

区分	事前合詞	議区分	支出負担行為として整理	支出負担行為の範囲
	公営企業課長	企業出納員	する時期	
給料、手当、法定福利費、動力費、退職 給付費、旅費、光熱水費、諸税、企業債 償還金、企業債利息、長期借入金返還金 、長期借入金利息、一時借入金利息、建 設利息、支払利息、養成費、雑費(食糧 費、物品購入に係る交際費および手数料 を除く。)、交付金、水利使用料、繰出		全額	支出決定のとき。	支出しようとする額

金ならびに消費税および地方消費税				
幸侵西州		全額	支出決定のとき。	支出しようとする額
報償費		全額	支出決定のとき。	支出しようとする額
		全額	契約締結のとき(物品等 の購入に係るものに限る 。)。	契約金額
厚生福利費、消耗品費(光熱水費を除く。)、薬品費、修繕費(工事に係るものを除く。)、賃借料、損害保険料、通信運搬費、会議費、雑費(食糧費、物品購入に係る交際費および手数料に限る。)、除却費、備品購入費、仮設費、仮設備費、委託料(工事に係るものを除く。)、委託運転費および用地買収費		全額	契約締結のとき。	契約金額
工事に係る修繕費、工事に係る委託料、 工事請負費(資本的支出に係るものに限 る。)および測量調査費	全額	全額	契約締結のとき。	契約金額
負担金、補助および分担金ならびに補償 費		全額	交付決定のとき、契約締 結のときまたは支出決定 のとき。	交付しようとする額、契約金額または支出しようとする額
貸付金		全額	貸付決定のとき。	貸付しようとする額

別表第2備考2中「知事が別に定める方法で福井県一般職の職員等の旅費等に関する条例(昭和25年福井県条例第46号)第5条第4項に規定する」を削る。 別表第2備考3第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福井県公営企業財務規程の規定は、令和7年度の予算に係る事務から適用し、令和6年度の予算に係る事務については、なお従前の例による。

公営企業訓令

福井県公営企業訓令第1号

庁中一般 各事業所 福井県公営企業自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

福井県公営企業自動車管理規程の一部を改正する訓令

福井県公営企業自動車管理規程(昭和46年福井県企業局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
(使用状況の調査)	(使用状況の調査)		
第17条 公営企業課長は、必要があると認めるときは、企業用自動車の管理状	第17条 公営企業課長は、必要があると認めるときは、企業用自動車の管理状		
況について調査し、または企業用自動車を使用する事業所の長に対し報告を求	況について <u>実地に</u> 調査し、または企業用自動車を使用する事業所の長に対し報		
めることができる。	告を求めることができる。		

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

